

慶應二年寅九月

由緒書出帳

桑幡壹岐介

〇三 由緒書出帳

一助泰 天平宝字四年三月一日生、壬子年元腹<sup>(服)</sup>、正八幡宮於宝殿小兒之髮十一節ニ結之、以宝劔切之、則正宮當番請取而中殿納置之、夫ヨリ小兒着官服舉三獻盃下宮、是乃 正八幡宮為神勅所如件、

大隅正八幡宮被任執印職從四位下左馬頭、天長九年十月三日葬、則納棺椁正宮神前江昇詣之於四足、神式如

先例、三年回季正宮於神前所為修行也、

一頼弦

正八幡宮被任執印從三位下豊後守、

一寛治六年十二月十三日正宮御炎上有、同六年之五月

御上落有、承德元年迄六年ヲ曆<sup>(落)</sup>而御遷宮有、九州四

頭榮之、

一承德元年二月七日 正宮造立畢、同年六月正宮御炎

上有、

一助清

正八幡宮被任神官神事奉行執印惣別當從五位下豊後守、

元腹葬例三年季如古法、

一清道

建久八年右大将家始、同九年八月日安堵御下文給之、

是則大隅國圖田帳也、于今桑幡家ニ格護、

一道継

一建長五年三月十五日 正八幡宮御炎上有、三十二年

ヶ間假殿被建置也、夫ヨリ又三十二年曆弘安五年四

月廿一日御炎上有、

一道昌

正八幡宮政所神官神事奉行彼住從三位下形部少輔、

一建武四年正宮御廻祿、貞和五年二月十八日巳時ヨリ

正八幡宮御炎上有、

一道泰 豊後守

一應永十四年正宮御造宮、同二十二年自酉刻正八幡宮

善神王御太刀先鳩居而同二月四日卯時飛立、不思儀

御事ト申ナリ、文安四年ニ又御炎上、兩社一字計殘

給、夫ヨリ十一年歴而長祿元年御造宮、

嶋津忠國公營之、同二年天下大飢饉、人民多死亘不

知數、

一長祿年中伊東氏・北原氏之兩將依一戰、上井・敷根

等ニ衆ヲ被仕之処ニ、山崎邊途彼軍勢伐出ニ付、八

幡山之諸司神官留守・桑幡・澤・最勝寺此四家ヲ分

ケ四年ニ即時追退、加之千三百四之首 太守忠國卿

備實檢、銘々下御褒美給、時之大老本田因幡守國親・

町田周防守忠胤・大寺美濃守忠幸等云云、

一道延 鬼羆丸 豊後守

正八幡宮政所神官神事奉行執印惣別當職、永祿元年八

月十六日石清水八幡宮善法寺法印執奏ヲ以 口宣案貳

通頭戴之、石清水ヨリ補任状如此、

1 大隅正八幡宮執印職補任状

大隅正八幡宮執印職之事

以息長朝臣道延所被補任彼職也、早被存知之可被專

神事之由、

石清水八幡宮善法寺法印掌清依仰執達如件、

駿河法橋光尊

永祿元年八月十六日

執印桑幡豊後守殿

一日本六十六畝之地藏於桑幡家平清盛卿御寄進有、地

藏堂於于今桑幡居屋敷有之、

一大永七年十月廿八日、本田・新納引合合戰アリ、三

ノ社ヲ防所ニテ、十一月廿八日正宮御炎上、午刻切

版申也、依之諸社惣而大炎上ニ及リ、

一正八幡大永年間依御炎上、天文廿年九月日御尊躰御

下向、桑幡末家三角道家使者也、則八幡崎ニ御着船、

蒲生八幡之御輿備、鑰嶋宮ニテ奉移、着御有テ日新

公御社參、御詠歌十一首有、

一道隆 鬼市丸 左馬頭 豊後守

大永二壬午年誕生、元腹如先例、

永祿二己未曆上洛、同八年下向、在京七ヶ年、哥道稽

古スル所也、

2 口宣案

(本文書ハ二の15・24号ト同文ニツキ省略ス)

永祿七年九月十六日

(在之)左京之時為花木道隆發句之連歌アリ、委系圖等相

見、

(本記事ハ五の3号ヲ示スモノカ)

3 口宣案

(本文書ハ二の16・25号ト同文ニツキ省略ス)

4 善法寺有清御教書

系圖ニ委

大隅國桑原郡國分正八幡宮公文政所神官神事奉行執

印惣別當息長道隆申、豊後守從四位下蒙勅許之旨

神皇盛恩謹可仰尊之由、石清水八幡宮善法寺法印有

清依仰執達如件、

文祿二年八月六日

加賀法眼快尊

執印 桑幡豊後守殿

道隆室上井之城司上井筑前守入道久(伝カ)齊ノ嫡女也、

一道武 左馬頭 左兵衛尉

右母ハ上井筑前守嫡女也、第二伊勢守(實兼)、第三次郎左エ

門尉ハ上井三河守跡繼、第四ハ吉利下總守室也、第五

源左衛門尉ハ鎌田壹岐守跡繼、第六ハ平佐ノ城司桂山

城守室、第七ハ神九郎高岡ニ住、以上兄(弟)第七人、○勢

州之嫡女ハ平田太郎左衛門尉増宗室也、第二(平)佐城司

北郷氏室、第三治部少輔信州諏方郡主諏方因幡守ニ訴  
本性ヲ、上井ヲ改諏方ニ、号諏訪治部少輔為兼ト、

一天正廿年壬辰曆 公方太閤秀吉公ヨリ朝鮮国へ人數ヲ  
依指向給 義弘公・久保公同御渡海、

5 息長道武願文

御立願文状

正八幡宮御法樂 御入唐留主中之間

一 毎月七ケ日参籠之哀、

一 毎月一百韻連歌之哀、

一 一千度参詣之事、

右、奉為御立願趣者、藤原義弘并久保御両殿就御入唐、  
御武運長久得大勝利四海大平船中安全軍兵繁茂、殊者  
公私如意歸國安意一々御願、皆令満足奉御申處如右、

天正二十壬辰二月吉日 息長道武

一天正十九年細川下向、至文祿二寺社勸落、依之代々世々  
讓来知行三百五拾町沽却也、此旨於朝鮮国ニ 義弘公

被聞召上、御状拜領ス、

6 島津義弘書状

傳書并御祈禱之札寔祝着不少候、然者其地之寺社  
令勸落、諸事不如意之由尤ニ候、併正八幡御事不  
輕儀ニ而候、<sup>(共)</sup>来春<sup>(者)</sup>必可為帰朝<sup>(存)</sup>之由ニ候、併正八幡御事不  
其刻巨細可申達候、恐々謹言、

十一月十八日 義弘御判

桑幡左馬頭殿

(本文書ハ「旧記雜録後編二二二三六号文書ト同文書ナルベシ」)

7 島津忠長外三名連署加増目錄

加増目錄

薩勿祁答院 <sup>大村</sup> 大居神之門

高四拾四石五升六合毫夕貳才

高六石八斗七升三合 浮免

惣合五拾石九斗貳升

右知行、為加増之宛行者也、

慶長六年

比志嶋紀伊守國貞

九月卅日

鎌田出雲守政近

平田太郎左衛門増宗

圖書頭(忠腕カ)長判

桑幡左兵衛尉殿

改長吉、

一道好 同職 左馬頭

一道純

文祿元壬辰年 義弘公 久保公御兩殿高麗御渡海道純

供奉也、同二年八月十二日使者ニ歸朝、肥前呼子津着

船、名子屋ニ登陣、木下大膳太夫備上聞、関白出座拜

顔、直ニ伏見□上路、九月廿九日下附帖佐、

一慶長三年、伊集院源次郎日刃庄内江楯籠、依之忠經公(恒)

向御馬給、同四年下城也、忠經公旗本備ニ道純供奉也、

一慶長四年戊亥十一月十二日帖佐發足、山城伏見上附、

此時江戸内太臣家康公与石田治部少輔ト濃州関ケ原ニ

ヲイテ因一戦 義弘公出馬也、由茲道純江伏見屋形代

被仰付勤仕之、同五年関ケ原相破、治部少輔被失勝利、

故 義弘公住吉境尼ケ崎之様退御、伏見江有住進、(注)

宰相様モ尼ケ崎江退御被成尼ケ崎御出船、日州御船着、

同年十月五日帖佐下附、道純供奉也、

一道良 長吉 城之介

道純嫡子也、慶長六年 義弘公江拜顔、元服

改長吉、

一道好 同職 左馬頭

慶長関ケ原合戦被失勝利石田治部少輔、故ニ 義弘卿

慶長五庚子年十月五日御下附有、其後 忠恒依御上路

為御武運長久國家安全在王之御幸之御誓願、同七年八

月十五日御結願也、

8 喜入久正外二名連署書下

一正宮左右之善神王殿御祭礼之夏、一年兩度之分依 御

立願、 竜伯様御一代無怠慢可被相助之由被 仰付畢、

然間御神事之入目一度ニ付米二石・鳥目二貫文宛申付

候、為後年染筆候也、仍如件、

慶長十二年二月十日 (平田) 宗親

(山田) 理安

桑幡政所殿

(喜入)  
久正

9 比志島国貞外二名連署知行目録

知行目録

大隅宮内之内

内村主計屋敷

高貳拾六石貳斗八升七合

浮免

高 六石三斗八升 内村名之内

浮免

高拾八石貳斗五升三合

内山田名之内

合五拾石九斗貳升

右之地、應此中公役之高被宛行者也、

慶長拾九年

七月四日

(重種)  
三原諸右衛門 □ (印)

桑幡左馬助殿

(貞忠)  
伊勢兵部少輔

(國貞)  
比志嶋紀伊守 □ (印)

(本文書ノ体裁ハ往時撮影ノ写真ニヨル)

10 比志島国貞外二名連署知行目録

知行目録

大隅宮内之内

内村名上藏屋敷

高拾五石九斗六升五合

内村名助三屋敷

高四石壹斗五升三合

浮免

内村名之内

高貳拾石四斗貳升七合

浮免

内山田名之内

高六拾六石六斗七升五合

合百七石貳斗貳升

右之地、應此中公役之高被宛行者也、

慶長十九年  
七月四日

三原諸右衛門判

伊勢兵部少輔判

比志嶋紀伊守判

忠政

桑幡左馬助殿

桑幡左馬頭殿

御宿所

12 島津久通外二名連署書狀

一 寬永六年三月廿八日 正八幡宮□

祭大行導一再經供養

太守三品 黃門 家久卿御祈禱也、

一 寬永九年依御檢地為竿頭令檢地所也、

11 喜入忠政・川上久國連署書狀

今度御家中御檢地相替候ニ付、竿頭餘多入事ニ候、就

夫貴老尙常ニケ様成儀不被仰付候得共、無人ニ而候間、

可被成御雇之由候条、早々爰元江參上候而可被為聞候、

恐々謹言、

十二月十二日

川上左近將監

久國

喜入撰津守

急度令申候、仍中村與左衛門殿檢地請取村今月中難調  
之由被申候ニ付、増手為竿頭貴所事被仰付候、然與左  
エ門殿當時下大隅之内野里村ニ被居候間、彼地江早々  
被差越熟談候而、入念檢地可有之、此方江不及參上候  
間、從其地直ニ野里村江被差越候、為其宿送之手形相  
添遺候、恐々謹言、

豊後守

久賀

三月十日

彈正大<sup>(通)</sup>粥

久慶

圖書頭

久通

桑幡左馬頭殿

御宿所

13 岩切六右衛門覺

覺

桑幡左馬頭殿

右者、霧嶋御再興此節被仰付候、為奉行諸事可被相調、御方前ヨリ可被仰由申セニ而候、相役者最上善次郎殿ニ而候、以上、

二月十三日

岩切六右衛門

喜入久右衛門殿

一道澄

14 口宣案

(本文書ハ二の18・27号ト同文ニツキ省略ス)

15 口宣案

(本文書ハ二の17・26号ト同文ニツキ省略ス)

(冊子表紙)

桑幡家系圖寫

○ 四 桑幡系図

息長連桑幡系圖

- 一 息長姓欽明天皇五年參内賜之、
- 一 號桑幡者出隼人命、隼人命桑之幡云々是也、當家忌生桑又因是也、

一幕紋者切瓜也

相識者丸之内梅鉢



一幕者王布、掛繩者左打、

三式之事

(本記事ハ二の7号ト同文ニツキ省略ス)

火闌降命 ○

隼人命 ○若隅命 岐見布流

大隅命 石體現座八幡立

社号桑幡宮神社

大隅桑原郡鹿兒山麓鹿兒島鎮坐鹿兒島神

社末社道之社西南一字祭日二月初辰別宮

垣島神社祭日九月十三日又号鑰島宮正宮

西南鎮座寛治六年十二月十三日正八幡宮

依御炎燒承德元年二月奉納正八幡宮御鑰

号鑰島殿

(以下二の29号トホボ同ジ、省略ス、尚本系図ノ野線ハ朱書ナリ)

○ 五 桑幡系図

●神武天皇 — 綏清天皇 — 安寧

●孝昭天皇 — 孝安天皇 — 孝靈天皇

●孝元天皇 — 開化天皇 — 崇神天皇

●垂仁天皇 — 景行天皇 — 五百野皇女

●仲哀天皇 — 神功皇后

●應神天皇 — 稚渟毛汎皇

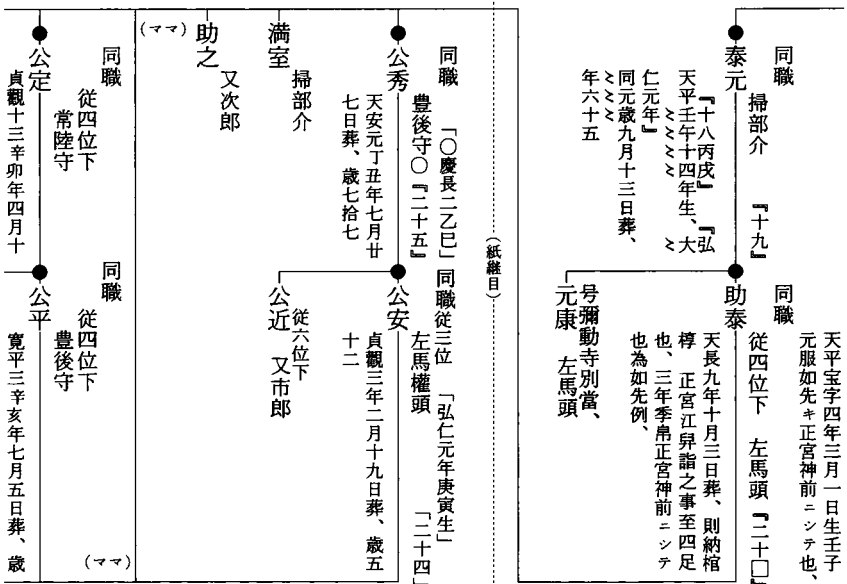
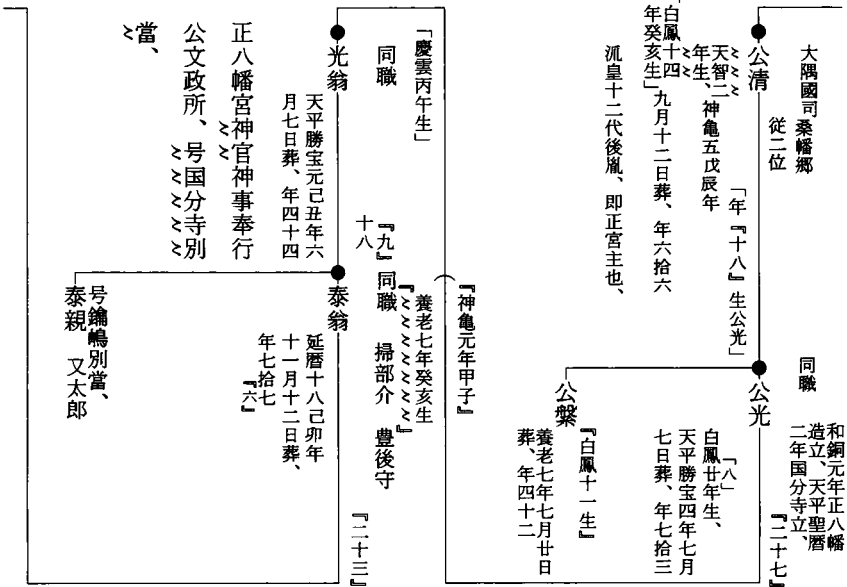
○中ハ應神天皇左仲哀天皇右

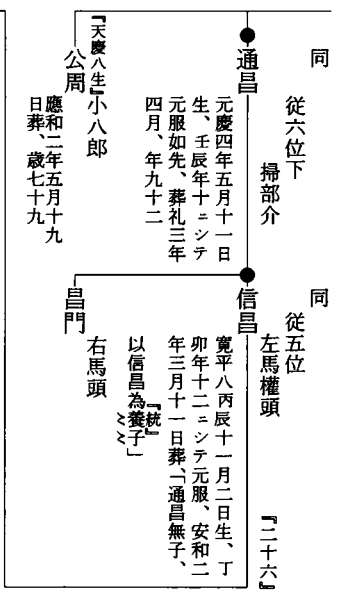
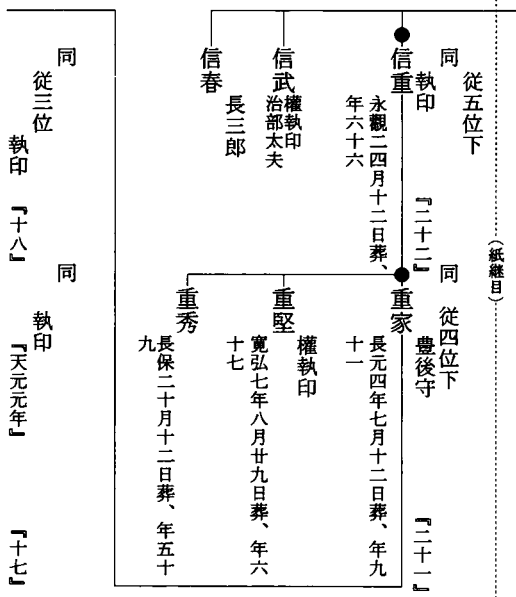
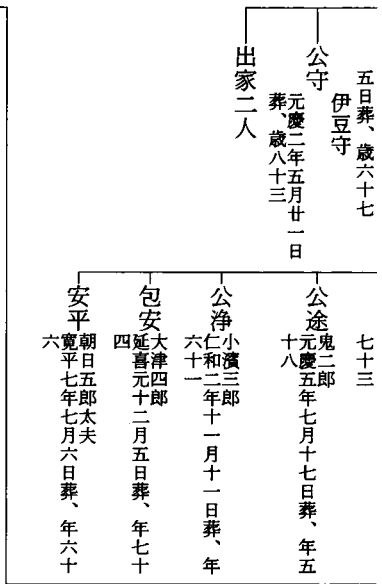
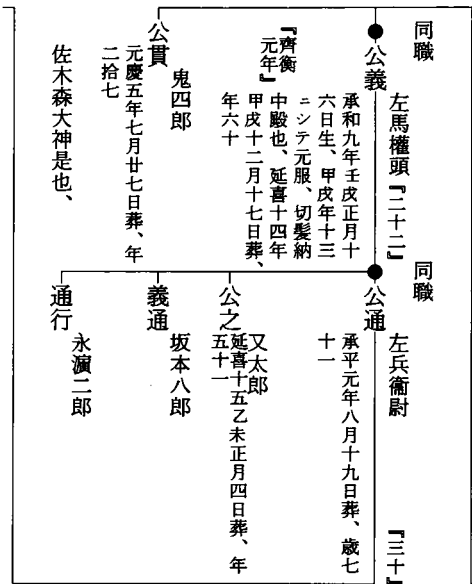
神功皇后以上三所是也、御殿三町ヲサリ大石ニツ

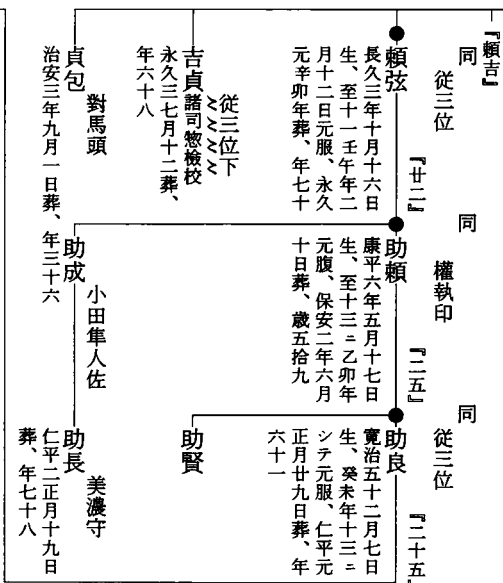
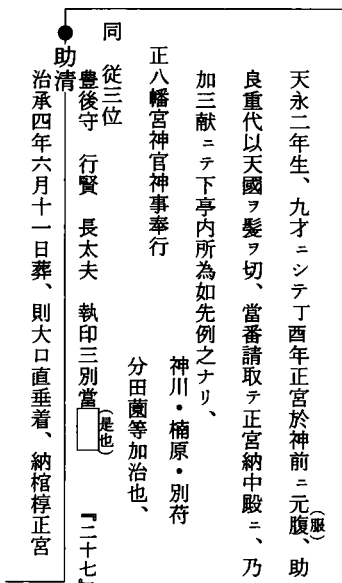
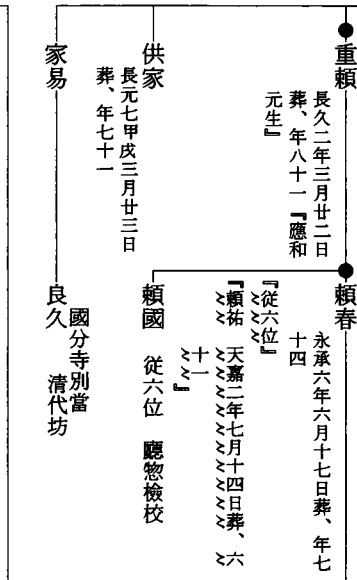
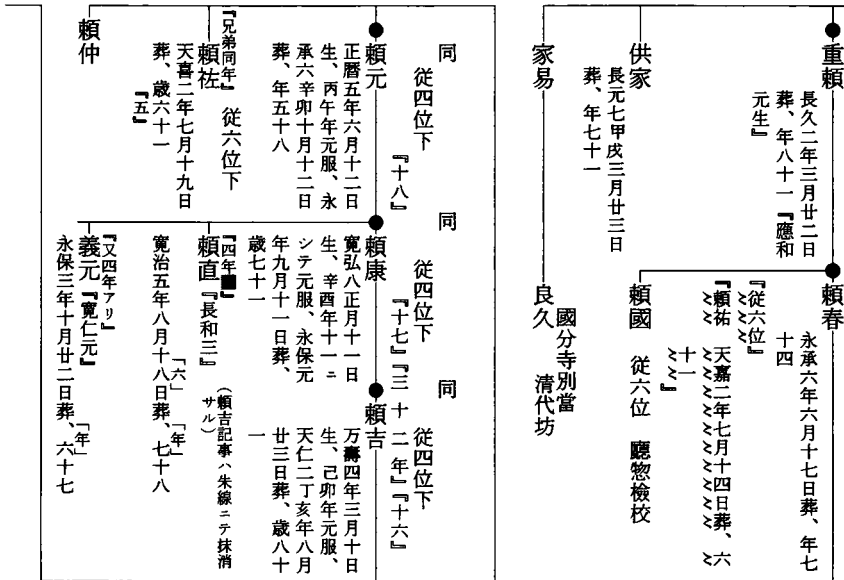
割、一ニハ幡之二字、又一ニハ昔於靈鷲山說妙法

花經、今在 正宮中ニ、示現大菩薩ト出現、今石

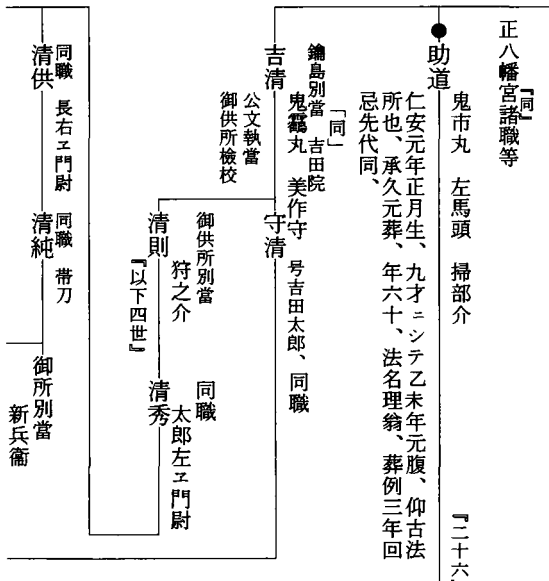
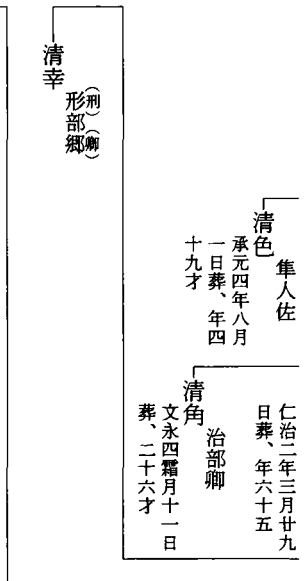
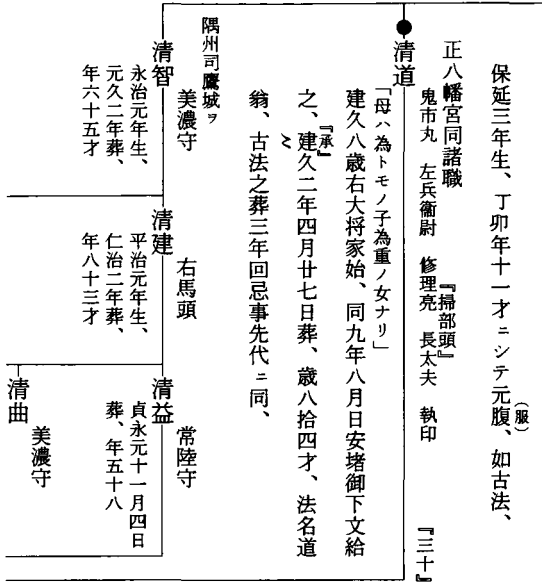
躰宮是也、

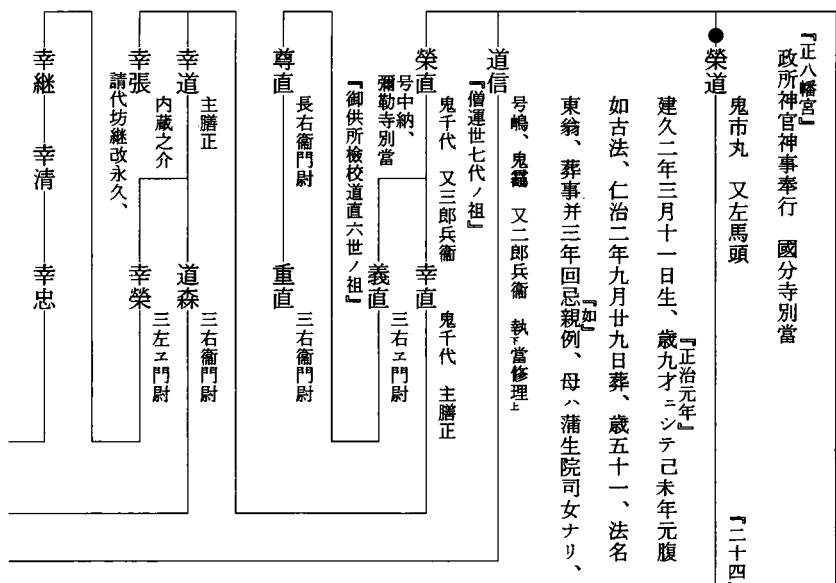
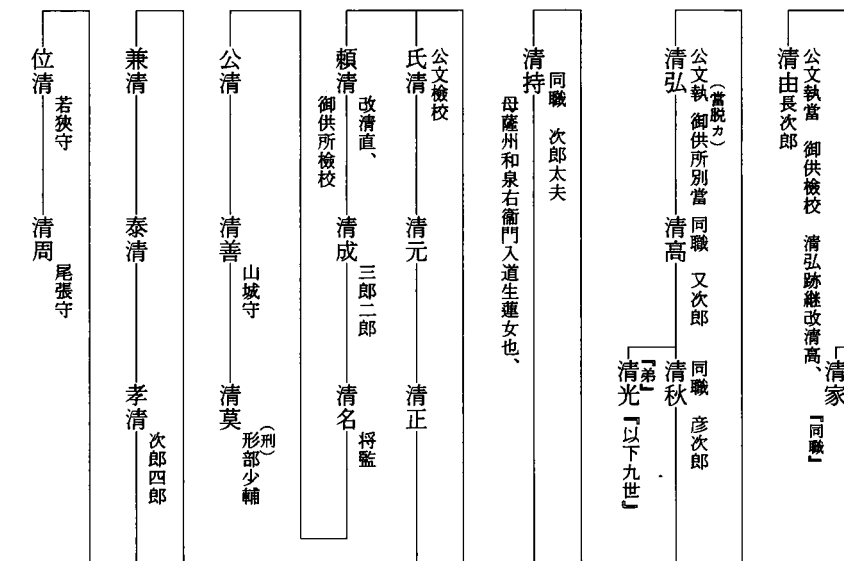


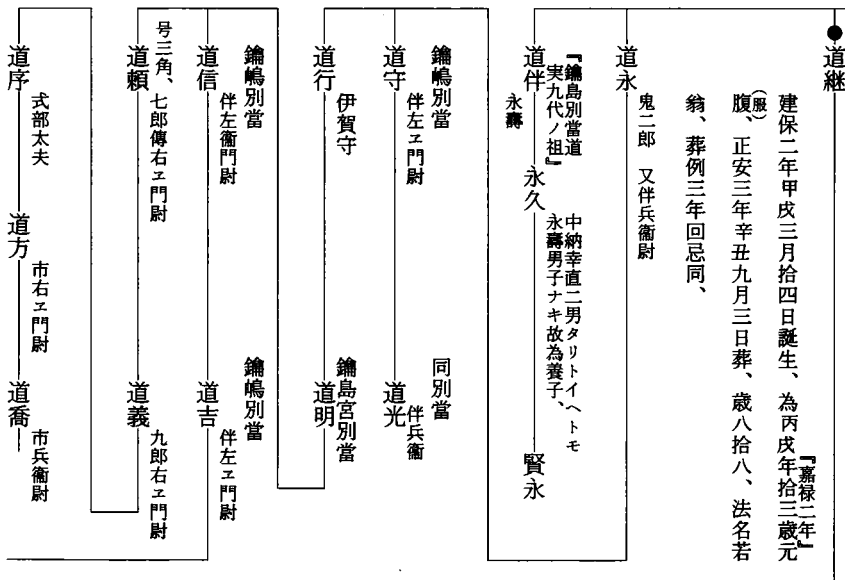
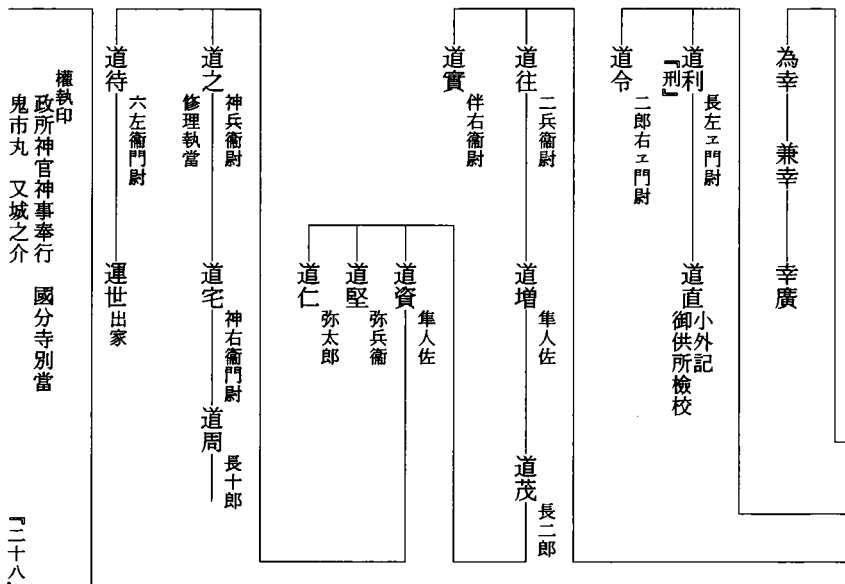


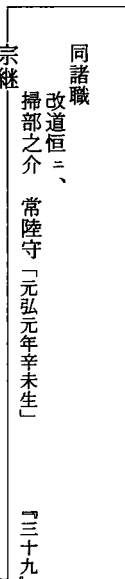
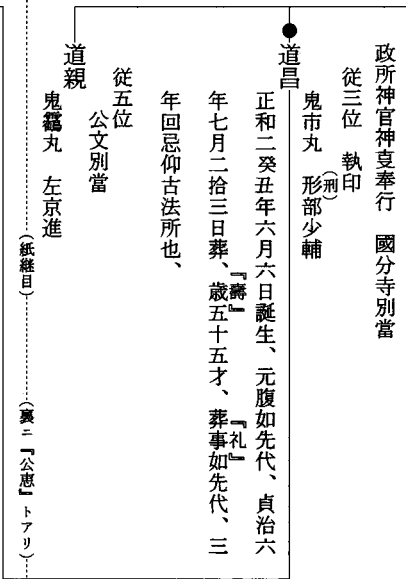
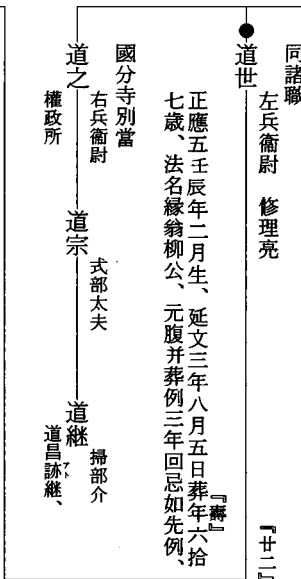
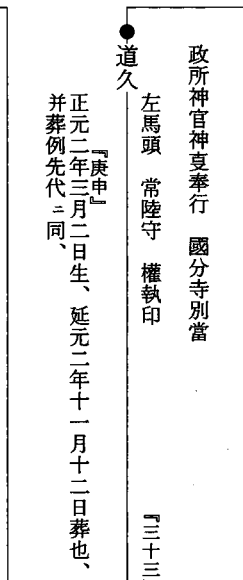
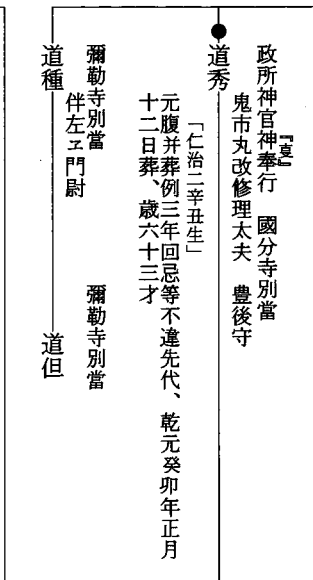
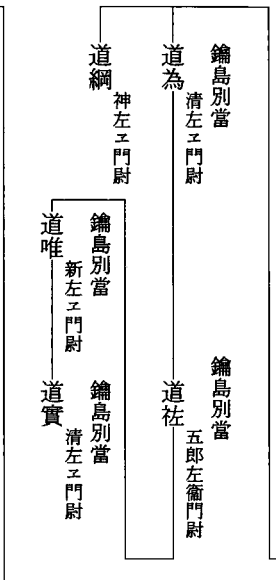


四足昇之參向神前、乃下昇之葬、仰古法所也、三年回忌ノ夏、正宮於勤行所靈空藏并御本尊江變一膳ツ、奉膳之、各衆徒江一膳ツ、備之、於神前阿彌陀經有讀誦、加三獻而各衆徒又桑轎之下亭内法花經〔儀〕セシ法之有勤、翌日法夏世例也、是則仰古風所也、











『著』宗繼式部大夫道宗雖為嫡子、道昌男子依無之此家ヲ繼也、  
『故為養子繼其後改道恒』  
應安二己酉年三月十五日葬、年三十九

長祿元丁丑年 正八幡宮造立 島津忠國公『營之』

同諸職

鬼市丸 又修理亮 豊後守

『四十六』

●道泰

『正平二十四己酉』

應安二年四月八日生、元腹如先世、應永三十四年

丁未五月三日葬、法名平翁、葬夏如先例、三年回

忌仰古法、

同諸職

鬼千代 筑前守 豊後守

『四十八』

●道重

從四位下 執印

應永二拾一年甲午十月十五日誕生、元腹如先例、文

龜二年九月三日葬、年八十九、法名仙翁、葬夏三年

回忌如先規、

彌勒寺別當

道松 鬼羈丸 又源左エ門尉

男子無之故退轉也、依之寛永十七年四月日、留守治部少

※「此間六十六年」

輔二男源左エ門江此職ヲ道好許之、改源左エ門ヲ号桑幡弥左エ門尉道政ト、

同諸職

權執印

左兵衛尉 豊後守

同諸職

改道景、左馬頭

●道元

寛正二辛巳年十一月十一日誕生、元腹如例、

天文元壬辰天正月十八日葬、歳七十二才、法

名高翁、葬夏并三年回

忌如先代、

●道六

國分寺觀音有化夏、永正十

七庚辰年八月廿六日講師天

上各參詣祈禱、天下太平國

土安全奉折也、大永七丁亥

年十二月廿五日葬、葬事三

年回忌如先代、

政所神官神夏奉行 國分寺別當

執印

●道延 鬼羈丸 城之介 豊後守

永正二乙丑年誕生、元腹同、亦葬例三年回忌如先例、

(紙綴目)

(紙綴目)

1 大隅正八幡宮執印職補任状

【〇】(本文書ハ三の1号ト同文ニツキ省略ス)

(紙雜目)

【〇】日本國六十六躰之地藏於柔幡家平清盛(卿)御寄進、正八幡炎上時依中絶道延中興、于時天文八年九月日、作者大佛師深賢、

【〇】天正丁丑年十月三日葬、乃移長源庵納棺榔、正宮江昇詣之至四足也、

(刑)形部少輔

道載 永正五年五月一日生、永祿十一年六月三日葬、年六十一

道綱 始□了  
長兵衛尉

女子二人 谷口氏・吉田氏室

道直 永正六年八月九日生、

永祿十二己巳年十二月二日葬、年六十一

鑰島別當 八郎

道春 永正八辛未年誕生、天文七戊戌年九月十三日葬、

年二十八、法名花翁

神九郎 大永二壬午年誕生、天文七年九月十三日葬、

年十七、法名秋翁

道門 大永五年六月二十七日生、

天正九年葬、歳九十九才

政所神官神事奉行 國分寺別當

從四位下 權執印

道隆 鬼市丸 左馬頭 豊後守

大永二壬午年誕生、元腹如例、

永祿二己未曆上路(ト)、同八年下向、

在京七ヶ年哥道稽古スル所也、

2 口宣案

3 賦何人連歌

永祿七年九月十六日

第五

賦何人連歌

在京之時、為花本道隆發句之連歌也

松風を聞よりすゝし莓の庭

道隆

岩ねみつゆく夕たちのあと

宗及

澄のほる月は雲まの影おちて

正繁

まくらにちかきはつかりのこゑ

大膳大夫

から衣うちとたへてハねふる夜に

元理

けさまでもなをくらき山かけ

如圭

幾重とかかすめる嶺のつゝくらん

清誉

舟よるかたの波のゝとけさ

弥阿三人

春風にのこる氷もとけわたり

壽信

日かけもなひくあをやきの色

如先

暮かゝる雲のゆくゑの雨過て

玄哉

ねくらのからす立さはくなり

忠滋

夢ハたゝ幾度計寛ぬらん

紹巴

ひとりのまくらいとし夜なき「か」

昌叱

来ぬ人に恨ミハ月もしれかしの

滋成

契りしころの袖の露けさ

栄起

そなたにも秋の哀やおもふらん

心前

かへりミのみの古郷の雲

早繼

花に馴て暮ゝもおしき吉野山

宗及

桜かもとに日かすをそふる

道隆

今しはのはるをもてふやわかさゝむ

大膳大夫

きゝやらんこそかすミなりけれ

正繁

右之外略、

4 口宣案

(本文書ハ二の16・25号、三の3号ト同文ニツキ省略ス)

5 息長道隆和歌

春日同詠三首和哥

子曰

息長氏道隆

鷹をさへきふ引すへて子日する

小松か原にくらしつる哉

暖子鳥

みやま地の一樹のかけのよふこ鳥

いさたちよらん契りありやと

苗代

もへ出る日數かそへて苗代の

春の田のしをやかてまつしろ

6 大隅正八幡宮執印職補任状

大隅國正八幡宮執印職事、以息長朝臣道隆所被補任彼職也、早被存知之可被專神亶之由、石清水八幡宮善法寺法印有清依仰執達如件、

文祿二年八月六日 加賀法眼快尊

執印桑幡豊後守殿

(本系圖ノ人名上ノ「●」「○」印並ニ野線ハ朱書ナリ)

○ 六 大隅國桑原郡鹿兒島神社旧記(冊子)

大隅國桑原郡鹿兒島神社舊記

大隅國鹿兒山之麓鹿兒島鎮座

祭神二座

彦火之靈跡 出見命崩御神武天皇御創建

天津日高彦火火出見命

豊玉姬命

石體宮御傳記

仲哀天皇 二月六日崩御、和泉國ニ葬、

神功皇后 四月七日崩御、大和國ニ葬、

皇后息長宿禰王之御子也、

應神天皇 二月十五日崩御、河内國永野山葬、譽田宮

なり、

此大神御降誕ノ時八流之幡ヲ立禁非常給フ故奉八幡申也、人皇三十代 欽明天皇五年、大隅鹿兒山ノ麓ニ岩崩、其音如雷、實七月十一日<sup>辛卯</sup>也、人皆是ヲ見ニ、金色之光有ル大石頭タリハ、共ニ不思議之思ヲ成ける故、鹿兒島神社ノ祭主隼人正代々為神主間、神社ニ奉奏御神樂、御神詔<sup>(託)</sup>曰ク、我現丑寅 仲哀帝 神功帝 應神帝也、為守我朝現石體也、是ヲ以祭主隼人正參内而奉奏此旨、公郷<sup>(郷)</sup>

有御議、勅使下り給ひ、鹿兒島神社御寶殿 仲哀天皇

神功皇功<sup>(后)</sup> 應神天皇御配祭也、自是奉申 八幡大神宮也、

人皇七十五代 崇徳院御宇天承二年正月、正宮へ御参詣、

此時御石體之銘文金色ニ而崇賜 石鉢權現、此年國司万

善村ヲ正宮ニ被寄附舊文有り、銘文ハ古キ書記ニ見タリ、

崇徳院御宇保延二年、知足院天下帖佐郷ヲ寄附之有舊文、

人皇六十九代後朱雀院御宇長久年中、國司始良庄ヲ被寄

附也、

### 御神事之拔書

正月十一日 御庫開之祭

御神樂

正宮御鑑ノ餅、大宮司刻是、諸司神宮等ニ分與、當祭ニ

ハ守護ヨリ使ヲ以大餅一重、瓶子一對、錢壹貫文獻是、

被戴御幣帛、毎年十一月ヲ吉例トス、

四月三日 蒙古退治之祭

御神樂

八月十九日 放生大會祭

御神樂

人皇十二代 景行天皇之御宇、大隅隼人ト云者、不隨玉

命、勇幹ニシテ力極テ多ク、一族等及數千人、天皇親征、

數失利、在大隅宮數年、終ニ亡玉フ也、其後隼人カ神靈

世上ニ崇リヲ為ス、之ヲ有タメ、神事起也、一本ニ曰、

火闌降命此神後胤、日向・大隅・薩摩ニ繁昌ス、故ニ此

三州ヨリ上ル者ヲ隼人ト唱ケリ、仁王四十四代 元正天

皇御宇養老四年、大隅・日向隼人等起亂、依 勅命豊前

守宇努旨男人將軍ト為率神軍下向、祈八幡大神討是、數

多隼人落命、依テ為慰其怨靈祭也、

景行天皇御宇火國ノ球摩田彥不伏玉命征之、次ニ大隅隼

人ヲ討玉フ、此隼人ヲ大人弥五郎ト云、其形如鬼、上井

之城ニ引籠テ、大石大木ヲ落シ奉惱官軍、依之天皇大神

ニ祈リ、橋上ニテ神樂ヲ奏シ玉ヘハ、大人忽然トテ出来、

此時是ヲ討取玉フ、此鉾ヲ早風社ト云、此橋ヲ拍子橋ト

云、此大人世上ニ崇リ玉フ故、日州・隅州ノ間弥五郎殿

祭影、日州摩戸野八幡ハ弥五郎殿也、元明帝ノ和銅元年

ニ建立ト云、又當宮ニモ大人退治大祭トテ、有令執行於

野口、養老四年ノ隼人ノ祭、當國ニテ其例ヲ不聞、上井

城ニ大人住玉フ古跡トテ岩屋有リ、

御神輿濱殿御下ノ時、御供ノ騎馬武士貳百六十甲先例也、

御神輿濱殿御下ノ時、御「休」ミ玉フ石有之、和銅元年ニ建立ノ石也、別冊ニ放生會ノ大路ニ五重ニ三基ノ石塔有リ、四天王ノ石像有リ、和銅元年辛卯七月十一日ト有リ、當日御神事ハ勅使代執印勤之、奉幣使權政所務之、

肥後國藤崎宮勅使代者、同國祇園社ノ神主管原家勤之、此先祖者、天曆年中菅原光家ト云人肥後國寺社

御祈願為メ下向シテ居住セラレシカ、今□モ御祭礼ニハ之ヲ勤メラル、トナリ、

四所ノ社 若姫 宇礼姫 但シ宇礼・久礼ハ御后也、此久礼姫 三座桑幡ト号ス、

仁徳天皇 以上奉号若宮殿別宮

奉稱難波帝

武内社權社 高良大明神 住吉大明神

早風社末社 祭神日本武命也、隼人ヲ討給フ銚ヲ納ル也、

天ノ社 地主猿田彦命 海門宮之御事也、

門守殿ノ社 左住吉大明神 右高良大明神

道之社 右壹宇桑幡社火闌降命也、御別名隼人命ト云フ

大軍神也、隼人命桑ノ木ノ旗ヲ用ヒ給フ故、後胤号桑幡

トアリ、此神大洲見之地主ト云ヘリ、又大隅命後世号大隅、此

ノ命ハ、御父ノ天瓊瓊杵尊ヨリ讓ヲ受、大隅之地主トナ

リ玉ヒ、之ヲ火火出見命ニ讓テ此命ヲ守護シ玉フ、故ニ

大隅ノ命ト云トナリ、宮内舊記ニ、大隅ハ上世ニハ大洲

見也、小渡ノ説□ノ原ハ廣キ鹽灘洲濱ニテ、上世ハ鹿兒嶋

ノ麓迄鹽滿灘有シカ□次第ニ海下リ、廣キ洲濱ト成シユヘ大

洲見ノ名アリ、夫ヨリ次第ニ草木立生、人住居シテ灘鹽

之里ト云ヘリ、万葉集ニモ云、大隅風土記ニ昔必志ノ里

ト云ハ、此村ノ中ニ海ノ洲有リ、因テ必志里ト云リ、隼

人俗説ニモ海中ノ洲者必志ト云云々、古ハ日向ノ宮ヲ大

洲見ノ宮ト云シハ、日向宮此里ノ上ニ有リテ大ナル灘鹽

ノ洲ヲ望見ル意ヨリ大隅宮ト云フヨシナリ、

左一宇 豐姫命 皇后御妹也、

同一宇 武甕槌命 末社 經津主命 大軍神也、

瓊島神社御祭礼之序

正月九日射 射去リ之祭 正月十一日 庫開ノ祭

二月 臨時ノ祭 三月十五日 藤ノ祭

四月三日 蒙古退治ノ祭大神事也、五月五日 御田植ノ祭

六月廿九日但大ノ月ハ晝日ナリ、宵拔ノ祭夏越、八月十五日放生大會濱下

九月九日 流鑄馬 霜月九日 初外神樂

同十五日 若宮殿 四所宮也、十二月 丑ノ祭

以上十二度

四所別宮 栗野院 蒲生院

始良庄 薩摩國荒田庄奉崇鹿兒島神社ノ宮ト号ス、則郡ノ本ト成テ郡本ト云

此外所々正宮か分社五所

若宮鹿屋院 善神王吉田院 若宮并善神王加治木院 若宮祿寝院

院

以上五所別宮也、

依リ、二男道宗より代々住桑西郷、澤ハ嵯峨天皇御子正

二位川原左大臣源朝臣信公御子中納言永、承和九年八月

賜綸旨被補大隅正八幡宮正（マヤ）奥法橋職下向御綸旨有リ、此

外座主一家、是ハ醍醐天皇第五御子三品式部卿惟宗親王

第三之御子智王坊源増、賜源姓大隅國正八幡宮被正座主

桑原郡下向、正宮十家トハ隈本 田口 三角 大津 桑

幡 若宮 桑幡 神田橋 崎田 神田橋也、宮務家格九

十三也、當分四十七家ト成ル、神領高七百四十三石三斗

七升五合六夕、御祭米式石五斗、一六拾石、油田、一三

拾六石六斗□式合余、修甫田、一六百三拾三石壹斗四

升五合余、社家社（備）増領アリ、

丹波少将成經

平判官安康安順

法性寺修行俊寛

八幡宮鹿兒島神社一致奉稱正八幡宮ト也、正八幡宮四家  
ハ桑幡・留守・最勝寺・澤也、桑幡ハ元祖火火闌降命ヨ  
リ隼人正トテ上古ヨリ代々正宮ノ神主ノ家也、留守ハ孝  
元天皇五世武内宿禰後胤石清水善法寺二男也、貞治二年  
正宮留守職ニテ下降也、最勝寺九条右丞相師輔公五世孫、  
正二位大納言忠家弟散位從五位下道家、應徳二年下降ニ

以上三名、平清盛ノ為ニ鬼界島ニ流罪、其内丹波少将ノ  
思人ナル婦女伯耆ノ局ト云ヘルハ、久我殿ノ御内人兵衛  
佐友重ノ女ナリシ、其砌リ、大隅正八幡宮ノ司ナリシ桑

幡豊後守道家、官位昇進ノ為メニ上京ナリテ滞留中、件

ノ局女少将成經ノ消息ヲ深く戀慕（慕カ）ヒ、如何デ今一見セマ

ホシク頻リニ桑幡氏ニ様子尋問アルニヨテ、桑幡氏一時

スカシ慰メテ、在所ナル宮内迄召列レ下リシニ、少将ニ

ハ配所留守中ナルヲ以テ件ノ局ニモ望ミヲ失ヒ、深ク思

ヒニ絶ス、遂ニ思ヒ身退シトゾ、依テ其遺骸（遺骸）ヲ近キ邊リ

ニ埋メテ、標シノ楠ヲ植立置シ由、故ニ今ノ世ニ至リテ

印シノ楠残リテ、俗ニ久我（久ガ）ノ森ト呼ヒナセシ本故ハ上件

ノ縁由也、又一名風ノ森トモ云ヘル也、

明治元年戊辰十二月 川上親昌写之、

諸堂塔一淨院（土脱カ） 社頭近邊

法華三昧堂尺迦三尊像御願所晝夜ニ時ヲ打也、

彌勒寺 大多羅知女御坐ノ御願所也、

東堂院 藥師 三鉢堂大日尺迦彌勒皆金色也釈迦堂尺迦

皆金色丈六普賢文殊丈六

迎接堂來迎寺身弥陀并三尺之二十五菩薩

四王堂東方持国天 南方廣目天 西方增長天 北方多門天

新堂（採カ） 珠色弥勒菩薩

九鉢堂皆金色丈六 阿弥陀九鉢并八尺觀世音 勢至佛像

十鉢堂五大力五鉢 不空羼索 千手觀音 馬頭觀音 愛染明王 大威徳明王

百堂 宇別二門 宇別佛像菩薩像羅漢像 各一鉢性 以上百佛并百羅漢像

一切經藏七重石塔四天王石像アリ 大門一字二王左金剛力 右力士

御四境内至所

東方最勝寺 藥師靈驗所 同新堂阿彌陀像

南方法樂寺 觀音像 御願所

西方朝日寺 觀音像 靈驗所

北方咲隈寺 觀音像 靈驗所

若宮殿

桑幡若宮者 天照大神也、當宮者中興性空上人并行女上

人也、 神主 祝太夫、霜月十五日祭行玄ノ代始テ妻帶

諸司並衆徒ヲ用、大神宮出家ヲ嫌玉フ故也、

右若宮殿者山上御座ノ若宮ニ不同也、山上ノ若宮者

神樂所也、

八幡宮五所之別宮ノ事



仁皇四十五代聖武天皇御宇并仁皇四十六代 孝謙天

皇ノ御宇五所之別宮ヲ被<sub>レ</sub>定也、

第一 筑前國大分宮 神龜二年<sub>(723)</sub>健

第二 肥前國千栗宮 天平寶字二年<sub>(750)</sub>健

第三 肥後國藤崎宮 依炎上不知、

當宮者嘉禎四年六月十六日權中納言為家ノ口宣ニ、

當宮者五行ノ別宮第三鎮護國家靈社當別第三ノ宗廟

也ト有、一書ニ當宮者朱雀院承平年中ニ健<sub>(750)</sub>、

第四 薩摩國新田宮 神龜二年<sub>(723)</sub>健

第五 大隅國正八幡宮 欽明天皇五年頭座、天平寶字二

年被定也、

隅州

一宮 鹿兒嶋神社或正八幡宮桑原郡西國分郷

『〇』延喜式神名帳桑原郡大

『〇』鹿兒島神社ハ所祭二座 彦火出見尊 豊玉姬也、

傳称 神武天皇御建立也ト、末社桑幡宮アリ、火

闌隆命也、早風社日本武尊也、御神体者隼人ヲ討

玉ヲ御鉞也ト、

『〇』正八幡人皇三十代欽明天皇五年甲子始而鹿兒神社

然則垂跡之最初者當宮ノ御寶殿ニ正八幡宮御頭座ト石清水社務方ニ有之

ト也、

正八幡宮奉齋所ハ中者 應神天皇東者 神功皇后西者

玉依姬也、末社若宮鎮座桑幡仁德天皇也、武内杜爾

宮海間也、道之社<sub>右二字桑幡宮火闌降命也、</sub>

右正八幡宮鹿兒島神社一致ニ正八幡宮ト申ス、吉田殿

本書ニ鹿兒島神社者正八幡宮ト云ヘリ、一宮記ニハ正

八幡トアリ、延喜式神名帳ニハ鹿兒島神社トアリ、正

宮垂跡之神名諸説アリト云ヘトモ、右ニ記スル次第本

説也、

『〇』人皇古昔座胎中平三韓安於四海ヲ猶為授坐ヲ兩八流之幡垂神道神

『〇』五所別宮之事

第一筑前國 大分宮神龜三年建、第二肥前國千栗宮<sub>謙</sub>

皇天平寶字二年建、第三肥後國藤崎宮、朱雀院承平

年中建、第四薩摩國新田宮神龜二年建、第五大隅國正

八幡宮 欽明天皇五年頭座、

神祇拾遺曰、件ノ五座在于外国、不便参詣也、仍後柏  
原院大永年中奉移山城国小山庄、

寶曆十年庚辰冬十二月二十日書之、(花押)

(冊子表紙)

鹿兒島神社舊記寫

○ 七 大隅国桑原郡鹿兒島神社旧記

(本記事ハ六号トホボ同文ニツキ省略ス)

(冊子表紙)

桑幡家由緒

○ 八 桑幡家由緒書

(本記事ハ二の23号トホボ同文ニツキ省略ス)

○ 九 鹿兒島神社關係史料(冊子)

1 太政官布告

鹿兒島神社

大隅國桑原郡  
宮内村鎮座

國幣中社列、自今官祭被 仰出候事、

(明治四年)  
辛未六月

大政官

4 太政官布告

今般御改正官幣國幣社以下神官家祿、總テ元高ニ準シ祿  
之通下賜リ、地方官ヨリ廩米ヲ以テ相渡候事、

祿制

是迄之家祿高ヲ以都テ四ツ物成之高ニ直シ、方今御定之

貳步厘ノ制ヲ以自今現石ニテ被成下候、譬ハ

元高五千石ハ 現米千貳百五十石

同 參千石ハ 同 七百五十石

同 五百石ハ 同 百貳拾五石

同 百石ハ 同 貳拾五石

同 五十石ハ 同 拾貳石五斗

但現米十貳石以下ハ在來之通、

鹿兒島神社國幣中社列、別紙之通相達候事、

但御改政向追々御沙汰有之候迄者、先從前之通相心

得可申候、尤爵位有之分ハ早々返上可致候事、

(明治四年)  
辛未六月

神祇官

(九の1・3号文書ハ「旧記雜錄追録人」一〇四五号文書中ニ同文アリ)

一 諸社御撫物被廢止候事、  
一 玉串及献上物等都而被廢止候事、  
一 諸國社寺領現在之境内ヲ除之外一般上知被仰付候云々、  
去庚午十二月御布告相成候處、猶又今般僉議之筋有之、  
境内地ト雖総而社内在來之物成六ヶ年平均シテ祭典社

用且社家人名家祿之仕訳等巨細取調、管轄地方官江可  
差出事、

右之通被仰出候事、

(明治四年)  
辛未七月

大政官

5 太政官布告

今般大小神社氏子調之儀被定候ニ付テハ、各地方管内  
神社神官之輩守札差出方左之通相心得、粗略之儀無之  
様取扱可申事、

一臣民共出生之児、其土地ノ神社へ参詣致シ候者、戸長  
之證書ヲ照シ、其名前、出生之年月日及父ノ名ヲ氏子  
帳ニ記シ、左ノ雛形ニ随ヒ守札ヲ相渡事、

生國何
父名男
何誰
年
月
日
出生

表

某所某神社

此寸法堅三寸横二寸ノ木札ヲ用ヒ、其神社所用之印ヲ押スベシ、

裏

神官
氏名印
年月日
氏名印

生児社参ノ日限ハ従前之通相心得ベシ、尤病氣等ハ此限リニアラス、  
即今守札所持セサルモノハ、其戸長ヨリ生國及ヒ姓名・  
住所、出生ノ年月日、父ノ名ヲ記シ、名札差出時ハ守  
札ヲ渡シ、氏子帳ニ其名前ヲ記シ置クベシ、

但現今奉公又ハ修行、又ハ奉公或ハ公私ノ事務ア  
リテ寄留スル者モ、本條同様相心得、無支相渡ス  
可申、尤此日限ハ来申年正月晦日迄ヲ限トス、  
他ノ管轄ニ移轉スル者ニハ、其移轉セシ土地神社ノ守  
札ヲ別ニ渡スベシ、  
死亡ノモノハ其守札ヲ戻スヘキニ付、其由ヲ氏子帳ニ  
記スベシ、

但神葬祭ヲ行フモノニハ、其守札ノ裏ニ死亡ノ年  
月日ト其靈位トヲ記シ更ニ相渡シ、其時々死亡ノ  
由ヲ記録シ、名前員數書トモ其管轄廳へ差出候矣、

四月中御布告之通心得ベキコト、

守札焼失又ハ紛失セシ者アリテ其実ヲ記スル時ハ、其由ヲ記シ別ニ渡シ、氏子帳ニ其由ヲ記シ置クベシ、守札ヲ受ルニヨリ、其神社ヘ納ル初穂ハ其モノ、心ニ任セ多少ニ限ラザルヘシ、出生ノ児及ヒ氏子入ノ數、其名前ヲ録シ、毎年十一月中其管轄廳ヘ差出、十二月中大政官ヘ差出スベシ、

右之通、管内大小神社ヘ可相達事、

(明治四年)  
辛未七月

大政官

6 大小神社氏子取調規則抄

今般大小神社氏子取調之儀、左之通被定候事、

規則

一 臣民一般出生ノ児アラハ其由ヲ戸長ニ届ケ、必ス神社ヘ参ラシメ、其神ノ守札ヲ受ケ所持致スベキ事、

但社参ノ節ハ戸長ノ証書ヲ持参スベシ、其証書ニハ生児ノ名、出生ノ年月日、父ノ名ヲ記シ、相違ナキ旨ヲ証シ、コ

レヲ神官ニ示スベシ、

一 即今守札ヲ所持セサルモノ、老幼ヲ論セス生國及ヒ性名・住所、出生ノ年月日ト守札ヲ受テ渡スベシ、

但現今修行又ハ奉公、或ハ公私ノ事務アリテ他所ニ寄留シ、本神社ヨリ受難キモノハ、寄留地最寄ノ神社ヨリ本條ノ手續ヲ以テ受ヘシ、尤来申正月晦日迄ヲ期トス、

一 他ノ管轄ニ移轉スル時ハ、其管轄神社ノ守札ヲ申受ケ、併テ所持スベシ、

7 太政大臣三条実美通達

鹿兒島縣

鹿兒島神宮 國幣中社大隅國  
鹿兒島神社

右之通改稱、自今官幣中社ニ被列候條、此旨相達候事、

明治七年三月廿五日

太政大臣三条實美

8 教部大輔宍戸璣通達

鹿兒島神宮

其神宮順序取扱之儀、自今八坂神社之次ト被相定候條、  
此旨相達候夏、

明治九年四月十日

教部大輔宍戸璣

奉良久斗申須、

10 桑幡公重視詞

9 新嘗祭祀詞

掛卷母綾尔畏支吾皇神乃廣前尔稱辭竟奉久登奏須八十日  
日波雖有今日乃活日乃足日波現御神斗天下所知食須大倭  
根子天皇乃大嘗聞食須日尔在婆御食國天下尔在斗所在留  
諸社乃御祭祀乃式波申毛更奈利、大御民乃家門尔至良奴  
限無久天皇我大御世乎殊更尔祝比奉禮斗詔賜比志大御命  
乃任尔、淳浪田乃新墾乃八拳乃美稻乎赤白乃飯斗天瓮尔  
炊置豆狹名田乃十拳乃茂稻乎天乃甜酒斗巖甕尔釀満豆、  
海川乃物種々尔至迄百取乃机代毛多々和尔献流状乎、  
大御心明介久聞食豆皇御孫命乃大御壽波苔生巖石乃如久  
公代尔長久御坐豆皇大御國內波可恰國斗惠幸倍賜倍登齋  
主、

畏美畏美神祝々

鹿兒島乃神社尔坐正八幡太神宮日神月神兩大神宮乃大廣  
前尔息長宿祢公重謹而祈願申須、于茲薩隅日三州乃太守  
島津修理太夫源朝臣茂久公、今年秋清帝道乃勅命乎奉稟、  
京都江上洛米多留尔、此頃國々乃凶賊蜂起之豆、往来乃  
途中乎閉塞岐、我國乎怨我君乎恨障乎奈世留故尔、此國  
与里百千万乃武士乎遣豆我君乎祐介守護志牟諸乃障有志  
米賜須、若手向波牟夏母有牟尔波、御方波立水乃如久劍  
刃乃如尔豆、敵乎波若葦乃如握美比志伎天、射向布千々  
乃矢波有登天母、御方尔失有志米賜波受、又彼乃暴比奸  
志伎心乎母直志賜和志賜比豆、速尔降伏夏々終志米、伊  
加志乃御世尔守利幸波倍賜倍登、此幣帛捧奉留、

11 石体宮神宝金扇記

石体宮神寶金扇記

石体宮神体、世々秘して人の拜する事を免さず、唯例年

一度神衣を着せ奉るの事あり、其式祝部神田橋、此布帛を以て己か眼を蔽ひ、菰の編たるを神衣と稱し、内陣を開き神石に着せ奉り、頃刻の間をも置すして即閉つ、今茲慶應二年丙寅九月、公の特命に依て御使番御文書奉行勲橋口氏及御役々、開扉神拜の事あり、然るに舊米襲ね加ふる神衣の菰朽敗し、塵埃山を成し、畏くも神体埋没せられ給ふか故に、神人をして掃除せしむるの處、神石の中間五本骨の摺疊扇一箇を得たり、骨黄金を以て作る、長さ四寸五分許、やゝ欽滅せる所あれとも金色秀美、實に數百年前の神寶たることを識る、是を以て慎みて宮に藏め、原處に安置して神扇の英風いよく振起し、神皇の威烈遠く四夷八蛮に輝かむ事を仰て祈り奉るなり、

鹿兒島神社神事奉行桑幡老岐介公重謹記、

12 鹿兒島神宮旧社家書上

鹿兒島神宮舊社家

四家

維新當時禄高 家職

家系大綱

現在戸主

百六十石 神主

火闌降命ヨリ出ツ、  
欽明天皇御宇息長姓  
ヲ賜、

桑幡公幸

百七十石 執印留守

貞治二年岩清水善法  
寺ヨリ下向、姓紀朝  
臣

留守景意

七十石 田所

雙峨天皇ヨリ出ツ、  
中納言永承和九年下  
向、姓源朝臣

澤 俊雄

二十五石 別當

九条右相丞師輔ヨリ  
出、六代孫道宗寛治  
年間下向、姓藤原朝  
臣

最勝寺仁右衛門

十家 稱一社

修理執當

火闌降命ヨリ出ツ、  
姓息長連

桑幡清之進

正宮鑰島別當全

三角平八郎

御供所別當 全

桑幡武兵衛

修理所

火闌降命ヨリ出、  
姓阪合

隈元万左衛門

檢非違使所長

鎮西八郎為朝ヨリ  
出ツ、姓源

神田橋壯吉

大津與市

姓紀

田中仲一

若宮新吾

崎田新八

神田橋新左衛門

鹿兒島神宮衆徒十五坊

林鐘坊 税所源二 姓源

智定坊 樺山智定 姓惟宗

蓮壽坊 樺山 壽 全

成顯坊 樺山成顯 全

宗圓坊 税所篤鏡 姓源

大圓坊 山田速治

大覺坊 山田千稻

右殿上方

香乘坊 樺山庄太夫 姓惟宗

講代坊 西清政 姓息長

講師坊 崎田千守 姓息長

田中坊 西五兵衛 姓息長

宗代坊 龍波見宗磨

寺師坊 龍波見彦四郎

正優坊 龍波見萬

岩下坊 土屋開晴

右講師方

惟宗親王第三子智王坊源增、  
承平六年下向正座主

殿守十家

禄高十石ツ、  
黄衣坐ト称ス、

種子田休温 小笹正道 川添行温 小笹香温

轟 休 春 右正殿守 宮路宗八 小笹清遠

小笹神政 川嶋法益 宮路大實 宮路行滿

右權殿守丸山符春 川嶋法益 大顯坊川野堅彦

山伏法体行者職有田行賢 森田行衛

鹿兒島神宮四十七家

神田橋吉左工門 増田助兵衛 有馬喜助 秋丸四郎助 川島十

兵衛 海江田新兵衛 谷口利右工門 秋丸清右工門 小笹休之

進 海江田伊兵衛 「丸山直左工門」「田之上宗実」 原口庄次郎

川添仲左工門 丸山清之進 海江田甚四郎 「増田柳右工門」

朽山善右工門 「大津傳藏」 神田橋小藤次 長瀬四郎太 池田

次右工門 「森田源太郎」 井上藏助 内田熊助 朽山直右衛門

前田栄助 原口新助 原田仲兵エ 原口喜之助 能勢新次郎

原口助次郎 井上次郎左工門 小笹龜太郎 堀之内孫四郎

「能勢敬右衛門」 朽山源左工門 「原口助左工門」 秋丸源次郎

原口休助 平隈嘉右工門 秋丸休太郎 海江田次右工門



十八家

有田伊右エ門 田之上宗傳 勢之口新助 川嶋鉄太郎

堅山伊三次 田之上宗善 春田次右エ門 内田傳次郎

小倉孝右エ門 小倉孝次郎 安樂金四郎 栢山左左エ門

能勢仲右エ門 小倉与左エ門 小倉清太郎 堀之内源助

小倉孝 岩城權兵エ

(本記事ハ朱ノ野紙ニ記サル、尚「」ハ鉛筆ノ追記ナリ)

1 仁明天皇綸旨

御綸旨

補源々永如来御前法橋職、任符立宮柱、奉祭日月星宿、鎮一天四海、應懇祈天下、仍諸官並座主經官等補器用輩可進止、肯被令佛神亨奉行耀神皇寶前之由、天氣如此、悉之、

承和九年壬戌八月 日

左中將小槻

(本文書ハ一の3号ト同文ナリ)

〇一〇 源朝臣沢系図(断簡)

源朝臣澤系圖

幕紋五笹也

正二位川原左大臣

信

母廣井氏

今上天皇以弘仁五年甲午

勅旨賜姓源朝臣姓、

中納言

永

承和九年戊壬八月賜綸旨、補大隅國正奥正八幡法橋職、下向大隅河俣莊ニ着、祭北斗為氏社、号北山大明神、後遷住桑西郷、号澤云々、

高真

正八幡官執印別當

正二位法橋

〇一一 留守系図（断簡）

（前欠）

願、正五位下行業時・正五位下行相<sup>（機）</sup>守時宗奉命献

豊前國上毛郡勤原村地頭職、

（本記事ハ「旧記雜錄前編」一八四九号文書ヲ示スモノカ）

弘安十年七月正宮末社守公神建立、

從五位下 留守職

康俊

留守康親義子

嘉元年十一月二日生、

康安元年大隅守忠貞来ル、康俊ノ無禮ヲ怒ル、貞治

二年四月二十二日、執印紀親宗石清水八幡善法寺ノ

命ヲ以テ代為留守職下着、康俊控弁、世大ニ騒グ、

（後欠）

1 花園天皇繪旨

御繪旨

澤田所檢校永賢加官軍可致軍忠之、

天氣如此、悉之、

正和四年二月二十六日

「右少辨

縫殿殿

主殿殿

（本文書校討ヲ要ス）

建武三年六月十八日、天下安穩、將軍家禱願満圓、

仍被奉納大隅国<sup>（マヤ）</sup>越村、

建武四年正宮御回録

（一〇・一一号文書ハ往時撮影ノ写真ニヨル）

(冊子表紙)

國分宮内

桑幡喜右衛門秘藏

大隅國圖田帳古寫本

〇一二 大隅國図田帳

大隅國

注進

國中惣田數寺社庄公領并  
(預力)

本家領所地頭弁濟使等交名事

合田參任拾漆町伍段大

正宮領 本家八幡

地頭掃部頭

田千二百九十六町三段小

不輸五百丁五段小

應輸七百九十五町八段

國領

公田百丁半  
(六脱力)

不輸百三十三丁三段小

府社五箇所十六丁 大府御沙汰

嶋津御庄領 殿下御領  
(右脱力) 地頭衛門兵衛尉

新立庄七百十五丁  
(五十力)

寄郡七百十五丁八段三丈

近郷

曾野郡二百廿九丁四段大

正宮領五十六丁一段 本家八幡

地頭掃部頭

御供田十四丁七段

寺田十五丁七段

國方所當弁田

萬德五丁二段丁別十疋

國方

恒見廿丁五段丁別十九疋三文

公方八十一丁<sup>(田)</sup>

重枝廿丁

郡司藤原篤守所知

重富三十三丁

稅所藤原篤用所知

件兩名依令私奉寄於正宮、耕作御<sup>(田)</sup>□三丁也、

用松十五丁

藤原篤頼所知

弟子丸五丁

田所建部宗房所知

重武三丁

稅所藤原篤用所知

元行五丁

權大拯建部近信所<sup>(知)</sup>□

寺田九丁六段半佛性燈油析

經講浮免<sup>(田)</sup>五十三丁六段大 聖朝府國<sup>(御)</sup>□祈禱析、於正宮御寶前講衆各募、

府社五丁七段

大府御沙汰

嶋津御庄永利廿三丁三段三文

殿下御領

地頭衛門<sup>(右腕力)</sup>兵衛尉

小河院三百四十八丁三段大

正宮領二百七十四丁八段

本家八幡

地頭掃部頭

御供田十五丁六段六十步

寺田三十二丁六段

小神田五丁三段六十步

國方所當弁田

万德<sup>(田)</sup>六十丁三段丁別十疋

恒見三丁九段大丁別十九疋三文

公田五十七丁

功德丸十二丁

用富四十五丁

郡司酒井宗房所<sup>(知)</sup>□

國領

公田八丁五段半

廻村弟子丸五丁三段大

田所建部宗房所知

武元二丁

執行建部清俊所知

元行一丁二段三百步

權大拯建部近信所知

寺田一丁九段佛性灯油析

經講浮免<sup>(田)</sup>廿八丁四段大 聖朝府國御祈禱析、於正宮御寶前講衆各請募之、

府社八丁四段

大府御沙汰

嶋津御庄永利廿五丁七段三文

殿下御領

桑東郷百八十九丁四段大

領百四十三丁九段大

本家八幡

地頭掃部頭

御供田廿七丁七段

寺田五十一丁八段六十步

小神田三丁五段

國方所當弁田

恒見四丁九段半丁別十九疋三丈

萬德十二丁丁別(十九)廿疋

宮永廿三丁正宮修理祈

△此内不蒙免、  
各々在成款、  
名々被成力

公田廿一丁丁別廿疋

萬善十二丁

松永七丁

税所藤原篤用所知

千牛丸二丁

國領

公田十五丁五段丁別廿疋

武安六丁

宗新大夫建部高清所

主丸五丁

元行二丁五段

秋松二丁

寺田二丁八段佛性灯油祈

經講浮免田廿六丁四段

府社八段

大府御沙汰

桑西郷百五十六丁二段六十步正宮敷地

正宮領百四十三丁六段大

本家八幡

地頭掃部頭

御供田五十八丁五段半

御服田六丁六段

寺田廿四丁五段半

小神田三丁一段

國方所當弁田

万德十四丁四段丁別十疋

酒井未能所知

宮永卅六丁四段大此内不蒙國免、  
正宮修理祈

溝部在河

酒井未能所知

字紀大夫良房所知

僧覺慶所知

郡司大中臣時房所

聖朝府國  
御祈禱祈

△篤時始論

小濱村八丁

僧兼俊所知

國領

公田一丁

郡司則貞所知

寺田一丁二段佛性灯油折

經講田九丁二段半

聖朝府國  
御祈禱祈

府社一丁一段

大府御沙汰

帖佐郡二百七十一丁大<sup>(二カ)</sup>

正宮領

本家八幡

地頭掃部頭

為半不輸、正税官物者并濟於國衙也、

御供田九丁七段小

寺田廿六丁六段

小神田六十四丁九段半

大般若三丁

經講浮免十四丁二段<sup>(田脱カ)</sup>

聖朝府國  
御祈禱祈

國方所當弁田

萬德五丁三段大丁別十疋

恒見八丁七段大丁別十九疋三丈

宮吉五丁丁別八疋

正政所十丁丁別十五疋

權政所五丁丁別十五疋

公田六十八丁四段半丁別廿疋村々十箇所

蒲生院百十丁九段半

正宮領

本家八幡

地頭掃部頭

為半不輸、正税官物者并濟國衙也、

御供田十二丁六段

大般若一丁

寺田十四丁五段

小神田三十一丁

經講浮免田二丁<sup>(段カ)</sup>

聖朝府國  
御祈禱祈

國方所當弁田

宮吉一丁丁別八疋

萬德十七丁三段丁別十疋

恒見七十九段半丁別十九疋三丈<sup>(丁カ)</sup>

公田廿五丁四段丁別廿疋

吉田院十八丁二段

正宮領

本家八幡

地頭掃部頭

御供田二丁

寺田七段

小神田三丁五段

經講田一丁  
聖朝府國  
御祈禱新

國方所當弁田

万徳一丁丁別十疋

公田十丁丁別十疋  
(廿力)

加治木郷百廿一丁七段半

正宮新御領

本家八幡

地頭掃部頭

公田永用百六丁二段半

郡司大藏吉平妻所□(知)

件名雖為社領(分、号力)貴府別府、以數百余丁宛五十丁、所當

准千疋、殘六十余丁不弁濟府國兩方、恣私用也、動

不隨國務也、

鍋倉村三丁

宮永八丁

萬徳四丁五段

祢寢南俣四十丁

正宮領

本家八幡

郡本三十丁丁別廿疋

賜

大將殿御下文、菱刈六郎重俊知行之、但(去)□文治五年以後、

貴府別府、以多丁弁□百疋之外、不弁社家年貢、不

隨國□、任自他、知行之、

佐汰十丁丁別廿疋

賜

大將殿御下文、建部高知行行之、

栗野院六十四丁

正宮領

本家八幡

地頭掃部頭

御供田四丁

僧忠覺所知

正宮修理所酒井為宗所知

元建部清重所□(知)

(郡本三十丁丁別廿疋ノ下ニ記サル、モノカ)

公田六十丁

鹿屋院内恒見八丁

正宮領

始良庄五十余丁

嶋津庄

殿下御領

新立庄七百五十丁

深河院百五十余丁

財部院百余丁

多祢嶋五百余丁

件三箇所保延年中以後新庄、不隨國務也、

寄郡七百十五丁八段三丈

但付去仁平三年御庄方檢注帳注進之、御庄官等檢田

入部時、滿作年者貴居沽田付之、(号力)弁濟所當物、不作

年者雖遂檢田、不幾田數、國衙訴(金也)□、

横河院三十九丁五段二丈

菱刈郡百三十八丁一段

郡本

賜

大將殿御下文、三郎房相印知行之、

入山村宮崎宮浮免田

賜

同御下文、千葉兵衛尉沙汰之、

串良院九十丁三段二丈

鹿屋院八十五丁九段

肝付郡百三十丁二段三丈

祢寢北俣四十丁五段三丈(金四)

下大隅郡九十五丁九段

始良西俣廿四丁六段二丈

小河院内百引村十三丁四丈近郷小河院内有之

同永利十二丁六段四丈同近郷内有之

曾野郡永利廿三丁三段三丈

簡羽野四十八丁五段一丈(簡力)

件村者宮崎浮免田以四十余丁押(金專)□十五丁、残不隨國

務、恣弁濟使私(金用)□之、

右件惣田數、任 御教書之旨、注進如(金件)□、



建久八年六月 日

大判官代藤原

諸司檢校散位大中臣在判

田所散位建部宿祢在判

稅所散位藤原朝臣在判

目代源在判

〇二三 大隅国凶田帳注進狀

右、今年去五月廿二日守護所牒(六月到)併(併方)、欲任 鎌倉

殿御教書旨、在廳參上(注)進當國內郡鄉圖田并寺社庄園田

數(同)□(預方)本家領家領所及地頭政所并濟使交(名)□事、

牒、今年四月十五日御教書到來併(併方)、九州之内一國令其國

案内候在廳仁仰付、(國)惣田庄公可令注進給也、其國幾土、

其内庄分、公領分、各幾計、可被注進也、且又次第郡立

候庄公可令分注載給也、其上庄者本家領所地頭、公領者

地頭某可令注申給也、地頭者自是補任之所、國無隱知歟、

且是不(自力)給之地頭其可被注候也、(某)管國之方、地頭□又政

所并濟使何候歟計、懸紙各神妙(可)注給候也、自是地頭補

任、不令補給之所、□食、又誰人何出來時分、明為知食

也、仰□如此、仍執達如件、者當國內之郡鄉田數、之庄

園田數、并本家領家領所及地頭□所并濟使等交名、任御

教書旨、在廳參(上)令差別、子細具可破損也、事急速之御

也、更不可在延怠、(下知)朽損如件、以牒之、者任□牒

之狀、注進言上如件、

建久八年潤七月 日

權大丞伴

權介清原

權介藤原

權介藤原

權介伴

權介小野氏祐

權介大中臣

權介平

權介大中臣

權介平

權介小野氏範

○一四 大隅国御家人交名  
大隅國注進御家人交名等事

國方

税所篤用

曾野郡司篤守

加治木郡司吉平

執行清俊

河俣新大夫篤頼

弥三郎大夫近延

木房紀二郎良房

官方

政所守平

權介大神

權介藤原朝臣

權介御春惟康

權介大中臣朝臣為則

權介惟宗朝臣

源大夫利家

權政所良清

脇本三郎大夫正平

六郎大夫高清

執行大夫助平

始良平大夫良門

新大夫宗房

肥後房良西

三郎大夫近直

修理所為宗

栗野郡司守綱

太郎大夫清直

矢太郎大夫種元

嶋四郎近延

小平大夫高延

弥次郎貫首友宗

敷祢次郎延〔朽損〕

右件御家人、為上覽各交名大略注進〔如〕件、

建久九年三月十二日〔四十三〕

諸司檢校大中臣時〔房〕

田所檢校建部宗〔房〕

税所檢校藤原篤用

〔一二号カラ一四号マデハ「大隅國田幡古写本」ニ収メラル、尚本文書ハ「旧記雑録前編」一七八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔裏表紙〕

〔此沓冊弘化二巳年郡奉行〔部カ〕山〔部カ〕御用〔部カ〕〕

弘化三年三月

(全文墨ニテ抹消サル)

## 〇一五 正宮由緒書

和銅元年正宮建立、曰桑原郡司、同三年向嶋浦出、此年  
 ヨリ綾錦織物、和銅元季ヨリ以来三百八十五年、寛治六  
 年十二月十三日正宮御炎上アリ、同六年ノ五月有御上洛、  
 承徳元年マテ六季御遷宮、九州四頭營之、承徳元季二月  
 七日正宮造立畢、同六月正宮御炎上有、夫ヨリ七十六年、  
 建長五年三月十五日御炎上アリ、三十二年假殿、夫ヨリ  
 又三十二季アツテ弘安五年四月廿一日御炎上、又五十六  
 年アツテ建武四年正宮廻祿、貞和五年貳月十八日巳時正  
 八幡宮炎上、又五十八年アツテ應永拾四年正宮御造營、  
 同二十一年自酉剋正八幡宮善神王御太刀先ニ鳩居テ、同  
 二月四日卯時飛立、不思儀御夏ト申ナリ、文安四季一百  
 年ニ又御炎上、両社一字計殘給、夫アツテ長祿元年御造  
 營、嶋津忠國營之、同貳季天下大飢饉、人民多死夏不知

數、又貞和ノ年号ヨリ以来九十季アツテ大永七年同十月廿  
 八日合戦アリ、本田・新納引合候由御壇被申也、三ノ社  
 ヲ方所ニテ、拾一月二十八日御炎上、午剋切版申也、昔  
 文安季号ニ十月十五日ト申ニ希特ナル夏有、蒙臚對馬國  
 来、同十六日守護代宗右馬允酒郡禦戰酒郡、父子被打、  
 同廿四日壹岐國来、守護代平田左衛門尉直高則自害、同  
 廿九日筑前博多宮崎来ル、九州軍兵東西馳走防戦、人力  
 更難及、同卅日夜ニ入テ三百余騎勢来、去テ白旗空ヨリ  
 フツテ、  
 八幡大菩薩顯現ニテ、蒙臚ヲシタカヘ給フナリ、天文九  
 季林鐘上旬之比令書写訖、定而落字謬可有多々物也、御  
 一見之旁、可被遊直夏、最以本望、萬々不嫌所惡筆云、  
 以理染禿筆畢、後日嘲哂難盡翰墨候、穴賢々、  
 槿花一日栄逢春花  
 拾回春共無不期

(本文書ハ往時撮影ノ写真ニヨル)

国分文書

(冊子表紙)

国分家史料一

薩摩天満宮國分寺所司神官等申状并具書案

○ 一 薩摩国天満宮・国分寺所司神官等申

状

薩摩國 天満宮・國分寺所司神官等謹解申進申 (文摩カ)

請殊早被經御 奏聞、且任先例、(且依カ) 興行御徳政法、

被造(畢カ) 當宮并國分寺堂塔等、弥耀 神威、奉祈 天長

地久(御) 願子細状、

(ハリ紙) 「四番」

副進

一通 宣旨 建治元年同十二月(三)日可造營當寺社由事

三通 院宣  建治  付建治

二通 國宣

一通 大府宣 建治二年正月日當寺社造營事

三通 關東御下知 文治二年十二月七日 承久三年八月廿八日  
文應元年十月五日 弘安七年五月三日

一通 關東御教書 國分寺往古子細當時次第并管領仁及免田等  
分明可注 (申カ)

一通 鎮西御施行 永仁七年二月廿四日  
任關東御書旨九州大社以下修造恒例佛  
神事等可興行由事

一通 守護人廻文 同年四月一日

一通 關東御教書 正安二年七月十三日  
異國隆伏可致御祈禱由事

一通 守護人催促状 同三年正月十日

一通 鎮西御施行 正安三年八月廿三日  
任關東御書旨可致彗星出現御祈禱由事

一通 守護人催促状 同年八月廿五日

一通 關東御教書 嘉元三年十二月十日  
可致異賊防禦御祈禱由事

一通 鎮西御施行 同二年正月四日

一通 守護代催促状 同二年正月廿三日

一通 關東御教書 延慶三年(三)月廿九日  
可致(事)

一通 守護代催促状 同三年五月四日  
(納紙カ)

一通 守護代催促状 同三年五月四日

一卷 年中佛神事注文

一卷 損色 去建保二年仰官使被注之、

一通 繪圖

此外雖多、數通 上宣等、且備進之、

一天滿宮并國分寺住古子細當時次第事

右、謹考舊規、當 宮者 天滿大自在天神垂跡之地也、

天曆皇朝被下官符、号分補 安樂寺、應和年中始廢

苗基為興樂□、即為鎮護國家之仁祠、專祈 天長地久

御願、自尔以降、耀 神威、漸送數百載之光陰、加尊

礼早配廿七社之扮、揃堂舍塔婆之基、二十余宇連軒、

日祀月祭之勤、數百余度有增無減、然則代々賢王寄田

藪、任々國吏添寺領、為神領之地、不隨他所役、不勤

大小勸院事者也、國分寺又奉建立養老元年、遙及六百

余歲、忝奉安置 大聖觀世音菩薩、為奉祈御願之清淨

法地、尼寺又奉安置<sup>(乘)</sup>師如來并十二神將、奉祈 御

願事以同前、然間、文治・承久大乱者、前代未聞之重

事也、然而不被准他社、被免除兵糧之催促、被停止武

士狼藉之条、 關東代々御下知炳焉也、如此每有兵草<sup>草</sup>、

必先被尊崇 聖廟者、我朝之故實、武家嘉猷也、如文

治年中關東御下知者、當 寺者 天滿天神御在所也、

不可准他社、仍可為宗佛神事之由、自鎌倉殿所被仰下

也、然者停止武士違乱、令安堵所司神人等、加寺家修

理、可勤修佛事也云々、又承久年中如所被成下之關東

御教書者、右件 天滿宮并寺領等、不可有武士狼藉<sup>(種)</sup>、

又遼遠之境、如此之時、寄事於左右、結構新儀之濫妨、

對押<sup>(理)</sup>有限之所當、<sup>(好)</sup>濫行非法之者自出来欵、若然者、

可注進交<sup>(名カ)</sup>□可處罪科也、沙汰人右近將監友久以下所司

神人等、更不可有事煩之状如件云々、因茲、於博多津

石築地并警固役者、不嫌神社佛寺權門勢家之領、雖被

催促之、至當寺社御領等者、併被免除畢、是則天下無

雙之御廟、國中第一之大社故也、就中、異國御祈禱事、

致精誠可勤行之由、就被下度々 院宣於安樂寺、云當

社、云安樂寺、雖異名異依、為一躰分身之靈神、當社

祠官等抽無二丹誠、依奉祈請、去文永年中蒙古凶賊等

雖令襲來鎮西、依不堪神戰、或捨乘船沈海底、希令存

命、雖有凶賊之、終不遂合戰之本意、空逃歸畢、其後

又可致慇懃御祈禱之由、依被成下 關東御教書於當社、令致丁寧御祈禱之處、去弘安四年凶徒等令來着之刻、令對治事、非神慮之征伐者、更難及人力之□、諸人仰天之處、同年七月一日神風荒吹、賊船漂役、賊徒一時滅亡、是則 天滿大自在天神御征伐也、此等子細見聞之輩、莫不貴御廟之威德、爰當宮并國分寺(堂力)當塔等者、自往昔為國衙之所役、加修理小破、及大破之時者令造替之条、先例炳焉也、而或依國司怠慢、或依任々目代改替、不加修理經年序之間、寺社佛殿以下廻廊等、悉令破損畢、然間、佛像忽為雨露令朽損之間、如形以土木、云當 宮正殿并拜殿・廻廊等、云國分寺・尼寺・泰平寺本堂、勵寺家□涯分、造葺葺之假殿、而奉尊崇、當寺社每年恒例不退月並御神事數百余度、式日不忘令勤行之、併奉祈無(禮)之寶祚、然而祠官等、倩案舊規之例、往古次第与當時作法相違、歎而有除(余力)、仍勸此等子細、去建保年中令言上之時、仰官便(使力)、雖被注損色、急速不及御沙汰之、被閣之間、以建治元年重經奏門(開力)之時、可造營 天滿宮・國分寺之□、忝被下院宣之間領掌畢、

仍被寄(マ)祈所六ヶ所(郡)山門(東郷・南郷・加世田)、於寺家之間、祠官等開喜悅之眉、營其節之處、彼祈所地頭・名主等、募武威、有限不弁正稅之間、僅所呵出之以所當等、且令採要御殿以下材木之刻、無程被妨國司祈所之間、不終造營、劫希所令採要之材木等、徒令朽損乎、且為公損、且為神愁、見被念、是愁歎無極、難押悲淚之處、幸今如承及者、可被興行諸國々分寺等之由、被行御德政旨風聞、是則 天滿大自在天神并大聖觀世音菩薩御威光、新 朝家安穩御祈禱令成就故也、望請恩裁、早被經御奏聞、且依先例、且任興行法、當 宮并國分寺以下堂塔等、任損色注文旨、被造畢、日祀月祭之勤、式日無懈怠、弥振 神威、吾朝鎮護之□不愆、異國自歸皇化、三韓貢獻無絶、仍(勤力)在狀、以解、

元亨元年七月 日

執行貫首大藏

都維那大法師澄範

寺主大法師 殿種

大檢校大法師

「私注此社解京進請書者

新田宮平等御房筆也

被行正印畢」

少別當大法師

權講師大法師

上座大法師 妙嚴

大別當大法師 慶地

讀師大法師 有範

權講師法眼和尚位融嚴

留守散位惟宗朝臣友貞

「實名者御裏書也」

（本文書ハ「旧記雜錄前編」一二二八八号文書ト同一文書ナルベシ）

## ○ 二一 官宣旨

左辨官下大宰府

應令管薩摩國造進當國天滿宮并國分寺事

右、得彼宮寺所司等去月日奏狀稱、當宮者天滿大自在天

神御寶殿、嚴重無雙之御廟也、國分寺者大聖觀世音菩薩

佛閣、清淨（之カ）法地也、故自往昔以来、為國衙之沙汰、至

少破（者）加修理、及大破者令造營者先例也、建保二年雖被

注損色、或依國司得替、或依時代推移、無造營沙汰之間、

以所司神官等之私力、雖加修理、星霜久積、風雨相侵、

已大破欲令顛倒之間、雖令申子細、代代國司無其沙汰、

空送年月、所司神官等傷嗟無極、幸今興行佛神事、被行

德政之由風聞、故捧解狀、賜安樂寺別當法印并前菅宰相

家拳狀、經奏聞之處、忝被下兩度院宣於國司之間、國司

領狀請文分明也、粗訪鎮西神社造營例、宇佐宮者九州被

宛之、正八幡宮者被宛三箇國、香椎宮者被准宇佐宮例、

宮崎宮者被寄役國之上、猶宛國中庄公催之、千栗宮又以

同前、天滿天神御廟、觀世音佛閣、何可有相違哉、且又

先例也、早被下宣旨、令言上子細於關東、欲致其（沙）汰者

也、所奉敬天滿天神者觀音化身（御脱カ）、大聖觀世音又大自在天

神御本躰也、然者云天滿宮、云國分寺、不可不被造營歟、

就中蒙古凶賊等来着于鎮西、雖令致合戰、神風荒吹、異

賊失命、乘船或沈海底、或寄江浦、是則非靈神之征伐、

觀音之加護哉、向後暴惡之輩永絕跡、天下安穩泰平之條、

不可有疑歟、望請官裁、且任先例、且准傍例、依院宣并

國司領狀、當國天滿宮并國分寺以下可令造營之由、被下

宣旨者、弥仰政道之貴、將致公家武家御祈禱之忠勤者、



權中納言藤原朝臣資宣宣、奉 勅、依請者、府宜承知、依宣行之、  
(日野)

建治元年十二月三日

大史小槻宿祢在判  
(有家)

右少辨平朝臣御判  
(忠世)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七六号文書ト同一文書ナルベシ)

○三 勘解由次官經頼書狀

安樂寺別宮天滿宮・薩摩國分寺造營間事、前(管)宰相申狀副別當長円申狀・具書等 如此、可進入之由、被仰下候、令申沙汰給候  
(菅原・高辻長成)  
欵、恐々謹言、

「建治元」七月十二日

勘解由次官經頼

謹上 参河前司殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七五九号文書ト同一文書ナルベシ)

○四 龜山上皇院宣

天滿宮・薩摩國分寺造營事、寺家連々申候、可有御下知候欵之由、院御氣色所候也、以此旨、可令申沙汰給、仍執達如件、

(建治元年)  
八月十八日

加解由次官經頼  
(勅)

謹上 参河前司殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○五 龜山上皇院宣

薩摩國天滿宮・國分寺造營料所事、帶 宣旨之上、國司任自由顛倒之條、太不可然、早任宣下之旨、可存知之由、可令下知給者、依 御氣色、執達如件、

(建治元年)  
六月廿二日

在御判

謹上 兵部卿殿  
(藤原・四條隆親)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七六一号文書ト同一文書ナルベシ)

○六 薩摩國国宣

當國天滿宮・國分寺等造營間事  
院宣并重解狀案如此、且為先例、且為神事、任申請旨、早可被其沙汰者、依國宣、執達如件、  
(建治元年)  
九月八日  
左衛門尉光保  
薩摩國在廳官人御中

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一七六二号文書ト同一文書ナルベシ〕

### ○ 七 前参河守某奉書

薩摩國 天満宮・國分寺造營事、可被其沙汰旨、加下知候了、且可令得御意給候哉之由、所候也、恐々謹言、

(建治元年)  
九月十日

前参河守奉

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一七六三号文書ト同一文書ナルベシ〕

### ○ 八 大宰府庁下文

下 薩摩國雜掌

可早任 宣旨状、令當國造進 天満宮并國分寺事

右、去年十二月三日 宣旨、今年正月廿二日到来、應令

管薩摩國造進天満宮并國分寺事、右、得彼宮所司等去月

日奏状稱、當宮者 天満宮大自在天神御寶殿、嚴重無雙

之御廟也、國分寺者大聖觀世音菩薩佛閣、清淨之法地也、

故自往昔以來、為國衙之沙汰、至少破者加修理、及大破

者令造營者先例也、建保二年雖被注損色、或依國司得替、

或依時代推移、無造營沙汰之間、以所司神官等之私力、

雖加修理、星霜久積、風雨相侵、已大破欲令顛倒之間、

雖令申子細、代代國司無其沙汰、空送年月、所司神官等

傷嗟無極、幸今興行佛神事、被行德<sup>(政)</sup>之由風聞、故捧解

状、賜安樂寺別當法印并前菅宰相家奉状、經奏聞之處、

忝被下兩度院宣於國司之間、國司領状請文分明也、粗訪

鎮西神社造營例、宇佐宮者九州被宛之、正八幡宮者被宛

三箇國、香椎宮者被准宇佐宮例、宮崎宮者被寄役國之上、

猶宛國中庄公催之、千栗宮又以同前、天満天神御廟、觀

世音佛閣、何可有相違哉、且又先例也、早被下宣旨、令

言上子細於關東、欲致其沙汰者也、所奉敬天満天神者觀

音御化身、大聖觀世音又大自在天神御本躰也、然者云天

満宮、云國分寺、不可被造營欵、就中蒙古凶賊等来着于

鎮西、雖令致合戰、神風荒吹、異賊失命、乘船或沈海底、

或寄江浦、是則非靈神之征伐、觀音之加護哉、向後愚患

之輩永絕跡、天下安穩泰平之条、不可有疑欵、望請官裁、

且任先例、且准傍例、依<sup>(院)</sup>宣并國司領状、當國天満宮并

國分寺以下可令造營之由、被下宣旨者、弥仰政道之貴、

將致公家武家御祈禱之忠勤者、權中納言藤原朝臣資宣宣、

奉 勅、依請者、府宜承知、依宣行之者、早任 宣旨之  
状、可令造進 天滿宮并國分寺状、所仰如件、

建治二年正月 日

執行藤原朝臣(少貳陸實)

權大監大中臣朝臣在判

少監惟宗朝臣

大監惟宗朝臣在判

權少監惟宗朝臣在判

大監惟宗朝臣在判

大監惟宗朝臣在判

大監大中臣朝臣

少監惟宗朝臣

大監惟宗朝臣在判

大監惟宗朝臣在判

監代平朝臣在判

監代平朝臣

監代文屋真人在判

監代中原朝臣在判

監代平在判

少典上野

權大典上野

權大典上野在判

權大典上野

權大典紀在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」七六八号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 九 北条時政下文

下 安樂寺所司神人所

可早任下知旨、停止武士狼藉、為宗佛神事、當寺御領

庄園等事、

右、當寺者、天滿天神御在所也、不可准他社、仍可為宗

佛神事旨之由、自鎌倉殿所仰下也、然者、停止武士違乱、

令安堵所司神官等、加寺家修造、可勤修佛神事也、且下

向武士其旨下知畢、更以不可違乱者、所司等宜承知、不

可違失、故下、

文治二年十二月七日

(北条時政)  
平在御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一二号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一〇 六波羅下文

安樂寺領天滿宮・薩摩國分寺并寺領等事

右、件天滿宮并寺領等、不可有武士狼藉、又遼遠之境、

如此之時、寄事於左右、結構新儀濫妨、對捍有限之所當、

好濫行非法者自出来欵、若然者、可注進交名、可處罪科

也、沙汰人右近將監友久以下(下同カ)神人等、更不可有事煩

之狀如件、以下、

承久三年八月廿八日

(北条泰時) 武藏守在御判  
(北条時房) 相模守在御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三〇〇号文書ト同一文書ナルベシ)

(北条政村) 相模守在御判

(島津忠時) 大隅前司殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六一〇号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一一 關東御教書

薩摩國一宮・國分寺事、往古子細、當時次第并管領仁及

免田等、分明可令注申狀、依仰執達如件、

弘安七年五月三日

(北条業時) 駿河守在判  
(久藤) 嶋津下野前司跡

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八五五号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一二 關東御教書

安樂寺別宮薩摩國分寺所司神官等申、

守護代沙弥西念放入使者於神領、致非法由事、(高辻長政) 菅三品申

狀副訴狀、遣之、子細見狀、事實者甚不穩便、早任先例、

可令停止其妨、若又有殊由緒者、可申之由、可令加下知

之狀、依仰執達如件、

文應元年十月五日

(北条長時) 武藏守在御判

(北条政村) 相模守在御判

(島津忠時) 大隅前司殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一六一〇号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一二 關東御教書

薩摩國一宮・國分寺事、往古子細、當時次第并管領仁及

免田等、分明可令注申狀、依仰執達如件、

弘安七年五月三日

(北条業時) 駿河守在判  
(久藤) 嶋津下野前司跡

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一八五五号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一三 鎮西御教書

九州大社以下修造遲怠、恒例佛神事凌夷事、去年十二月

一日關東御教書并事書如此、任(被)仰下之旨、可令興行之

由、相觸薩摩國中院主等、且濫惡不法之輩者、不日可被

注申交名也、仍執達如件、

永仁七年二月廿四日

(北条業政) 前上総介在判  
(島津忠宗) 下野守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一〇三三号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一四 島津忠宗施行状

九州大社以下修造遅怠、恒例佛神事凌夷事、去年十二月一日閩東御教書并御事書、同年二月廿四日御施行如此、早守被仰下之旨、可被致沙汰也、仍執達如件、

永仁七年四月一日

(島津忠宗)  
下野守在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一〇三四号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一五 閩東御教書

異國降伏御祈禱事、於薩摩國中寺社、可被致祈請之旨、普可被相觸之状、依仰執達如件、

正安二年七月十三日

(北条宣時)  
陸奥守御判  
(北条貞時)  
相模守御判

鳴津<sup>(忠宗)</sup>  
下野前司殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一〇五一号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一六 島津忠宗施行状

異國降伏御祈禱事、去年七月十三日閩東御教書如此、早任被仰下之旨、可被致精誠之状如件、

正安三年正月十日

(島津忠宗)  
前下野守

薩摩國寺社供僧神官中

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一〇五六号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一七 鎮西御教書

彗星出現事、於薩摩國為宗之寺社、不日致天下泰平御祈禱、可被執進卷教也、仍執達如件、

正安三年八月廿三日

(北条実政)  
前上総介御判  
(島津忠宗)  
下野前司殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一〇五九号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一八 島津忠宗施行状

彗星出現事、今月廿三日御教書案如此、早任被仰下之旨、致天下泰平御祈禱、可被進卷教也、仍執達如件、

正安三年八月廿五日

(島津忠宗)  
前下野守在判

國分寺留守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

嘉元二年正月四日

(北条政願) 掃部助御判

(島津忠宗) 下野前司入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇七一号文書ト同一文書ナルベシ)

〇一九 關東御教書

追仰

異賊防禦御祈禱事、仰為宗寺社管領之仁、可抽懇祈之由、可被相觸之、

異賊防禦條之事、々書一通遣之間、此趣敵蜜可被致沙汰之状、依仰執達如件、

嘉元二年十二月十日

(北条師時) 相模守御判

(北条時村) 左京權大夫

(北条政願) 上総掃部助殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇七七号文書ト同一文書ナルベシ)

〇二〇 鎮西施行状

異賊防禦御祈禱事、去年十二月十日關東御教書如此、早任被仰下之旨、可抽懇祈之由、可被相觸薩摩國中為宗寺社管領之仁也、仍執達如件、

〇二一 島津忠宗施行状

吳賊防禦御祈禱事、去年十二月十日關東御教書并今月四日御施行如此、早任被仰下之旨、可被抽懇祈也、仍執達如件、

嘉元二年正月廿三日

(島津忠宗、遺後) 沙弥在判

國分寺別當御房

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇七二号文書ト同一文書ナルベシ)

〇二二 關東御教書

異國降伏御祈事、於薩摩國寺社可致精誠之由、敵蜜可相觸別當・神主之状、依仰執達如件、

延慶三年二月廿九日

(北条宗宣) 陸奥守御判

嶋津下野入道殿

(北条師時) 相模守同

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一三二号文書ト同一文書ナルベシ)

〇二三 島津忠宗施行状

異國降伏御祈事、関東御教書如此、早任被仰下之旨、且致精誠御祈禱、且可被進卷教之状如件、

延慶三年五月四日

(島津忠宗・道義) 沙弥在判

國分寺留守殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一一三三号文書ト同一文書ナルベシ)

〇二四 天満宮・国分寺恒例神事次第

天満宮・國分寺恒例不退御神事次第

正月分

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供

聽役 饗膳高城郡内 吉枝名役

二日、同宮御供并十七社御供

聽役

三日、同宮御供并十七社御供

高城郡内時吉役 并修正寺役 壇供祇答院役

四日、同宮御供并十七社御供

高城郡内上村万得役

五日、同宮御供并十七社御供

同上村万徳役 講堂修正僧膳寺役 壇供寺領田役

六日、同宮御供并十七社御供

本領田役 白馬節會酒肴步射饗膳寺役

七日、同宮御供并十七社御供

本領田役 白馬節會酒肴

八日、同宮御供并十七社御供

高城郡内若吉役 尼寺藥師講 僧膳寺役

同日、講堂

吉祥御願始御勤最勝講并修正大佛供 高城郡役油七合 加供祈大桶三十口 松五十把 懸餅十枚大并五十枚 牛王祈紙五帖 同役祿凡絹一疋

同夜、四天供阿闍梨秘法行之 壇敷浄衣祈凡絹二疋

九日、天満宮御供并十七社御供

高城郡役并泰平寺修正壇供僧膳寺役 同夜講堂吉祥御願高城郡山門院役

十日、同宮御供并十七社御供

高城郡役 同夜講堂吉祥御願薩摩郡市來院役 同前

十一日、同宮御供并十七社御供

高城郡役 同夜同寺吉祥御願牛屎院役

十二日、同宮御供并十七社御供

高城郡役 同夜同寺吉祥御願入來院役

十三日、同宮御供并十七社御供

高城郡役 同夜同寺吉祥御願日置并歌追離 但追離薩摩郡内成枝名役

十四日、同宮御供并十七社御供

高城郡役 同夜同寺吉祥御願谷山郡役 同前

此六夜七日御勤参堂衆在廳并寺社所司三昧等每夜

皆参、

吉祥御願次第

高城郡

飯一石 餅五十枚 炭一古 油七合 懸餅十枚 松五十把 壁一間 佛供一坏

薩摩郡

飯一石 餅五十枚 炭一古 油七合 松五十把 懸餅十枚 壁一間

入來院

飯八斗 餅四十枚 油五合 松四十把 炭一古 懸餅十枚 壁一間

祇答院

飯八斗 餅四十枚 油七合 松五十把 懸餅十枚 壁一間

牛屎院

飯八斗 餅四十枚 炭一古 油七合 松五十把 懸餅十枚 壁一間

山門院 飯八斗 餅四十枚 炭一古 油七合 松五十把 懸餅十枚

莫祢院 飯四斗 餅三十枚 油五合 炭一古 懸餅十枚

伊集院 飯八斗 餅四十枚 炭一古 油七合 松五十把 懸餅十枚

魔嶋郡 飯八斗 餅四十枚 油七合 炭一古 松五十把 懸餅十枚

谷山郡 飯二石 餅四十枚 炭一古 油七合 松五十把 懸餅十枚

加世田別符 飯五斗 餅廿五枚 炭一古 油三合 懸餅五枚 壁一

十五日、天満宮御供并十七社御供 高城郡若吉役并御粥

十八日、同宮御供并十七社御供 講堂觀音講 僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

二月分 彼岸七ヶ日御勤法花經 僧膳寺役

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供 本領田役

二日、同宮御祭御供并十七社御供 在舞樂 僧膳寺役

三日、老松御祭御供 饗膳寺役

八日、尼寺藥師講 僧膳寺役 并講堂崇導天王御讀經佛供祈廳役

十五日、御靈會御祭并十七社御供 寺役 饗膳高城郡内若吉 勤 饗膳宮里郷五十五前 在廳寺社所司三昧三方會 向御神事

十六日、泰平寺御靈會御祭并十七社御供 高城郡内若吉役 饗膳諸郡郷院役 一國大營

在廳寺社所司三昧馬上方會向御神事 在舞樂

御靈會次第

高城郡 靈供米二升 騎兵一人 競馬一疋 相撲二人 廊一間

薩摩郡 靈供米二升 騎兵一人 競馬一疋 相撲二人 廊一間

入来院 靈供米一升 騎兵一人 競馬一疋 相撲二人 樂所屋二字

祁答院 靈供米一升 騎兵一人 競馬一疋 相撲二人 廊一間

牛屎院 靈供米二升 騎兵一人 競馬一疋 相撲二人 廊一間

山門院 靈供米二升 騎兵一人 競馬一疋 相撲二人 廊一間

莫祢院 靈供米一升 騎兵一人 競馬一疋 相撲二人 廊一間

伊集院 靈供米二升 騎兵一人 競馬一疋 相撲二人 廊一間

魔嶋郡 靈供米二升 騎兵一人 競馬一疋 相撲二人 廊一間 鼓打 一人 笛吹一人 拍子打一人 殖女一人 苗引一人 二立一前 次三十前

谷山郡 靈供米二升 騎兵一人 競馬一疋 三立一前上祈 相撲二人 廊一間 鼓打 一段 廻役 頓宮延十一枚 饗膳二十五前

給黎郡 靈供米一升 騎兵一人 競馬一疋 相撲二人

指宿郡 靈供米一升 騎兵一人 競馬一疋 相撲二人

日置南郷 靈供米一升 騎兵一人 競馬一疋 相撲二人 廊一間

加世田別符 靈供米一升 騎兵一人 競馬一疋 相撲二人 廊一間

智覽院 靈供米一升 騎兵一人 相撲二人 競馬一疋

御神事次第十五六兩日如此、



十八日、天満宮御供并十七社御供 并講堂觀音講 僧膳寺役  
廿五日、同宮御関日會御供并十七社御供 寺役會并月忌 講在舞樂  
三月分

一日、天満宮朔幣御供并十七社御<sup>(供)</sup> 寺役

三日、同宮御供并十七社御供<sup>(節)</sup> 寺役 僧膳寺役

八日、尼寺薬師講 僧膳寺役

十八日、同宮御供并十七社御供 寺役 講堂觀音講 僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

四月分

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供 寺役

八日、尼寺薬師講 僧膳寺役 并天満宮佛性會 佛供僧膳寺役

十五日、講堂御齋會 佛供應役 在行香 僧膳薩摩郡内是枝名役

十八日、天満宮御供并十七社御供 講堂觀音講 僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

五月分

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供 寺役

三日、寺忌日 僧膳寺役

五日、天満宮御供并十七社御供 并節供

同日、五月會御神事并十七社御供 高城郡役 僧膳東郷内大鑿 役 本宮御供 頓宮御供 遷御御供 在舞樂

五月會御神事次第

高城郡 棕三百丸 酒二瓶子 流鏑馬一番

薩摩郡 棕三百丸 酒二瓶子 掃除 流鏑馬二番 但郡可一番 余名一番

入来院 棕百丸 酒一瓶子 樂所屋二間

祁答院 棕百丸 酒一久利

牛屎院 棕三百丸 酒二久利 埦一反 廿道一段 競馬一疋

山門院 棕二百丸 酒二久利 道一段 國廳屋三間 埦一反

莫<sup>(弥)</sup>弥院 棕百丸 酒一久利 埦二丈 道卅代 競馬一疋

伊集院 棕三百丸 酒二久利 道一段 埦一段 競馬一疋 流鏑馬二番 郡可一番 余名一番

魔嶋郡 棕四百丸 酒三久利 道一段 卅一 埦一段 卅一 競馬一疋 殖女一人 鼓打一人 笛吹一人 苗引一人 拍子打一人

谷山郡 棕三百丸 酒二久利 道一反 埦一段 競馬一疋 遷馬一疋 殖女一人 拍子打一人 笛吹一人 安幕二間

加世田別符 棕百五十丸 酒一久利 道卅代 埦二丈 競馬一疋 安幕一間

日置南郷 棕二百丸 酒二久利 埦三丈 道三十代 競馬一疋 輔代一人

八日、尼寺薬師講 僧膳寺役

十八日、天満宮御供并十七社御供 講堂觀音講 僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

六月分

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供 寺役

八日、尼寺薬師講 僧膳寺役

十八日、同宮御供并十七社御供 并講堂觀音講 僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

七月分

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供 寺役 上分析國役

七日、同宮御供并十七社御供 廳役 同節供 饗膳寺役

八日、尼寺薬師講 僧膳寺役

十五日、講堂御齋會 佛供廳役 饗膳高城郡内若吉役

十八日、天満宮御供、同十七社御供 寺役 講堂觀音講 僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

八月分 彼岸七ヶ日御勤法花經 僧膳寺役

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供 寺役

八日、講堂 崇導天皇御讀經 佛供廳役 饗膳薩摩郡内是枝名 役 并尼寺薬師講 僧膳寺役

十八日、同宮御供并十七社御供 講堂觀音講 僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

九月<sup>(分)</sup>□

一日、天満宮朔幣御供并十七<sup>(社)</sup>御供 寺役

八日、尼寺薬師講 僧膳寺役

九日、同宮御供并十七社御供 廳役 饗膳高城郡内若吉名役

十八日、同宮御供并十七社御供 講堂觀音講 僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

十月分

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供 寺役

八日、尼寺薬師講 僧膳寺役

同日、同宮菊會御供并十七社御供 高城郡内若吉役 饗膳 阿多別符役 在舞樂

在廳并寺社所司三昧三方會向御神事

十一日、講堂法花會始 至十五日已五ヶ日 僧膳寺役

十八日、同宮御供并十七社御供 講堂觀音講 僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

十一月分

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供 寺役

二日、同<sup>(祭)</sup>幣御祭并十七社御供 在廳<sup>(役)</sup> 饗膳寺役 舞樂

〔廿三日、老松祭御〕 供

饗膳寺役

讀師安円在判

〔廿八日、尼寺祭〕 師講 僧膳寺役

十八日、同宮御供并〔廿七〕社御供 講堂觀〔首講〕 僧膳寺役

廿五日、天満宮月忌講 僧膳寺役

十二月分

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供 寺役

八日、尼寺藥師講 僧膳寺役

十八日、同宮御供并十七社御供 寺役 講堂觀音講 僧膳寺役

十九日、國廳佛名御願始 至廿一日三ヶ夜動之、

廿三日、天満宮御八講 僧膳阿多別符役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

天満宮長日御勤事 但一日別御勤次第

一 大般若經 一 金剛般若經

一 法花經 一 仁王經

※右、恒例佛神事等次第、大略〔注〕進如件、

都維那澄慶在判

寺主宗助在判

上座融殿在判

〔本文書へ旧記雜錄前編二八六一号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔※ヨリ右方向へノ縦書〕 〔私注、元弘三年上洛之時、此年中行事自領家被召之間令寫進畢、九月

八日妙殿、綾小路東九〇〕

〇二五 薩摩国天満宮・国分二寺損色注文

薩〔摩國〕 天満宮・國分寺 誠恐謹言、

任 官符〔官力〕注進神社佛〔寺力〕等損色員數事

一天満宮

御寶殿 一字三間四面 拜殿 一〔宇〕五間

經藏 一字三間 三昧堂 一字一間四面

奉安置阿弥陀如来三尊皆金色

中門 一字 大門 一字已四足

鐘樓 一字 四面廻廊 四方築恒〔垣〕

御供所 一字三間四面

一 國分寺

講堂 一字三間四面 在孫庇方南方一方 已瓦葺定

奉安置丈六觀音三昧 各皆金色 在種〔佛具堂庄殿〕

金堂一字三間四面

奉安置釋迦(如来三尊之) (普力) 賢菩薩 各身金色  
師利菩薩 (文殊力)

奉置(安) (四力)

經藏一字三間同

鐘樓一字同瓦葺

僧坊一字五間三面 食堂一字十二間在炊爨所一字三間

温室一字三間 中門一字三間

四面迴廊五十間 南西二方大門各一字三間

但南大門奉安置金剛力士

四方築恒(垣)東西南北各町

一尼寺

本堂一字三間四面已瓦葺

奉安置藥師如来并十二神将在種々佛具堂庄嚴

鐘樓一字 僧(坊)一字三間

南大門一字

一字五間 (戒力)

(中欠力)

鐘樓一字

御靈社一字三間 四方築恒(垣)

右、當社寺等者、是養老年中建立、朝御願、拂災招福

仍從建立以降每有朽損、為國衙所課被修造來之處、

自去保延年中以來、依不動其役、朽損破壞之間、

佛經及朽損而如忘社額庄嚴、爰任舊跡可有修造、

常雖催國衙、更無興降、非是敝制、又佛社宜禁

寺社歎息只在於斯、載之御祈禱無有怠、又佛社宜禁

土民募權威、抑留佛神、

滅之間、年忘神、

宣下、

官使

官使藤井在判

〇二六 薩摩国天満宮・国分寺所司神官等申

状

薩摩國 天満宮・國分寺 (諸司神官等力) (廳解申進申文事)

請殊早被經御 奏聞、且任先例、且依興行 (御禮政法、當)

領内所々并每年恒例月御神事及寺社請僧布、為國衙

或成違乱、或  
不致  
(後欠)

〇二七 断簡

(前欠)

田添任  
(併國史寺領)

爰當宮御領餼嶋者

為國衙被妨之間就

件佛神事等者

正安元年  
(併去)  
(併為朝家御)  
(奉御所被定)  
(後欠)

(コノ外數点断簡アリ)

天満宮古文書寫  
(卷子表紙)

元年配流

昌泰二三延喜廿二 延長八 承平七 天慶九 天曆十 村上天皇

天徳四 應和三 ヨリ至元弘三 三百 年欵

國分寺領家

為長

宰相

二位 正文

(以下ハ「薩摩国天満宮・國分寺所司神官等申状并具書案」ト同文ニツキ省略ス)

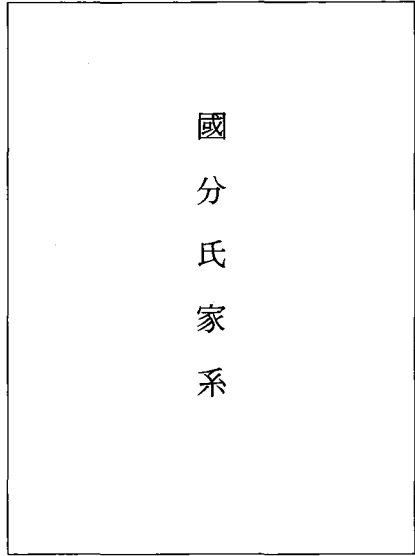
(冊子表紙)

国分家史料三

國分氏家系

(中表紙)

國分氏家系



(中表紙裏打紙)

上井伊勢守覺兼日記書拔

一六日、天満宮御仮殿廢壞候、御弓箭目出罷成候間、  
如前代御寶殿造立之事、國分筑前守自身以參被申上  
候、并前代之棟札切符(以下ナシ)

(中表紙)

惟宗姓國分氏正統系譜

〇二八 惟宗姓國分氏正統系譜

(ハリ紙)

醍醐天皇第五皇子三品兵部卿保明親王御子慶頼王、承平六年始賜惟宗姓、號惟宗親王、裔孫

醍醐天皇第五皇子三品兵部卿保明親王、承平六年丙申始賜惟宗姓、号惟宗親王、御子慶頼王之裔孫、



具瞻

從五位下

陰陽頭

正邦

從五位下

陰陽頭

官職秘鈔自陰陽師任例惟宗孝親父正邦辞頭申任之  
ト見

孝親

從五位下

能登守

孝言

從四位下

伊賀守

掃部

介

忠方

紀中納言

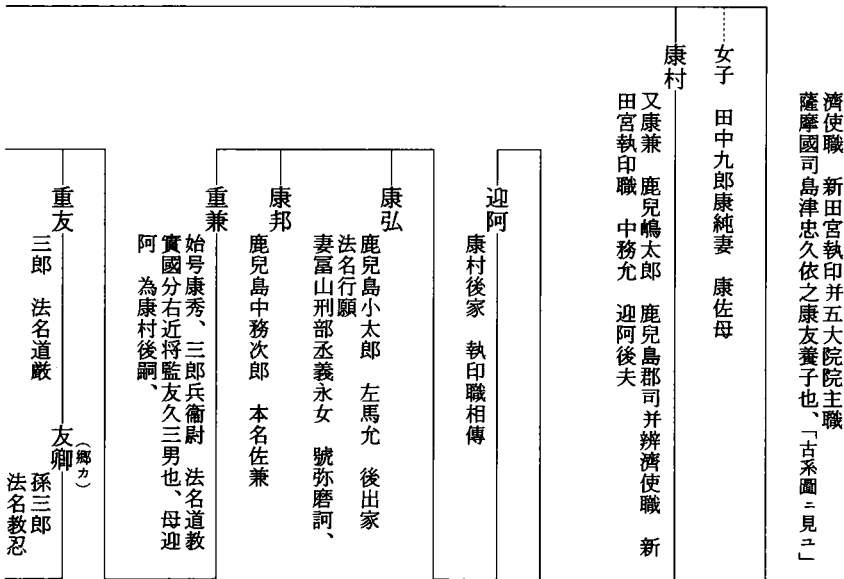
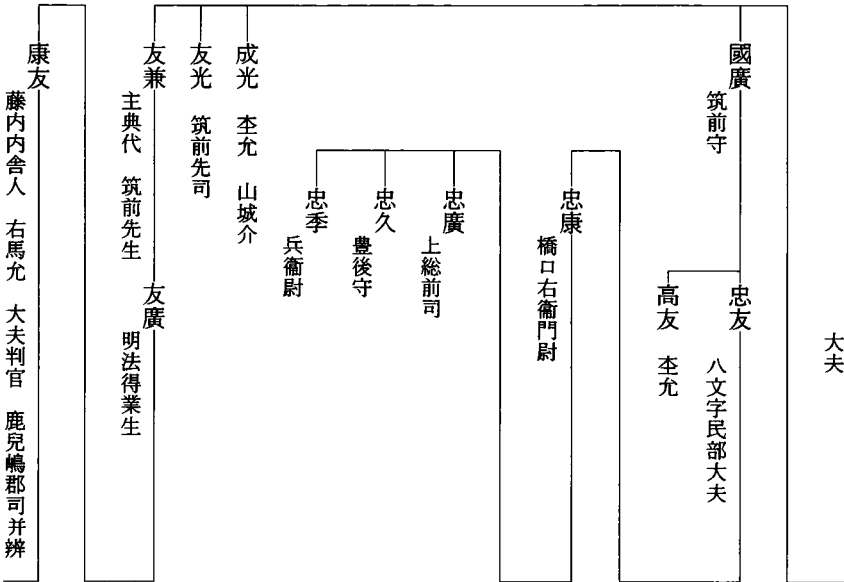
若狹守

友國

從二位

宗大納言

兵庫



忠兼

幼名犬夜叉 四郎 法名道惠

友雄

又三郎 左エ門  
大夫 法名是雄

友躬

三郎 遠江  
守 法名願

真

友令

豊前守 法名義忠 新田宮執印職

○友久

鹿兒島二郎

號國分、右近將監 左馬頭 左衛門尉

日向國中鄉辨濟使 ○保元元年「丙子」生、

○母富山二郎大夫藤原義良嫡女

○安樂寺領薩摩國高城郡國分寺留守職・同所天

満宮別當職「○」夫國分寺者

聖武皇帝天平年中御建立一國一寺之冠刹也、

文治年間之文書ニ寺領百四町五段トアリ、則

別當知行ト有之、今寺領九石餘有之、

○天満宮者

村上天皇應和三年癸亥御建立、寺號ヲ號興樂

寺、今寺廢ス、日本三ヶ之天神、京都北野豊

樂寺、筑前宰府之安樂寺、薩廣國高城郡興樂

寺、右天神ヲ三天神ト号ス、

○氏神天満天神、毎歳以八月二十五日祭之、

○家紋澤瀉、

○川内國分城主、今屏風カ城ト云城跡有リ、據  
是故家号ヲ國分ト冒ス、○留守・別當職之儀

者、父康友執印職於 禁庭補任之節、友久國

分寺留守・天満宮別當職父ト同被宛行、元曆

之頃父子兄弟共ニ薩廣國江下着、友久者直ニ

高城郡國分寺ニ下着ス、迎阿先夫、号國分寺

ト、

友家

鹿兒島三郎

平野家元祖

康忠

鹿兒島四郎

五代四郎或忠康

女子

女子

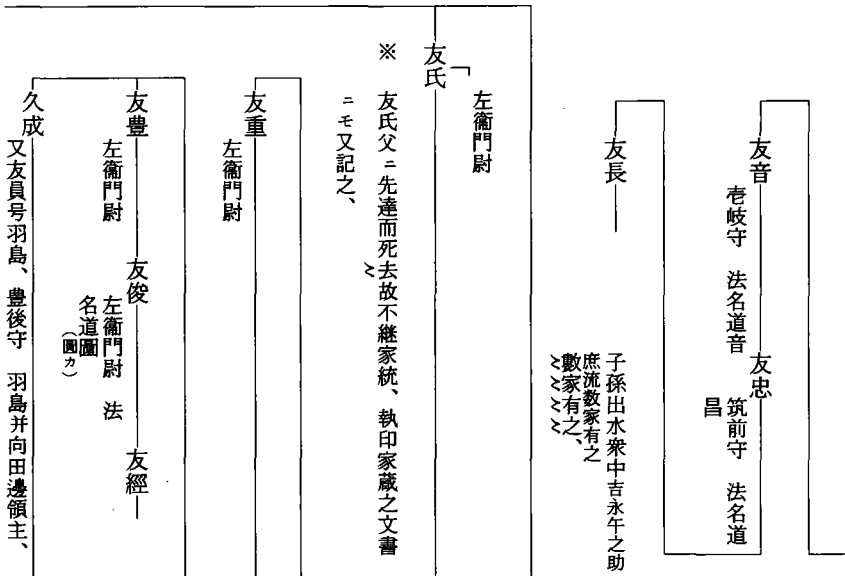
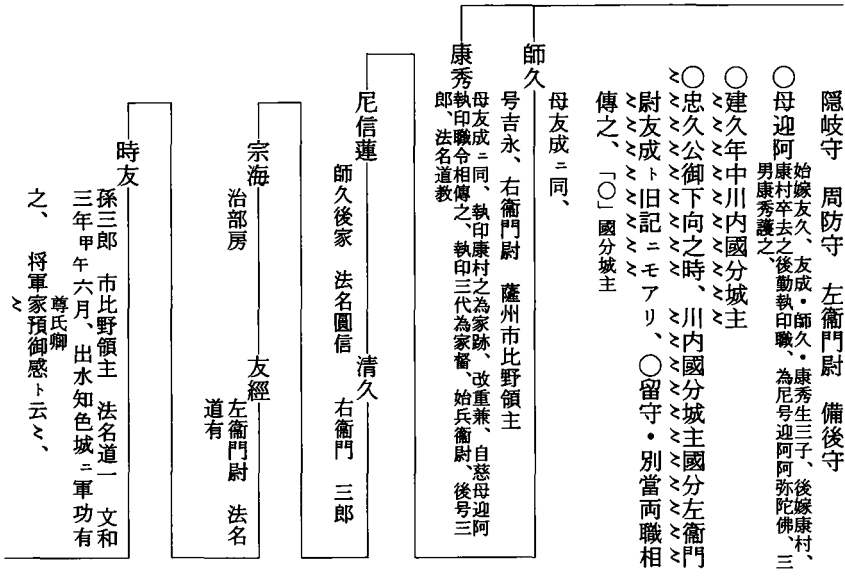
女子

山門郡司秀忠妻

○友成

太郎





久成流ニ胃向井家号アリ、  
(冒カ)

宗友

豊後守  
法名正立

家友——子孫末吉衆中ニアリ、  
太郎左衛門尉

(一) 部分ハ墨線ニテ抹消サル

※(ハリ紙)

「父友成先達而死去不為家督、無子孫、○友氏子

ニ友重ヲ系出古系圖有、是誤也、友重ハ當家六

代平次郎友重入道禅惠、其證末吉衆中羽島新兵

衛古系圖、友重ニ男次郎四郎久成入道禅祐江、

建徳三年八月廿八日父友重所領之内薩广郡羽島

并諸所以讓状致分知候證文、其外證書多々有之」

○友員

備後守 左衛門尉

○弘長二年壬戌七月十日、應 鎌倉將軍家命ニ京

都大番役在勤ス、○留守・別當兩職相傳之、

○川内國分城主○法名法橋道法

友景 土佐入道 出家 『道本或道玄』

友家 三郎 『一本作大學之助』

友清

四郎 法名道空

友行 左衛門尉  
彦岐前司

友經

彦四郎 本名  
友村

政家

初家經『家殊イ』  
資家

号市来太郎、  
『市来院領主 幼名千代熊丸』

友光

『後家忠 入道道一 市来院内河上名主職』  
号橋口次郎、又称河上、子孫高岡郷土河上笹右衛門  
門『幼名熊次郎丸』

○友賢

又友兼 備後次郎 筑前先生 掃部介

○弘安四年辛巳五月二十一日蒙古襲来之時軍功有

之、正應元年戊子十月三日 鎌倉將軍家賞之、

筑前國早良郡七隈郷内被補地頭職、○自同二

年己丑十月至正安元己亥年、應 將軍家命、

依守護 忠宗公御書筑前國宮崎警固番役相勤

以上八度、其内二度自勤之、其餘者以代官勤

之、

○留守・別當兩職相傳之、○川内國分城主

○法名沙弥道本阿弥陀佛

二  
○友貞

次郎

※ ○延文中屬宮方、同四年己亥八月十七日於筑後國戰死、○太平記國分次郎以下宗徒之士於筑後川ニ討死相見ル、○留守・別當兩職相傳之、

※  
※(ハリ紙)

「國分次郎、延文四年菊池肥後守武光宮方ノ大将トシテ、奉守征西將軍ノ宮ヲ、大友・小貳ト合戦ノ節、同年八月十七日ノ夜、先夜討ニナレタル士三百人ヲ勝リ、小貳・大友カ陣ニツカワス、其内ニ國分次郎相見得候、ヨク十八日、小貳・大友カ陣ニ於テ戦死、イホンニ同年七月廿三日トモアリ、其合戦日向・薩摩・大隅ノ軍衆手ヲリ死人千六百人トアリ、

○川内國分城主 ○法名道然阿弥陀佛

友住

友經

元年 光富又五郎心榮 建  
居住于筑前國、元亨遷住、武二年京都大番役勤、  
光富名知行、

土與壽冠者 号彦次郎道榮、

○雖為嫡子不正其身、友賢使二男友貞令繼統、

○友重

平次郎 掃部介

※※ ○文和三年甲午六月十日ヨリ至十二日、出水知色城責ニ屬シ 將軍方ニ、奉從守護 師久公、最前馳來抽軍忠ヲ、 將軍家預御感ニ云云、  
尊氏卿

○友重始屬 宮方ニ、後為將軍方ト、

○留守・別當兩職相傳之、○川内國分城主

○法名禪惠律師

※※

※(ハリ紙)  
「一ニ書入

友重

建武四年丁丑

「貞久公」

守護道鑑公攻市来太郎左衛門尉時家三世 於

市来城、友重與莫禰太郎二郎 莫禰 郡司 小川小太

郎 飯島等同從有戦功、見莫禰平次郎 成功カ申状、

※(ハリ紙)  
「ニ」書入

應安五壬子、祁答院氏・入来院氏・東郷氏・高城氏・菱刈氏・牛屎氏及球麻相良氏、友重相共ニ『嫡子友豊』二男次郎四郎久成相『供』シ田碓山城、師久公甚御難儀ニ而、既御切腹之有色、乍去國分ヲ今一度可頼御意有之、種々之以御方便御心底を被通、當家國分方今ハ命を捨テリ外無才覚とて、二男久成ハ一味之陳ニ乍差置御受申上、守護方江罷出候得ハ、執印方・市来氏ニも有其疑而、然處ニ依志布志氏久公被成後攻候故、七家之衆ニも解囲『ヲ』退陳有之、被開御運候、當家之忠節於守護方千端萬緒難申上之儀ニ候、久成事者敵方より兵士を相添相送候、是友重忠勇之志と感候由、依之從碓山城、本田与一御丈ニ而次郎四郎殿無事故、帰陳之儀目出度候由、御祝儀被仰下候、

新左衛門尉 備後守

○友豊  
「○」應安五年壬子父友重ト同 師久公助テ忠アリ

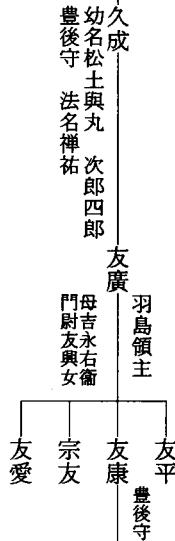
久成 新左衛門尉 備後守

号羽島ト 豊後守

○留守・別當兩職相傳之、○川内國分城主

○法名通禪

※(ハリ紙)



「○」初胃國分家號号國分豊後守、建徳三年八月二

十八日、敵親友重所領ノ内、薩摩郡羽島ノ郷

ヲ讓ル時、改家號ヲ号羽島ト、其外川内水引

郷ヨリ南ノ所領・鹿兒島郡武ノ郷廿所ヲ讓ル、

「○」應安五壬子歳、敵親友重属 官方寇ス 守護

師久公、時ニ師久公和陸ノ計策アリ、友重次子

久成ヲ 官方ニ残シ、終ニ属 守護方、

〔〇〕應永四年丁丑四月下旬、元久公守護師久公攻清色

城、総州伊久主ノ手ニ属シ戦功アリ、此時属、守護方、

近隣ノ御家人羽島豊後守トアリ、

久成三代豊後守友康二男宗七郎友茂ニ、敵親

友康所領ノ内隈之城ノ内向田ノ郷ヲ譲リ、是

ヨリ改家號号向井ト、「メ、メ、」是向井氏ノ元祖ナリ、

○友俊

小次郎 越後守 左衛門尉 法名道圓

※ 〇留守・別當兩職相傳之、〇川内國分城主

※(ハリ紙)

「應永四丁丑四月、守護元久公総州与伊久公共ニ

責清色城、友俊随伊久公近隣「為」應御家人之列出候

陳勞軍務、執印氏羽島氏又同之、

○孝友

新左衛門尉

〇留守・別當兩職相傳之、〇川内國分城主

(ハリ紙)

「一應永二十八年辛丑八月、総州山城守忠朝限之

城ニ在城、於此時東郷氏・國分氏・執印氏ニ

依頼ス、其後守護為久豊公、忠朝下城シ剃髮、

号道聖、鹿兒島和泉崎ニ住スト云、

一應永二十九年、川内高城之城主高城氏兄弟不

和ニ付候て、大川某者國分・執印・東郷氏を

頼、水引城ニ相籠、弟三郎某ハ守護又三郎貴

久公後忠國公在十院城を頼、高城之城ニ相籠、伊集

院・市来・高江・羽島及長門守十院氏・山田

某ト相共ニ、高城之於本城水引城ニ對ス、其

間數百步也、

○朗友

新左衛門尉 備中守

〇留守・別當兩職相傳之、〇川内國分城主

〇文明二年庚寅八月二十五日天満宮棟札、造營

奉行惟宗朗友トアリ、

○親友

豊次郎丸 平次郎 左衛門大夫 是敗

○留守・別當兩職相傳之、○川内國分城主

○文明二年庚寅天満宮棟札、惣願主平次郎親友

トアリ、「○」同六年甲午八月、花洛行脚僧雜録ニ水引城(録)

ニ國分ト相見ユ、「○」法名是敗大禪定門

女子 村田越前守武秀妻「武秀ハ 貴久公 義久公御家老職」

左京亮

光照院

○朝友

豊王丸 小次郎 越後守

○留守・別當兩職相傳之、○川内國分城主

友平 子孫國分五兵衛

小五郎丸 左エ門尉

永正十乙亥正月十八日、父親友川内之内田地

三町一反藪三ヶ処以讓狀分知之、

勝運

女子 高城太郎左衛門尉妻

女子 村田參河守經孝妻

○降友

豊次郎丸 平次郎 筑前守 左京亮 宗閑

○明應七戊午年誕生、母姓氏不詳、○留守・別當兩職相傳之、

○川内國分城主○同所國分中郷大小路其外川

内之内諸所領主○元龜元年庚午五月十日死、

享年七十三歳○法名宗閑大禪伯

友信 宗次郎 新左エ門尉

慶言 出家

秀範 右同、

女子 大隅宮内惣代妻

女子

○定友

豊千代丸 平次郎 筑前守 入道助真

○大永三年癸未十月十八日誕生、母姓氏不詳

○至當代家勢漸相衰、川内之内田地八町ヲ領、

御當家江モ相附、武功モ為有之由、○上井伊定友

勢守覺兼日記等ニ相見ユ、○元和七年辛酉十

月二十九日死、享年九十九歳○法名助真庵主

○元祖友久ヨリ定友マテ十四代留守・別當兩職相

傳之、川内國分居住ス、

某

泉識房 與三左衛門尉 川内鏡之江之領主

某

善左エ門尉 川内ヨリ伊作江被移候、  
『移ル』  
『郷土』

某

戸左エ門

子孫伊作衆中國分戸左エ門  
『郷土』  
『移ル』

元和十年甲子四月六日、太守 家久公當家嫡  
十六代十右衛門友知江府之旅亭江御入有之、

公友知江御腰物一腰傳曰達磨正宗無銘并四ツ柏之紋御

調拜領被仰付、家嫡江令相傳、戸左エ門江

御目見被仰付、御盃頂戴被仰付、是又致格護

居候、

寛永十五年戊寅、肥前島原一揆之砌、家嫡十

右エ門地頭所山川ヨリ軍勢出陣、十右衛門家

来人数取合、百五十人致軍立候、其時主取役

戸左衛門并上之河傳左衛門兩人相勤、出水米

之津御蔵ヨリ兵糧米申受、(六)完之島迄参リ候処、

光久公御引取故、右人数罷帰候、將軍家

御参内ニ付、十右エ門 家久公御供ニ而致上

京候時分、戸左衛門御料理方小番相勤致上

京、其後ヨリ家嫡披官札申受来、伊作江致居

住候処、若年之時分昵近之御奉公并御目見迄

被仰付置、其上國分一家無別儀段、嫡家次郎

右衛門友清代申出、士之願奉訴候處、願之通

御免被仰附、代々伊作衆中ニ被召成候、

某

仙千代丸 平四郎 伊左衛門尉

天正十五年丁亥、家嫡國分平次郎友積國分沒落之時、加賀國江差越、其後前田家江奉仕ス

ト云々、

女子 岡村圖書介妻

女子 水手兵部左エ門妻

○友積

豊次郎丸 平次郎 左京亮

○永祿二年己未二月十一日、川内國分ニ誕生、母姓氏不詳

○天正十五年丁亥、殿下秀吉公御入部、川内泰平寺御在陳之砌、國分居任之事不相叶、同所沒落、初而鹿兒嶋江罷出、其時 殿下友積ノ旧宅并國分寺其外國分近辺都而御燒拂、為兵燹ノ當家傳來之文書、且重器等燒失ス、其後 太守義久公ヨリ先御心付トシテ御高二百石餘并宅地ヲ上滑川ニ被成下、直ニ致居任候

※

琉球侯、川内之旧領八町之儀者、鹿兒島ヨリ致屋北隅、「一反九畦貳拾八歩」支配候、

天満宮之儀者、御尊躰鹿府江奉守、居屋敷江奉安置、川内國分寺江者御本地弥陀如来之尊像奉残テ、今宮居御物ヨリ御修甫方有之候、

○文祿元年壬辰、殿下秀吉公征朝鮮之時、奉從太守 義弘公渡海勞軍務、此時被仰渡候者、此度高五百石之軍役ニ而罷立候者、帰朝之後五百石可被下由被仰渡候間、友積右高之軍役ニ而致渡海候、御出陳前先御高二百五十石被成下、帰朝之後残リ高之儀致言上候処、當家川内天神領八町之領主ニテ、別私領無之候間、初被成下候二百五十石ニ而可然由、國老鎌田出雲守政近ヲ以被仰渡候、

「元和四年十一月六日、於山川家久公山川の題にて御歌御會ノ節

友積

寒き夜の嵐はけしき山河に



うかふ紅葉のかせや妙なる

〔ト同文ノ別紙ヘリ紙※ニテリ、省略ス〕

○寛永十二年乙亥七月二十五日死、年七十七歳

○法名龍岳全休庵主、墓興國寺ニアリ、

十六代  
○友知

平次郎丸 宇助 十右衛門尉

○天正七年己卯五月朔日、川内國分ニ誕生、母

氏不詳、死去年月不傳焉、十日卒、法名湖圓昌珪大姉

○同十五年丁亥、従父友積移鹿兒島、○慶長十

九年甲寅之冬、大坂江 家久公御出陳ニ付友

知騎馬之御供ニテ豊後守江迄参リ候処、大坂

和平故帰國、則元和元年也、同年之夏又 公

御出陳故致御供、肥前平戸迄参候所、大坂没

落ニテ又帰國、御陳賦ニモ相見得候、○家久

公御兵具奉行・御振廻奉行相勤、山川〔下〕○大根〔上〕

占地頭職被仰付候、

○元和十年甲子四月六日、黄門家久公友知江

府之旅亭江御入有之、御酒御膳致進上、御機

嫌別而宜御長坐、此時御腰物一腰、無銘達正宗  
ト申傳致所持

候、并四ツ柏之紋所御作直ニ拜領被仰付、是

又嫡々迄為用候、家内國分戸左エ門江御目見

被仰付、御盃頂戴被仰付、右之御盃戸左エ門

子孫ニ相傳申候、

※  
〔ハリ紙〕

薩州指宿郡山川熊野三所權現、寛永九年壬申六

月吉日棟札ニ當地頭國分十右衛門尉ト有之、

○寛永十一年甲戌七月、將軍家御参内 家久

公御上京之砌者、友知御兵具奉行ニテ御供致

上京候、

○同十五年戊寅肥前島原一揆差發候砌、地頭所

山川并家来人数百五十人差立候、山川衆中上

之河傳左エ門并國分戸左エ門江主取役申付、

出水完之嶋迄差立候處、〔志〕 太守光久公御引取

故、右人數罷帰候、友知ニ者 光久公御供ニ

テ鹿府江罷着候、○寛永十七年庚辰三月五日死、享年六十二歳○法名然室源洞居士、墓興國寺ニアリ、

友繼 老岐之介

慶長五年庚子誕生、寛永二年乙丑七月七日於

武州江戸死、歳二十六

女子 國分伊左衛門友政妻

女子 花田兵左衛門行増妻 母塚田某女

○十七代友相

平吉 左京 彦右衛門尉

※

○元和六庚申年誕生、○母細山田某女死去年月不傳焉法名

慈窓妙雲大姉○代々小番○寛文之頃高奉行・殿役奉

行相勤候、○天和元年辛酉十月三日死、享年

六十三歳○法名恕胤良忠居士

※(ハリ紙)

「LO」寛永十七年七月上旬、求麻ノ相良氏内乱ノ

節、御手當人数ノ内被召加人数拾六人、被賦置高四百七石ノ軍役

「O」寛文八年徳之島奉行職被仰附渡海今代、御兵具方足輕数十人被召附為押被差越、

女子 二階堂城之助信行妻

寛永二乙丑年誕生、母前同、寛文五年乙巳

十二月十二日死、享年四十一歳、法名月窓梅

心大姉

友輝

豊次郎 半右衛門

寛永六年己巳十一月二十五日誕(生)、母前

同、初為北郷氏嗣、「O」寛文之頃 光久雖號甚左衛門尉忠辰、遠姿返本家

公奥家老相勤、妻子共ニ在江戸有年、天和

元年辛酉十月二十二日、武州於江戸死、享

年五十三歳、法名見性院命本宗惠居士、葬

江戸大圓寺、興國寺ニモ墓有之、

友清

豊三郎 半右衛門

寛永八年辛未七月四日誕生、母前同、  
寛文元年  
有川助兵衛某為養子、號茂左衛門貞利、

千次郎 夭亡

母平山貞右衛門某女

友政

大助 三右衛門 半右エ門

寛文十二年壬子十二月朔日誕生、母前同、

綱貴公御側御小姓相勤候、正徳五年辛卯六

月二十二日死、享年四十歳、法名光雲榮仙

居士、墓興國寺ニアリ、

友國

子孫國分善兵衛

半助 半右衛門

延宝三年乙卯七月十九日誕生、母前同、  
友國事甥友昌本家ヲ相續之時、從友昌而宗

家之為家内、其後享保十四年 酉九月二十

一日、友昌依願分立被仰付候、尾上權六御

取次、

女子

天和元年辛酉十一月十三日誕生於武州江戸、  
母前同、

友昌

小次郎 三右衛門

家嫡友治無世子故相續本家、

友良

作左衛門 嘉右衛門 半右エ門

子孫國分嘉右エ門

享保四年己亥十二月十六日、依願友昌跡養

子被仰付候、實者大口衆中種子島清右衛門

時成二男

「八一」  
十六代  
友清

又友治 平吉 次郎右衛門

○寛永十四年丁丑十一月二十四日誕生、

○母中西長門守秀長女 延宝二年甲寅十月十日死、法名、  
賀室妙慶大姉、墓興國寺ニアリ、

○代々小番○綱貴公御代金山物奉行相勤候、天

和三年癸亥十月三日、父友相繼日被仰附候、

黒葛原吉左衛門證文、○庶流國分友政乞當家

系圖、寫之附與ス、○伊作居住國分戸左エ門

事、當家披官札申受來候処、戸左衛門高祖与

三左衛門事、當家十三代筑前守隆友二男ニ而、

戸左衛門ニモ若年之時分昵近之致御奉公、

太守 家久公江御目見迄被仰付候者ニ有之、

當家ニ相附士之願申出趣難黙止、友清ヨリ願

申出候事、○元禄十年丁丑五月十三日死、享

年六十一歳、法名徹心源底居士、墓興國寺ニ

アリ、

友伸 平藏 弥七郎

寛永十七年己卯十一月二十四日誕生、母前

同、御馬廻ニ而每々致江戸詰候処相果、直子

無之跡式不被召立筋奉願候處、御免被仰付候、

元禄三年庚午十二月十八日死、享年五十二

歳、法名雪岩宗白居士

「女子 川崎新左衛門某妻

寛永十八年辛巳誕生、母前同、

十九代 友治

平八郎

○天和元年辛酉十月四日誕生、

○母肥後主膳盛康女元文五年 四月二十七日死、法名茂山妙雲大姉、墓興國寺ニアリ、

○友治生妾腹、嫡母養而為子、○伊作居住國分

戸左衛門由緒ヲ以士之願父友清代申上置候

処、今茲元禄十一年寅三月十二日、戸左エ門事

代々伊作衆中ニ被召成候段、種子島藏人久時

傳命、上井五郎左衛門御取次、○代々小番、

宝永二年乙酉八月晦日、父友清之跡職被仰付

候、肝付主殿久兼傳命、赤松次郎右衛門則春

御取次、○宝永三丙戌年三月朔日、拜謁太守

吉貴公、御太刀・馬代進上之、繼目之御礼申上

候、高橋七郎右衛門種周・赤松新之丞則春御

取次、享保元年丙申二月十日死、享年三十六歳、法名梅心清寒居士、墓興國寺ニアリ、

○友昌

小次郎 三右衛門 十右衛門

○元禄十二年己卯四月六日誕生、實同苗半右エ門友政嫡子、母野間孫右エ門政重女、法名春海永屋太姉、墓大徳寺ニアリ、○友治無嗣子、為其後、○享保二年丁酉九月二日、連續當家、枕山權左衛門久賢傳命、同十一月二十八日、拜謁太守 吉貴公、御太刀一腰・御馬一疋進上之、御禮申上候、新納左京久執執奏、○同四年己亥十一月十一日、表御小姓被仰附候、二階堂新五右衛門御取次、○同十五年戊正月十一日、納殿役被仰付候、嶋津大蔵久丘使河野八郎左衛門通興傳命、其後代官被仰付候、鎌田太郎右衛門傳命、○寛保二年壬戌十月四日、山奉行御役被仰付候、肥後平右衛門傳命、○代々小番享保二年

丁酉十一月八日  
島津藤次郎傳命、

○延享五年戊辰四月廿二日  
其後依沢山奉行御役御免被仰付、(備之)薄生十郎左衛門傳命、後小組頭等相勤候、○宝曆三年癸酉三月十三日死、歳五十四、法名覺心院大機元道居士、墓大徳寺ニ有、

女子

新納平大夫時以妻

享保十年乙巳十二月十七日誕生、母川上源左

衛門久幸女

天明元年丑五月十日死、法名真法院  
實參妙相太姉、墓大徳寺ニアリ、

二十二代  
○友章

平次郎 八太郎 次郎右衛門

○享保十五年庚戌十月十八日誕生、母前同、太守繼豊公

○寛保三年癸亥七月十一日、初而御目見被仰

付候、御太刀一腰・御馬一疋目禄進上仕候、(備)

島津主殿久柄執奏、○寶曆三年西六月十五

日、父友昌跡職被仰付候、基太村助左衛門傳命、

同月二十二日、代々小番入被仰付候、堀甚左

衛門證文、同年七月朔日、繼目之御礼申上候、

御太刀一腰・御馬一疋目祿進上之、(錄)肝付彈正

兼伯執奏、此日次郎右衛門ト名替被仰付候、

※ ○寶曆十一年巳四月十五日、撰劔兵庫於西之宮

沖病死、歲三十二、兵庫福海寺葬之、法名自性

院法嶽淨喜居士、大徳寺ニモ墓有之、

※(ハリ紙)

「寶曆十一年巳年四月十五日

法岳淨喜居士國分治郎右衛門」

友常

彦九郎 彦九郎

○享保十九年甲寅七月七日誕生、母前同、

○寛保三年癸亥七月十一日、兄與友章共奉拜謁太守 繼豊公、奉獻中紙三束、島津求馬久淳執奏之、

○友常依願別立被仰付置候処相果、直子無之跡式不被召立筋奉願、御免被仰付候、村橋左膳證

文、

安永三年(マ)八月十四日死、歲四十一、法名清岑

玄秋居士、墓大徳寺ニアリ、

友貞 熊八

元文三年戊午八月朔日誕生、母前同、寛保三

年癸亥二月二十八日死、年六歳、法名春芳紅幻

花童子、墓大徳寺ニアリ、

二十二代 友晴

平次郎 平太郎 平助

○寶曆六年子九月六日誕生、

○母三原善兵衛經方女

○同十一年巳八月二十八日、賜父遺跡家督、同年十月二十八日、拜謁 太守重豪公、御太刀一

腰・御馬一疋目祿進上之、御礼申上候、北郷

民部久傳執奏、時友晴幼、御目通難罷出、親類川上半兵衛代友晴而御禮申上候、○代々小

番 寶曆十一年巳九月十五日 伊勢兵部貞起傳命

○友晴幼也、以故寓外祖父三原經方之家十有年、經方及期、俾其子經敦錢十五萬及資財什

友字

器等分與之、○天明二年寅三月十七日死、享年二十二歲、法名洞嶽院覺全白峯居士、墓大德寺ニアリ、

平五郎

寶曆十年辰六月二十九日誕生、母前同、天明三年<sup>(平)</sup>為兄友晴之後嗣、

○友字

平五郎 平次郎

○友晴無世子、依願為友晴後嗣、

○天明三年二月朔日、鹿島邊國富傳命、同月二十八日、拜謁 太守重豪公、御太刀一腰・御馬一疋之目録致進上之、御礼申上候、嶋津又七郎久寶執奏、○代々小番<sup>天明三年卯二月四日 柁山相馬傳命</sup>

○友字有追遠之志、天明三年十二月二十五日、

自曩祖中納言忠方當家十四代筑前守定友入道

助真迄之位牌壹本ヲ造リ、川内國分寺江安置之、又青銅三百疋ヲ永令寄附、為其香火之資料、○惟當家之系譜父兄在之日欲再撰不遂、故友字繼其志、寛政五年癸丑八月、御記<sup>録</sup>祿奉行東郷淺之丞實美江相頼再撰之、

女子

上村休左衛門<sup>(平)</sup> 妻

天明六年 午七月二日誕生、

母松崎八之丞貞親女

友張

千代次郎 次郎右衛門 十右衛門 平太夫

○天明八年申十月十一日誕生、母同前、

○寛政十一年未八月十五日、初而拜謁 太守

齊宣公、奉進上御太刀一腰・御馬一疋<sup>代</sup>、町

田監物久現執奏、<sup>(視カ)</sup>

(本系譜中ノ野線及ビ品・○印ハ朱書ナリ、；線及ビ「○」印ハ墨書、尚ココヨリ全文墨書、異筆ナリ)

○文政二年庚卯正月二十三日、改名十右衛門、

○文政十三年庚寅天保元年也、閏三月廿三日、

賜父友字遺跡、國老川上久馬久(芳) 使上野善兵

衛傳命、

○同年四月四日、國老川上久馬久(芳) 大番頭使伊

集院藏主久傳命(マ)、為代々小番、

○同年八月十二日、為御目附役、島津但馬久

(風) 使北郷權五郎久傳命、

○二九 國澤勤行ニ付諸書付写

(別紙)

國澤勤行部

代官何某代 八月長門殿證文ヲ以津口横目格被

仰付候事

御書付之写

道之島掛

御用人江

津口横目格

大島本掟

國澤

右者、御時節柄ヲ汲受、砂糖受付差上、奇特成  
心得候間、取訳ヲ以右之通申付候、

右可申渡候、

八月

(市田義宣カ)  
長門

〔一〕ハ墨線ニテ囲ム

代官名代春山休兵衛、八月久馬御證文ヲ以笄間切

津口横目與喜義退役跡代、同津口横目格相勤候、

一 西十二月晦日、代官大山彦兵衛殿代但馬殿御證  
(天保八年カ) 吉利主馬取次ヲ以被仰渡候

文ヲ以、赤木名方黍横目勤喜祖濱退役跡代被仰

付候、

一間切横目格、

一 勤方は迄之通、

大島赤木名方

黍横目

國澤

右者、諸横目寄役等度々相勤、當務付而モ別而



致精勤、砂糖増行方之儀ニ付而茂専心掛下知行  
届、初役より引續三拾五ヶ年無懈怠正道相勤、  
當時御用立者候段、代官申出趣有之、以取訊右  
之通申付候、

右可申渡旨、島代宦江可申渡候、

辰十一月

(島津久宝カ)  
主計

(本文書ハ「惟宗姓国分氏正統系譜」中ニ貼付サルルモ移動シテココニ収ム)

〔裏表紙裏打紙〕

「

講師大法師

權講師大法師

留守左衛門尉惟宗

僧永慶

僧慶敵

雜宇

欠  
満宮國分寺神拜

用途庄解 案文

(花押)

」

〔卷子表紙〕

神當流管天之卷

〇三〇 神當流管天之卷

序

蓋夫文武兼才忠信全義士道備矣、然則文武之法祿用本末  
更不可闕一如、鳥雙翼似車兩輪竝行互進相為用者也、為  
士者豈可不講究乎、嗚今弓馬者武法之要術、戰場之急務  
而、實弓者禦敵之具也、然無馬則不能致弓于遠、故弓難  
過百步、馬不遠千里、且如競魁逐北破圍潰列、皆是因鞍  
上所成功也、今世教馬之法多流多端較奇談異、其旨愈離、  
其術愈支、學者往々迷途失方懵焉、遂無所能得者、先師  
嘆嗟有年于此、常研精覃思、終鍛鍊之功、脩簡易之義、  
刈其蕪蔓、正其淆亂、執一網治三曲、進退狼狽、相保之  
術、隨影應響、粲然朗然、於是蒐輯其趣意、新作一卷書、  
竊示有志之後第矣、得失存亡、脩己治馬之方、未必無小  
補、是亦庶乎、遊藝之一助耳、

神當流管天之卷

一 平常馬を責入るにハ、第一相心鞍の内鏡我長計を見、  
第二重、第三三曲同揃物、第四諸道具扱手綱、第五位  
右之心得肝要也、

一 心躰修様有、躰ハ心の入物なり、躰やすからさる時者  
心うこぎ、心おさまらさる時ハ躰あやうしかるかゆへ  
に、おしゑのことく一文字に心を不放して、中の鞍に  
乗心にて抱ぬれハ、内外相應して心躰おのつからひと  
つにおさまる者也、

一 無病無疵にして不五調成馬有り、此馬ハ一里遠きを乗、  
一日二日置二三里乗、其日家路に帰るへし、されハ一  
里ハ二里、三里ハ六里なり、口相ハ庭を乗、五調の為  
にハ遠乗をすへし、是に餘多の利有、不可勝計条々口  
傳多し、

一 三曲をおさむるにハ、地道の内にてこまか成所を專に  
責へし、馬によりいつれより分おちん事定めかたし、  
然とい多共、中頃より上めのはつむ馬は、口より足な  
みに落る、又中頃より下めの馬ハ背より分おち、口輕

く成なり、

一角の口の馬ハ、肝相上中下共に相心の轡を以て、真の  
抱にしてまつすくに可抱、後によわき方へ折るへし、  
はミあてかいに口傳有り、又口ふさかせて捨引を當る  
子細有、早竟口傳、

一口を明き兼る馬有、割らんとするゆへにあかす、奥へ  
あてんとするによつてあてず、此馬ハ扣繩を付、手を  
揚口を明、又繩にて引出し、刎の鞍を可用、引違ひ割  
折付わり廻しわり、右導く心を以て教手にて口を明、  
鞍にて可割也、

一口を和くる馬に場積り有、間四五間なり、横を不可定、  
廻し折と折廻しとを用る時ハ、立廻りすなほに成、且  
又馬を結と解と云事、

一 肝相上中下共に口先輕き馬ハ、下よりひそかに責入へ  
し、口しまり頭さからハすミ行へし、中頃より下め  
の馬のともをふミ立破ンとするハ、底口と背に力出る  
也、引込て抱、こまか成所より責入へし、抱る手の内  
に口傳有、此馬ハ口輕くなり、背平に成て進ミ行へし、

又ひつむ馬尤口相也、地道の内にて分のせんさく有へし、

一たるむ馬ハ、角の廻し大事也、かゝ急やう有、第一鞍の内、第二手先のちゝミ、第三角の刎、第四押へ開き、扱先身の心持肝要也、はねあからんとせハ則折廻すへし、但はね馬なおりたらハ摺かけて見、あかる馬なおりたらハ打掛て見、いづれもこまかなる所を專に責へし、七八分至らざる内に進る心有へからず、奥の口つよき故也、早竟肝相内なる馬、口に氣力を出し釣相よし、

一根首弱く口のしたるき馬ハ、口先へ氣力を引出すやうに責る事肝要也、繩さす事第一、重々口傳有、  
 一摺付もたるゝ馬、氣を立、心を急ぐへからず、抱足を留め、梶を取、業に心を可付、押しこミ打出し、刎の鞍の心を可用、

一根首弱く片口強き馬ハ、乗出ス時強き方へもたれ、首を曲け躰を横になし取口悪し、此馬ハもたるゝ方の取繩をゆるめ、もたれざる方より強く引捨、氣をぬき取

事第一也、三尺繩口傳、

一子馬初て鞍置乗時、先引廻ししけくして、乗り下りを教へし、

一子馬ハ輪乘繩にて折廻しを教へく、きこわ成事を不可用、腹帯に縮様 口傳、

一子馬ハ躰よわくして、心浮立ものなり、庭をかさねて廣を乗へし、はやミをすゝめ過る事なかれ、馬の心に強弱有り、乗様に輕重有、(輕カ)口傳限りなし、

一懸聲の事、進と不進との懸様躰ニ替有り、鞍手の内鑑動きさわりの位により進退の變化有、重々口傳、

一口相を責る馬ハ、はやミの心を捨て、いづれにてもさし出、たゝかふ所に心をかけて責る事肝要、早竟無二無三の所也、但當座未来の可有分別者也、

一込馬乗立時に、はやミにて留りもたるゝ事有、捨引こまかに輪少く當り、廻しに廻しを可付、躰を直に出すへかす、(ら脱カ)ひつミを可用、

一三曲の内、いづれにても口和きて、後地道より乘に移す時分少しかあるもの也、然故移す事大事也、神妙に

乗上、早ミの心、他念有へかす、(ら腕カ)

一前足早ミにて懸る馬ハ、口に堅ミ有りてむら出足の働  
きあしきゆへなり、又ハ角の廻しにて懸もあり、此馬  
ハ口和き拍子揃順よき時ハ不可懸、

一氷場にて早馬のはやミを不可乗、踏付はらい強きによ  
り滑り倒るゝ事有、可心得也、

一肝相上中下共にはやミのたけを知る事、順をもつては  
やミを追揃、馬氣強くなり、惣敷むら出るハ其馬の限  
りと可知、且可離欲也、

一觀の目附ハ、心にて見るを觀と云也、馬に乗、或ハ馬  
場、或は耳立、或ハ側などするを見るに、眼にて見ん  
とすれハ氣にとられ馬おさまらず、心にて見れハ、自  
然に氣おさまり馬の曲心にひゝきよくしるゝもの也、  
何事の術も觀に至らされハ宜しからず、故に觀の目附  
を第一に用る也、

阿吽

鈎相付拍子

一四角四方角

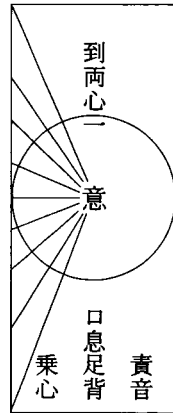
拍子連鈎相

強弱馬

已與馬鈎相

後

強弱  
相心  
強弱



直

氣力不二

志一則動氣  
氣一則動志

心身不二

欲止則止  
欲行則行

(別紙)

「奉秀吉公命、薩隅日三州ノ寺領社盡所寄破欠落、由是

天正十九年辛卯有 龍公高命還俗、稱久右衛門尉忠恒、

始號藤野、後改忠恒稱忠秀、又改稱秀久、名齊於恕世、(齊カ)

正圓大乗院五代住持盛秀、僧正之為弟子雜髮如斯、忠秀如世居士、  
承應元壬辰九月廿六日於隅州山田死、八十六、葬金剛寺、

(別紙裏書)

「正圓弟忠辰則龜山也、又兵衛尉(廣カ)稱齊於如雲」

(本記事ハ藤野正圓・龜山忠辰譜ナリ)

新城島津家文書（東大史料編纂所）

（卷子表紙）

日向島津文書 五  
佐土原

〇一 一之臺消息

くりかへしやかてく御けかうまち上まいらせ候、

御たかいとして銀御一まい上まいらせ候、まことに

く御ゆわひまでに候、めてたくく、いしやう、

此としの御よろこひ、めてたく申上まいらせ候ぬ、まつ

くそこもと一たん御ふしのよしうけ給候て、めてたく

申居まいらせ候、こなたも上わたくしかはる儀御入候ハ

す候、御まへ御すち氣も御座有候まゝにて候、折く御

もたへのよし、垂水より御申に候、（義久）御前も聞召候て御

せうちやくのよし御意に候、又そもしさま長々敷御在京

にて、御しんらうとてこそこれより申まいらせ候、はや

くと御下向待たてまつりまいらせ候、たる水も御さう（會）

しさま始申、ミなく御さかしく御座候、御心やすかる

へく候、いつれもく御めもしの折ふし、めてたさ申上

まいらせ候へく候、又々かさねてく、かしく、

三月廿六日

（墨引）

より

（島津久信）

又四郎殿様  
誰にても御申給へ

一のたい

〇二 一之臺消息

なをくむ（馬）御せめ候はんするときめし候へとの□

□にて候、とかく御めにかゝり候するへく候、その

折ふし、くわしく申あげまいらせ候、めてたくく、

かしく、

御ふくろ様よりたゝいま御文給候、うけ給候やうす、

御うへさまへ申あげ候へは、御かたひら□はるにてむま

御せめ候はんするときの御したくにて候へく候、おろに（立）

てめし候ましく候、その御心へ可有候やうにとの御心□

□□まゝ御かたひらもたせあげまいらせ候、よろしきや

うに御可申給候、かしく、

卯月廿二日

つねよしにて

とミのくまの  
一のたい

より

又四郎殿様

誰にても御申給へ

○ 三 新城消息

尚々、ミつから [ ] いそき候へく候、 [ ] かつ  
くまいらせ候、仰次第御くたし候するや、御くたりの  
ミより御持せ給候てこそ 御うれしく思ひ候へく  
候、さりさりながら御分別次第にて候、其方も長々  
の旅にて候、よろつさりにくき事共候する、あまり  
おしく御手にのへさせ候事、御きやくしんを被申  
成御事にそ思ひ候へく候、将亦さてハ右馬頭(以久)さま御  
内其方にて御座候哉、餘他方の段にても候はん、さ  
て御心遣いたし候とこそおもひまいらせ候、さてこ  
そ御とりなされ候へ、右馬頭殿宛はあらさきのミな  
くちもやす物におほしめし候、方々へ礼儀に御遣候

ときこへまいらせ候まゝ、さ様候てハとこそ思ひま  
いらせ候ハ、御めもしの時申まいらせ候、彼是こま  
く(通カ)の [ ] 雲(七カ)など参にて候まゝ、御かしく申され候  
する、

御たよりきかまほしき折ふし、御ふみいつもなから御う  
れしく見まいらせ候、先は其方無何事そくさひに候哉、  
なにより御うれしく思ひまいらせ候、こなたも一段そく  
さひにこそ候へ、きくけさも一しほてんほうをのミ申候  
へ、すゝとひやうし御満そくに候、其事のミ夜白不忘  
申まいらせ候、はやく敷とゝのをり次第、御くたし候  
するよしにて、めてたくまち居まいらせ候、爰元なにと  
やらん其 [ ] 事申上られ事共候へハ、夜白心遣留事とも  
難盡候つる處、御文見まいらせ候てより、心やすくふせ  
り候へく候、御すもしあるへく候、まつくめてたく、  
かさねて、かしく、

卯月六日

又四郎殿

参御申 [ ]

ミつから



○ 四 新城消息

清兵へくたり候て、其もとの御さうくハしくうけ給、御  
 そくさいのよし申候まゝ、御うれしく申まいらせ候、こゝ  
 もともミなく、なに事なく候、れう伯さまも御わつら  
 いくハきうに候て、なにと心つかい申候へ共、存たる  
 にちかひ、はやしくめしたてられ、身もし一人のう  
 れしさのやうにこそおもひまいらせ候へ、御まへに御見  
 廻のために清兵へわざとくたし候と□、一しは 御前様  
 御まんそくのよし御意にて御仕合よく候や、こどもとま  
 ても目出度思ひまいらせ候、次に彼清兵衛、山勘□様  
 へ御状ニ可御上□候へ共、富隈へまい□うけ給候やう  
 □ 二郎左衛門□ 罷こし候へハ談合□  
 □ するよし□ を以申候へハ、  
 富隈ニてかの清□<sup>柄ニカ</sup>□うけ給候て、御一さうま  
 て御内儀共申され候御様子候へ共□<sup>濃カ</sup>而おもく□  
 御意のことく御しんしやく候へく候、たいもく右馬頭殿  
 御存分もちかい候するまゝ、いかにしても御状御上せ候  
 事は、御洩れなさるまじきよししかたくおほせられ候て、

清兵衛前より六郎兵衛尉□ 則富隈よりたまハリ候ふ  
 ミを上せ候へと被 仰候、ふミを上せ候よし申候つれと  
 も、みつから申事等も候ハすとも、いま一かちうハ御佗  
 申候て見まいらせ候すると申候て、使を上候て、又もし  
 前よりも若きもの事ニて、京都の儀存分ニ候ハねは、天  
 下の外聞をうしなひまいらせ候、さ様に候へハ國もとへ  
 まかりくたり、竜伯様へ何ふんにも申上候するところ  
 も、めいわくと一づに存候と聞えまいらせ候、あまりの  
 事に此御状を高き山の様にまちまいらせ候と聞え候、と  
 かく右馬頭とのハ、身つからかやうニ申候てゐまいらせ  
 候まゝ、此儀を富隈へも始て□御佗申まじき□候は、と  
 ても思召ましく候まゝ、とても同し事にて候候ニ、是非  
 こと御ふミをくたされ候へと、ひたすら御佗まいらせ候  
 よし、むもに申上候、京都よりハ歸りの□にハ定成る哉  
 と思ひまいらせ候、やかて□の儀ハ右馬頭とのも御  
 聞なされ候つる、□又公儀へもしらしめ候ハぬ様に六  
 郎兵衛□合申候てさいかく□よりよく、京都へ  
 も申上せ候すると候て□上候へ共、とくしん□

り候や、御判紙ニ被下候、これも漸御□んなり、ちかく  
あそはし申候様ニ□御存知なく候□  
の事□の前より勤□被申候、  
其元のもやう次第□としてし、□御申候へ□  
□ま□上□はやうちへ持□たるよしに京  
都へ御状指上せ之時ハ、物により御判紙ヲ御上□被  
成候、勤兵様御承知ニて候まゝ、御状御渡被成候、巨細  
勤兵様御存知にて候まゝ、そのことく申上せ候へと被仰  
様子、御意のことく申上、□其外御存分の□よし聞候、  
さ様の事ハ面談にてこそ候へく候、彼是念仕候て老目ニ  
□度、御判紙の事ハ身つから之手柄にてなりま  
いらせ候、身もし此程御前□御侘申上たる事ハ前後□  
□始□御判紙御上せの事ハ一段の御□<sup>(悪カ)</sup>在所儀候間、か  
ろく思召候てハしうしたるへく候、使も如□申候まし  
く候まゝ、ふみにくハしく書まいらせ候、めてたくく、  
かしく、

○ 五 島津久章書状

一書令啓上候、来月二日ニ御成一途御座候、然ハ諸事  
調入目之儀、助右衛門尉前より一書ヲ以申上候まゝ不及  
申、無御失念被仰付候而可目出度候、けり・うなき・あ  
をさき・ひはり・あゆなと問ヲ心懸可申与被仰付へく候、  
為御心得ニ候、恐惶謹言、

大和守

久章



(寛永十四年) 閏三月廿二日  
(島津久信) 相刃刃様  
参人々御中

○ 六 ふく消息

なをくこまくとハ申あけ候ハす候、かしく、  
そんなしよらすの御ふもしくたされ候、ことにく御あん  
しんとして、ぎんす三まいくたされ候、御かたしけなき  
とも御れい申つくしかたくそんし申候、又四郎さま御<sup>(久庵)</sup>  
わつらいなされ候つるに、めてたく御ほんふく、一しほ  
くまんそくつかまつり候、われらいまたなからへ申、  
いつもく御かりやさままへに御ねんころになされ候て、

かたしけなくそんし申候、めてたく、又々、かしく、

十二  
十九日

大さかより

まいる

(島津久信)

さかミさま

御返事

ふく

○七 ふく消息

あすこのはうより人をあけ申事候、度々おほへなさ

れ候てくたされへく候、たのミたてまつり候、いそ

きまゝ、あらくかしく、

御ねんころの包、なんともなか／＼ミやうかおそろしく

そんし申候、人にまいらせたく候へとも、(伏見)ふしミへおと

りにとりさうし、人つかい御入候へん、しはらくつまり

候、あすハこなたよりしつ／＼とかきおくり申候、いま

ハ人めしのひかきおくり候まゝ、あらく／＼ミへ申ましく

候、めてたく、かしく、

(墨引)

(久慈) 又四郎さま

まいる  
人々申給へ

ふく

○八 北郷三久書状

猶以遠方迄為酒代百疋被成御持せ候、過分至極ニ候、

銀子之儀者當分何分ニ而も無之故、御用ニ立不申候

事残多令存候、如申候今ちと程延候ても御用ニ而候

ハ、此方假屋迄被仰聞せ候ハ、承分たりとも御

假屋迄注進可申候、以上、

寔今春之御吉兆萬幸々々、雖申夏旧候、尚以不可有休期

候、仍此等之為御祝儀、遠方早々預御使札、忝令存候、

次ニ又四郎様御上洛ニ付、銀子御望之由被仰聞候条、追

付銀子取囀候者へ尋させ候處、當時者時分ニ而も無之候

間、銀子も無御座候、ちと程も相延候而、来月之末なと

者方々より商人も可參候条、其時分迄も於御用者随分馳

走可申候、此度無御座候而御用達不申候事、御残多令存

候、細々御使者へ令申候間、不詳候、恐惶謹言、

北郷加賀守

(元和三年カ) 正月十二日

三久

相刃様

参貴報人々御中



○九 北郷三久書状

猶以任到来少分ニ候へ共、豊前小倉嶋<sup>(橋カ)</sup>令進上候、海茸を進上申度候へとも、當分無之至残多存候、重而可致進上候、以上、

態令啓上候、其後者以書状も不申入、誠御無沙汰ニ罷過候、其元御無事ニ御座候哉、我等事もなお存生ニ罷居候、定被及聞召候へん、役儀共未進申、知行共被召上、失外聞候、又々出銀共稠被仰出候間、とても役儀罷成間敷候、知行を上可申と存事候、以来ハ各御□内之かたへ<sup>(ともカ)</sup>□<sup>(久加)</sup>一ヶ所申請、すまひをも可仕候、又次郎事も被召失間、伊集院□方に罷居候、先日者御使共被下之由承忝と存事候、将又いつそや御鉄炮申請候、何様當申候、左様に候へ者、近比慮外成事に候へとも、今老丁被仰付候て被下候へかし、於御納得者可目出候、委敷者彼者へ申合候間可申上候、尚期後音之時候、恐惶謹言、

北郷加賀守

(元和六年乙)  
卯月十四日

相模守殿

人々御中



○一〇 北郷三久書状

以上

其以來者御左右不承候、其地為何御事共御座候哉、承度奉存候、當年者若鷹ともはや御うたせ候哉、いかよと奉存候、いつそや輕少之儀、乍憚申上候、左様之状相届不申哉、無心元候、時分ニハ是非共申請度存候、将又不玆候へ共、任見来うに小桶一令進上候、雖無題目候、餘久敷不申入候条、如此候、猶期後音候、恐惶謹言、

北郷加賀守

八月十六日

相州様

参人々御中

三久



○一一 北郷忠直久書状

なをくかたひらもたせへきよし、うけたまわり候、をつつけもたせ可申候、さきにハおしたへまいり、<sup>(御下)</sup>ゆるくときよいをゑ候、御そのんのためにて候、以上、

おつて申候、さこんのうちよりのてむ(伝言)こん(伝)に(伝)ま  
うれしくそんし候、

おんふみつふさにひけん(披見)いたし候、おほせのことくぎの  
ふはまいり候て、ゆる(光)くとなくさミ申、ほん(本)まう(望)にそ  
んし候、しかればさつ(光)しうさま御きねん(光)のよしうけたま  
わり候、すひふんこうきへたんかう申へく候、いつれと  
もすきしたいにまいり候て、申うけたまわるへく候、か  
しく、

より  
（家久女・久章室）  
北郷忠直）  
しき部  
いもと  
まいる

〇二二 島津忠俊忠書状

猶く明春者自然此表へ於御参上者、以貴面可申述  
候、態一人指上申度候つれ共、幸和(久章)刃様其表へ御越  
候由候間如此候、已上、

其以來者不申入候、頃者御氣色如何御座候哉、承度候、  
然者御銀子沓貫目借用申罷居候、去年利銀未進申候、就

其去年當年二ヶ年之利分として、銀子貳百四拾目者相調  
候間、乍慮外 和刃様へ憑存進申候、尤本銀も返進申度  
候へ共、手前難成(候力)間、先々如此候、何茂期面上之時候、  
恐惶謹言、

十二月廿六日

大膳亮

相模守様  
参人々御中

〇二三 島津久元書状

一書令啓候、仍御琴敷多被召立候、就其梧之木御用之由  
候、各御嘸所へ被相尋候て可有御進上候、木之寸方長さ  
五尺より七尺迄、廻り三尺四尺之木たるへく候間、為御  
心得候、恐惶謹言、

下野守

久元

相模守殿  
参人々御中

六月五日

○一四 島津久元書狀

猶と以吉日馬取可被成御越候、我等存候へ、ばくら  
う式之者御遣候へ、其身迄買取候と申、爰元を出  
可申候、浮世之氣遣ニ候間申事ニ而候、若無其儀候  
ハ、國分但馬殿迄以御狀、下野川原毛所望有度由  
被仰越候へ、一段可然存候、為何存分も無之候へ  
共、心遣ニ候条如此候、以上、

御狀忝拜見仕候、誠其後者遠方故御無音之躰候、然者我  
等川原毛之馬可致進上由候間、何共御意次第ニ候、先一  
節被召置、乗心も能候へ、直ニ可被召措候、當分馬十疋  
立置申候内ニ、一段之乗吉ニ而候、於被召置者、可為本  
望候、恐惶謹言、

下野守

(元和六年カ)  
霜月十五日

相州様

御報

久元



○一五 島津久元書狀

已上

被思召寄御使者、殊珍敷御鷹之鶴雉合十四被執、御意忝  
存候、殊更先度馬被召寄候、御氣入候哉、何とも以貴面  
可申承候、恐惶謹言、

(元和六年)  
閏十二月四日  
相模守様

人々御中

下野守

久元



○一六 島津久元外二名連署書狀

已上

明後日九日、可為御狩由被仰觸候へ共、十日ニ相延候間、  
可有其御心得候、猶相替儀候へ、追々可申通候、恐惶  
謹言、

伊勢兵部少輔

貞昌

喜入攝津守

忠政



下野守



相模守殿

参人々御中

久元  
〔ハリ紙〕  
た



〇一七 伊勢貞昌書状

以上

為年頭之御祝儀并御懷胎之御祝詞、御使御進上候、誠に  
目出度奉存候、然者到我等も、御袋様御同前御祝物等拜  
受仕候、殊内儀方へも銘々被仰聞候、是又別而忝奉存候、  
猶於様子者、御使者へ申入候間不能詳候、恐惶敬白、

(寛永九年)

三月十五日

相州様

参人々御中

伊勢兵部少輔

貞昌



〇一八 伊勢貞豊書状

芳墨忝令拜見候、先刻被成御越候折節者、得貴意本望存  
事ニ候、扱々御羸病被成御快氣之段、目出度存入候、然

者御参上之砌、御嘉可申上候、然者兵部少輔噉之御蔵入

木谷村之儀□納方之事、去年以来御懇御内證共被仰聞儀、

難申謝次第ニ候、去年田方取納之儀、去々年御配當之高

付卷□ニ三升上り、島方見廻ニシテ可被成哉、将又今年

之儀ハ、田方者去春御檢方ニ而土免相濟候、島方ハ請合

未相定候、然處ニ種々被仰聞儀共、御懇意過分至極ニ候、

御蔵入方使共申衆へ内證を以可入念通可申付候、返々御

心付可給候、勿論御書面之通、聊以他見申間敷候、猶期

後音存候、恐惶謹言、

七月廿三日

伊勢大隅守

貞豊



相州様

参御報人々御中

〇一九 町田久幸書状

以上

一書令啓上候、仍去年之時分野鷹之羽大望之由申入候、  
今時分之儀ニ候之間、被仰付候而可被下事奉頼候、御入

魂所仰候、恐惶謹言、

町田圖書頭

十月卅日

久幸

相州老

人々御中



相模守殿

参人々御中

忠政



〇二〇 喜入忠政・川上久国連署書状

以上

一書申入候、仍鹿屋被川と申所ニ前々より銀出申候、其所之石をのほせ候らへ、於江戸かね吹之<sup>(功)</sup>切者へ可有御見せ由候、巨細之様子為存人被川へ被遣、石をめしよせ、此方へ可有御持候、鳥之子ほと石を四五ッ程可被遣候、又御氣色此比者何分ニ御座候哉、細ニ承候て、江戸へも可申上候、猶追而可得御意候、恐惶謹言、

川上左近将監

久國

三月三日

喜入撰津守



〇二一 比志島国隆書状

猶以早々御状之御報可申上処、早速爰元へ到来候、其上拙者山ニ参候留主ニ到来候ヲ、請取申たる者失念仕、はるく以後拜見仕候、慮外之至、中く不及是非候、乍<sup>(功)</sup>度御上洛前ニかならず祇候可申候、其砌までよく御格護頼たてまつり候、以上、

先日者御書被下候、誠ニ忝令拜見候、如仰之去年ハ江戸へ罷下、正月下向仕候、鹿兒嶋へ祇候仕候砌茂、御假屋元へ御尋申候へ共、無其儀故不懸御目、残多奉存候、扱<sup>(久徳)</sup>者又四郎様急度御上洛被成候哉、此表御通にて候ハ、似合之御用等被仰付、可為本望候、然者御鷹可被下之由、扱々忝次第ニ候、拙者も上洛之留主ニ鷹皆々にけ申候、殊更御所持之鷹一段よく御座候由承候、尤即すへ手差上可申候へとも、<sup>(家久)</sup>奥州様急度御上洛ニ而、御打立之砌参



上可申候間、必々其時すへ手差上可申候、其間之儀者、大事之鷹にて候へとも、貴老様へあつけ置申候、よく御かくこ被成候而可被下候、當年ハ山之御仕合如何御座候哉、承度候、拙者罷下候てより天氣さへよく候へハ、毎日罷上候、山之仕合も如形にて候、いづれ臆而鹿へ参上可申候、其刻御参にて候ハ、遂實面萬々可申上候、恐惶謹言、

比志嶋宮内少輔

(元和九年乙)  
三月四日

相州様

参貴報人々御中



近邊之儀候間、御犬山被成候へかし、拙者も罷出可奉得尊意候、恐惶謹言、

比志嶋宮内少輔



霜月廿九日

相州様

参人々御中

〇二三 吉利忠張書状

追而為何御慰御座候哉、乍憚御床敷奉存候、我ら儀方々仕長旅之故ニ、一入草臥入候、諸事御推量之前ニ候、年にて候へ共、山之儀于今到も忘不申候、以上、

〇二二 比志嶋国隆書状

十二月以前此地へ被来仕候、然者御鷹可被下由候つれ共、其刻者鷹す多申者執度指合之儀共候而差上不申候、前稜被成御意候ことく、今度鷹被下候哉、又若鷹にてもよく候はんヲ被下度候、巨細此者可申上候、将又今年山之御仕合如何候哉、若庄内表御領地へ被成御越候へ、去川

新春之御慶萬々目出度奉申候、仍今度此地へ早々御使被差下、御前之儀も相澄申候、是又為御存申上候、然者不寄存處、拙者式へも為御祝儀中紙二束被懸御意、忝奉存候、去年已来より在江戸仕候へ共、遠方故冤角不申上候、却而御使過分至極ニ候、何様春中ニ罷下、御禮可申上候、猶御使へ申候、恐惶謹言、

〔ハッ紙〕

三月十六日

吉利下総守

忠張



相模守様

参人々御中

〇二四 仁礼頼景書状案

寫

猶々此間拙者長々相煩申不罷出候而、それより漸得  
快氣罷出候処ニ、向嶋御狩ニ御供申、夕に帰宅申候  
故、彼是延引申候、為御存候、

此方より態可申上と存候処ニ、預御使候間幸ニ候、今度  
御上洛ニ付、御父子様御供可被成之由御申候、從御老中  
被成 上聞候處、御供一段可然御座候ハ人間、御親子様  
共ニ其御用意御尤ニ候、先以内々如御存分相調、我々迄  
目出度奉存候、猶御使へ申達候間、不能詳候、誠惶謹言、

仁礼藏人

(寛永六年カ)  
九月朔日

頼景判

相州様

参人々御中

〇二五 川上久精外二名連署書状

已上

御書状謹而令拜見、則奉備 上覽候、然者爰許 御氣色  
之様子、此比 御脉直申候由、理心・瑞仙被申事候、目  
出度奉存候、雖然一圓 御食不参候、御養生別而被遊候、  
其上御祈念御精誠御座候間、急速可為 御快氣奉存候、  
當者爰許 御見廻可被成由候而、鹿兒嶋へ御尋にて候哉、  
就其無御見舞通以御使札被仰越候、此等之旨一段 御悅  
喜思召候由 御意ニ而候、余者追而可得御尊意候、恐惶  
謹言、

九月廿四日

蒲生宮内少輔

清宣

伊地知采女

重康

川上伊豫守

久精

相模守様

参御尊報人々御中



〇二六 伊地知重順書狀

以上

遠方ニ而候處、御使札忝奉存候、隨而者山之入組御座候  
ニ付御尋ニ而候、前々新城之山与者承候、古江・木谷者  
新城之内之名ニ而候間、古江・木谷之山と者不承候、當  
分者何程ニ御座候哉、前々之様子者右ニ如申入ニ候、證  
文相調差上可申由被仰候へ共、證文ニ及不申候、前々存  
候通者御報ニ申入候、委細者御使口上ニ申含候条、不能  
細筆ニ候、恐惶謹言、

伊地知佐渡守

重順



三月廿一日  
嶋相州様  
人々御中

後藤源七



〇二八 島津忠倍書狀

就幸便令啓候、仍近日中可為御上洛候哉、御大儀共難申  
候、隨而者今度於京都鉄炮御求候する間、借預候鉄炮を  
被下候らんと存事候、恐惶謹言、

河内守

忠倍



〇二七 後藤源七書狀

猶々便宜不存候故、久敷以書狀不申上候、無音背本  
意奉存候、爰許似相之御用等被仰付候へ、忝可奉  
存候、以上、

又四郎殿  
參人々御中

〇二九 敷根立頼書状

猶々古江へハ御宿有ましく候間、<sup>(高須)</sup>たかすへと御申被成候而可然存候、

急度令啓上候、仍 惟新様肝付へ御光儀付、一昨日罷帰候、然者從加治木御舟ニ而古江まで御越可有之旨候間、若御油断ニ而も哉候へんと存御住遣申へく候、能次而ニて候間垂水へも御申被成可然存候、近比推参ニ而候へとも存寄申上候、いか様肝付へ御参可有候条、懸御目可申上候、誠惶敬白、

霜月八日

敷根中務少輔



進上  
又四郎様  
御近所衆中

〇三〇 町田久幸外二名連署書状

急度令啓入候、其元御領内へ鶉犬於有之者、從 御前御

所望有之由候、持合候者有之者被仰付可有進上候、方々  
□申候間申入候、恐惶謹言、

九月十一日

比志嶋紀伊守

國貞

伊勢兵部少輔

貞昌

町田勝兵衛

久幸



又四郎殿

人々御中

〇三一 中性院專譽書状

猶扇子卅本補空書計候、猶委曲其性房申含候間、不能一二候、

態令啓上候、仍日向御移可有之由、誠大慶令存候、別而御祈念聖天供浴油一七日致執行、御札令進覽候、弥御祈念抽懇情候、恐惶謹言、

八月六日

中性院

專譽



嶋津又四郎殿

参人々御中

〇三二 新城消息

戸右衛門尉罷戻ニ、御さうくハしくうけ給り、御ふしの由めて度候、なかくのなかしニて其方もさひ敷候ハんと思ひやりまいらせ候、何たる御なくさミニ成候ハん、御音信もかなとおもひ参せ候へ共、然とめつら敷事も候ハんと残多思ひまいらせ候、

一 鹿屋より馬御参らせ候するそと御暇御申、御帰宅候て御らんし候へと仰られ候、其方御いとま御申候、身近くニ御参候へハ程もなく候まゝ、御申候事（成カ）□にくき由仰られ候、尤の事と思召候、さりながら市左衛門尉なとへ御談合候て何とそ御暇御申、御かへり御らんし候へかしと思召候、わか身前よりも其由申候へと仰られ候、此由申候、

一 其元御客しけく候而御酒入申候由聞へ候まゝ、焼酒調させ持せまいらせ候、涯分たしな候て御振舞候へ、

一 はん二はん二通参せ候まゝ、其御心得なされへく候、一 山もゝ林の左兵衛くれ候まゝ、あまり見事ニ而候まゝ、少ニ而候へ共持せ候と申調置候へ共、然との舟便なく候ハん故（塩）ほふらせ申候、御氣ニハ入ましく候へ共、持せまいらせ候、色も違ほそく成候まゝ、見くるしく候へ共、持せまいらせ候、

一 ぎりの木ノ事仰られ候まゝ、節心寺へ御座候由聞召及候まゝ、わか身前より申候て承候へと仰られ候へ共、御寺の木ハいかゝ敷候まゝ、野口主馬首之元へ御座候由承候まゝ申候へハ、持合候仕合ニ而候まゝ、たやすき御用上候するよし申候、左様ニ候へハ、かハリかましき所ニ而候まゝ、一日もいそぎ御とらせ候へと申され候まゝ、一両日中ニとらせ申へく候、弓木も一たんの木ニ而候よし申候、是も上候するよし申候、さりながら仲左衛門尉前より 御意ヲ得へきよし申候まゝ、御意次第とらせ申へく候、又申候、いそへなどわか身代として御出候へと申候つる覚悟ニ而候、焼酒こしらへさせ持せ候するまゝ、其時分四郎左衛門尉殿あん内

者ニめし候て、御出候てめて度存候、くハしき事ハ其  
時分申へく候、御心得ため申候、めて度く、かしく、

五月  
十一日

(島津久重)  
大和守殿

まいる

おは、

より

〇三三 新城消息

御むかひニ御参りの後ハ、御さうもしかくうけ給す候  
ま、ひきやくを参せ候處ニ、ふく山ニてかこしまのこ  
とく御越のよしうけ給り、爰元のことく罷かへり候、ま  
つく、上様も御下かうニて、一たんめて度申まいらせ  
候、御さし出御仕合ともよく候よし、早兵衛までうけ給  
り、めて度よろこひまいらせ候、(久徳)さかミ殿も御いそぎに  
て御参りよき仕合、はやく敷御申入、めて度申まいら  
せ候、御下かうの御よろこひ申候はんため、右衛門兵衛  
尉上まいらせ候、くハしくハかへりニうけ給るへく候、  
高所より何とそ談合儀ニ付過上候ま、誰も日記を持テ

参候へと御座候ま、さやうなニもさん用なと入候はん  
ま、右衛門兵衛ヲ上まいらせ候、さかミ殿へも其よし  
御談合候て、よきやうニ仰られめて度申候、けつくこな  
たより申上候、(鹿屋)かのや中之名ニもふそくの所とも御座候  
と聞得候、江平ニもふたへはいたうの所共御座候へ共、  
時分を以とそんし、とかく申さす候て給候、よき仕合せ  
やうの事迄も右衛門兵衛よく存候ま、申わけ候へと申  
遣申候、くハしく右衛門兵衛申上へく候、さかミ殿へも  
其由御申、御談合候すること御うれしかるへく候、江平  
へ持せ候すると申候御文、いそぎ候て其方のことく持せ  
まいらせ候、御らんし候て火中なされへく候、めて度  
く、かしく、

六月  
廿二日

大和守殿  
まいる

新しやう

おは、

より

〇三四 新城消息

つかひたまはり候、御うれしく申まいらせ候、まつく御心成御しあはせよくとゞのひ申候よしうけ給り候て、あんと申まいらせ候、さてハ山の事うけ給り候や、くハしくうけ給り候、こゝにてとしより候人しゆへたんかう申させ候、<sup>(参道)</sup>式部様へ我身まへより状を上申候て、よく候はんよし申候まゝ、たんかう申状をとゞのへ上申候、状ニ而候へて条々నికిこしめし候へ共、然とぎこしめし候ハぬと聞え申候まゝ、状を上候へと申候、もしあんも<sup>(案)</sup>んを申させ候て、状を上まいらせ候、その案文もたせ候まゝ、御らんし候て、その御心へなされへく候、新城山として古江ニ御付候する事、さもこそ候はんながら、まへくよりものなしニたて山ニもふミ入、そのうへ山とめなど相なし、しゆく過言とも申候人しゆにて候まゝ、公儀よりの御達にて付候とそんし候ハ、かくこの外の事をも申候するまゝ、さやうの事存候へハ、後ニしちかへ申候も、今さやうニ申候てしちかへニ成候するも同前にて候まゝ、そのことハリ申候、新城ともニめし上候

而、御存分ニなされ候するも、それハ右より申上候事にて候、たんかう申させ候も、此通にて候、我身そんし候も、その通ニ存候、御心へのため申候、又我身むしもはやよく御さ候、めしともよくくたされ候、かたしけなき御意にて、彼方此方へ御しやうはんニ御供のよし聞え候まゝ、此方へこし候すると思ひなされましく候、御奉公かんようと存候よし申候はんと存候処ニ、かのやの儀ニ付其元いかゝ候はんやと申候、かいふん聞合、然へきやうに候するこそめてたかるへく候、かれこれ状ともかゝせ候、たんかうとも申させ候まゝ、つかひおそなをり申候、御心へのため申候、めてたくく、かしく、

六月 廿九日

大和守殿

まいる申給へ

おはゝ

より

〇三五 北郷忠直久書状

猶々從新城も預御音信、過分ニ令存候、以上、

一書令啓候、仍國本打立以後、從此方社御無音罷過候處、  
為年首之御祝礼御使殊御樽送給、御慇懃之至候、隨者其  
地御無事候哉、目出候、爰元無相易儀候、可御心安候、  
委者使者申含候条、不能詳候、恐惶謹言、

殿より尅 紀伊守殿・兵部殿・勝兵衛殿より尅 中性院  
より尅 大和守江新城袋より三 大和守奥江式部太輔殿  
より尅  
以上三拾四通

(寛永十三年九)

二月廿四日

北郷式部太輔

忠直



相模守殿  
参人々御中

(巻子奥書)

一之臺より式 新城袋より式 大和守より尅 ふくさま  
より式 北郷加賀守殿より三 同式部殿より尅 大膳亮  
殿より尅 下野守殿より三 兵部少輔殿・撰津守殿・下  
野守殿尅 兵部少輔殿より尅 大隅守殿より尅 町田圖  
書頭殿より尅 川上左近殿・喜入撰津守殿より尅 比志  
嶋宮内少輔殿より式 吉利下総守殿より尅 仁礼藏人殿  
より尅 蒲生殿・伊地知殿・川上殿より尅 伊地知佐渡  
殿より尅 後藤源七より尅 河内守殿より尅 敷根中務



（巻子表紙）

日向島津文書 六  
佐土原

○三六 菊寿丸島津信書状

以上

たよりのまゝ申上候、こゝもとさひしきをりふし、さい  
く御いんしん、めて度存上候、やかて罷帰可申上候、  
次にハ糸の子のこと、さかしく罷なり候ハ、此方へ御  
つかハし候てめてたかるへく候、恐惶、かしく、

菊月七日

（島津久信）  
菊より

下大隅  
参御申たまへ

○三七 島津信久久信書状

猶く弥兵左衛門尉かこしまへ参候（而カ）、此方へまい  
り候や、談合仕りたくそんし候、いかゝ候はん哉、

めてたくく、

御状こまかにはい見仕候、信久へも申聞候、

一鹿兒嶋へ出銀侘之事御申に、弥兵左衛門尉御あけ被成  
候様ニと申候、御申ニおいてハ、御披露之様子もや候  
はん、又前にも御出銀此節侘無用にて候はん、いかや  
うに候とも、この度ハ出銀とゝのへ候てこそ可然之由  
候へとも、御手前なりかたく、其上ふしんかれこれ、  
御蔵方へ上納之ふしん夫とも多といり申候へハ、とゝ  
のへかたく候間、この節なり（かぢ）たきなととへ候はんや、  
とかくまへの御内儀のかたへ御たつね、又々御無用と  
候ハ、先めしおかれへく候や、信久こともむたいニ  
すりきり候而、ぜひなく申事候、かしく、

三月六日

信久



○三八 島津信久久信書状

猶く前作内ニ申候、ふた川ゆき矢ひらきを可申  
候、（威儀）いきをたのミたく候、まいり候や、いまた日

三月六日

信久



取ハなく候、さりなから日とり候て、此方より可  
申由申きかせ候、如何と心元なくそんし候、拙子  
(意趣)  
いしゆしかく申わけす候はんやと、こゝろもと  
なくそんし候、

一竹下孫兵衛犬、一昨日ハ鹿ニツとらせ申候、内を  
一つ分いてほねをあげ申候へとも、ほね一ツ分ハ  
鳥用にて可被下由、其元にて可被聞仰候、

一吉永隼人介矢開ニシム少なから可被下候間、其通  
おほせきかせられへく候、以上、

書状ニ而申候、作内へ申聞せ候木場矢ひらきを、九日ニ  
今日大かた日とり仕り候、如何候はんや、其元御糺しあ  
わせられ候て、よく候ハ、二川ゆき、中左衛門尉ニ而め  
しよせたきのみし申候、いか、中左衛門尉二川へ参候  
や、かのやへ矢ひらきに可参と申候哉、いか、うけ給  
(鹿屋)  
り度候、作内中左衛門尉へ定而申聞せ候ハんと存候、若  
く失念もや候ハ、九日ニ大かた日取しゆ明院にて申  
候、さりなから其方御前よりも日取仰つけられ候て、御  
らんあるへく候、かしく、

〇三九 島津信久久書状

猶く申候、我等犬をめしあげ候て、とれにもあげ  
申候すれとも、我等犬とハ御意なく候ま、そこも  
とへ申事候、かならず二ひきほとしかるへく候、是  
まてまいり候て、我等前よりさしあげ申へく候、以  
上、

わざとふミして申上候、しかれば 式部さまへ御犬を二  
ひきほと御あけなされ候する、御申候よしうけ給候、お  
そく御座候よしおほられ候やうに、さら、せんすけ物か  
(せ脱カ)  
たり申され候ま、御いそきなされ、御あけなされ候て  
めてたかるへく候、又、我等もせんとよりのしゆもつ、  
いまたしかく御座なく候て、くうぎへしゆつし申さす  
候、御らう中までハ此よし申入候、やかてよく候する候  
(箱)  
するま、しゆつし申へく候、御犬の事ハまへに御あけな  
され候するよし御やくそく御申□も、我等ハうけたまハ  
(候カ)  
らす候、しかれとも 式部さまさやうニ御意なされ候よ

しうけ給及候間、とかく御あげ被成候て尤候、左候ハ、  
犬ハこせん、又いのはや源兵衛所へい申候おとや、これ  
二ひきを御あげ候てよく候するや、へちにとしわかき犬  
も御座なく候と存候、そこもとにてよく御たつね被成、  
よく候するわか犬を御あげなされ候てしかるへく候、め  
てたく、恐惶謹言、

相模守

信久



拾月廿三日

しんしやうさま

まいる人々申給へ

○四〇 島津信久久書状

以上

ふみにて申上候、さきほかこしまより帰宅仕候ニ、  
まいり候ていろく御ちそうめてたく申まいらせ候、  
さては<sup>(久尊)</sup>大和守しとねのまきもの御もたせ候、一だん見  
事なるまきもの、よそふに見へ<sup>(申カ)</sup>候、これを御とらせ  
候而こそよく御座候はん、直成かうちきにハ見<sup>(得カ)</sup>申候、

まちと直成もあき人まけ申事は有ましきかと申事ニ候、  
一おび一たけ直成十六匁と申候哉、これもこの内ニまけ  
候事は御座有ましく候はんか、直はつめねにて候はん  
かと申事ニ候、井上長狭左衛門尉か御使ニまいり候ま、  
御尋候而承度候、此ちりめんのおび一たけは<sup>(とりカ)</sup>可申  
とそんじ候、ねなりもよそふニ候、地ハちと次ニ見へ  
申候へとも、直成よさふニ候、<sup>(尺)</sup>しやくちと<sup>(短)</sup>ミしかく見  
へ申候へ共、これ程ニこそうりおびハ可有かとそんじ  
候、

一いもとにてねしめにて御しやくぎんも候はんかと

御意にて候由申事ニ候、我等<sup>(一)</sup>御無用かとそんじ候、  
まづ當毛米などを御うらせ、又<sup>(一)</sup>小袖屋などへ<sup>(一)</sup>を<sup>(一)</sup>きの  
りに御うけとり候ハ、三月四月の間ニこそへんぎん  
ハ御遣候はん、其砌ニは八木も高直ニなり可申候、其  
刻ニ銀子も首尾可有かと申候、江平・原田などにも少  
の事にて候はん間御座可有候、<sup>(兼カ)</sup>子ハもはや大和へわ  
たし可申由申候、か様ニ被成候ハ、よくもや候はん  
と申候、しやく銀と申ハ利付申候間、事外のち御むつ

かしく候、たれにても御談合めてたく候、

一 御女房衆ニうへのもの、せつしきうりやうにて、ひかへ申候はんやうニ、いもとへ申されたるよし承候、左様ニも候はん、我等もこのたびかよふに大きなるふしん、あとさきにはしめて仕候、にうぼう衆・御ふちうへのものまでの御ふうくふはなりかたく候ゆへ、まづふしんをこそたいもくニ心かけ申候、かさねてはうけたまわらず候事にハ候へとも、せつしきうりやうなどハ候事ハめいわくニて候、此度ふしんども仕候にも、か<sup>(鹿)</sup>のや人衆・新城人衆方々人々さがミかふしんを仕候、とてもこのふしんのちく首尾なるましきと、ものわらいつかまつりたるよし、其き<sup>(期)</sup>さミよりうけたまわり置候、さてく外聞ちかひ申てもくくふてにもつくしかたく候、さて御にうはう衆・ふちかたうへのもの、このふたいろは、にうはう衆へ被下候程は、定中之名藏へ候はん間、如何程もそんし候ものへ被仰付候てこそめてたく候、やまとへわたし候間、御談合候而いそき可被下候、此せつよりはもはや我等ハかもひ申まし

く候、めてたくく、かしく、

さかミのかミ

十月廿七日

信久



○四一 菊袈裟<sup>島津久敏書状</sup>

なをくくましゆ仙ほうしくたりのおりふし、むかへに参候はん由申候や、めて度存候、やかてくたり申へく候、

御文くたされ見申候、こゝもとなに事なく候、かハリもやかて御上りの由、めて度存候、いよくかハリ御いそき候而くたさるへく候、又まかい物さかしきよし、まんそく申候、かしく、

(墨引)

(島津久敏) 菊けさ

御かりや様

参

○四二 島津久敏書状

猶くちうい中なこん少ひつみなく御心へなされ

被下候、猶春中ニ早々罷下、御めにかくるべく候、

猶重而以上、

この年の御よろこひいつよりもすくれ、一しほめて度と

しのはしめにて候、此はうより御つかひくたりにて候間、

御せうけん<sup>(祝言)</sup>申へきたために、書状をもつて申候、こゝもと

なに事なく候、其元も御同前たるべく候、又五郎殿・菊<sup>(島津久章)</sup>

千世殿さこそく御せいしん候つらんと存候、一しほは

やくくとけんさん申たくそんし候、北郷殿もさためてき

と此方へ御こしあるべく候間、我等事も追付まかりくた

るべく候、仲右衛門尉事も年内中ニは定而参へきと存候

處、いまにをそく候而、かすく心もとなく存候、やか

て罷下候へく候、其元の御さう、大休参候てよりハ、つ

いととかくの御事もうけたまはらす、御心もとなく存候、

御すいりやう有へく候、猶申度候へ共、いそきのまゝま

つく大かた申入候、猶かさねて申上候へく候、めて度、

かしく、

(元和六年カ)  
正月十日

(島津久敏)  
又四郎

御は上さま

人々申給へ

〇四三 島津久敏書状

なをくかのやかたへもみまきこへ候はん人々とも

候つるか、聞いて申候するや、おいくめてたく申

あけ候、次には、はかりながら大くらきやうへも

御てんごん申あけ候、くハしくおほせられ候よし、

かたしけなくそんし候、また申あけ候、其もととはと

ありつき申候や、めてたくそんし候、ほそかり子め

あき申候や、はやくまかりかへり見申たく候、ぶ

ちとのもさかしく候や、老躰の儀ニ候間、きつかひ

にぞんし候、かいふん御ひさうなされへく候、なを

かさねてく、

御せつくの御よろこひとして御つかひ、一たんめてたく

そんし上候、次には爰もたうぢの事、いま三日とうり

う申候てよく候するとすいせん<sup>(瑞仙)</sup>申され候間、そのふんニ

申へきやと存候、今日ゆに入申候て、七日まかりなり候、

ゆもしかくきま申さす候、さりながら殊のほかくたひ

れ申、ねふく御座候て、ひるもさいくふせり申候、目

もあしくまかりなり候、なにとともめいわくにおよひ候へ

とも、たま／＼爰もとへ参候間、すいせんニたんかう申、

今三日相と、(まり申カ)候、さてハ國分のきかすあんらくの

ゆにて耳きこえ申候や、一たんめてたく申上候、いか

と存上候、なをめて度／＼、かしく、

三月五日

(島津久敏)  
又四郎

御おはさま  
まいる人々申給へ

#### ○四四 島津久敏書状

一すきの道具の事、なにそめつらしき物候ハ、御もと

めなされたまハリ候へと、相かミさまへ申上候、御そ

んしのために候、

一そらへはたくもたち申候や、此方にもミ得申候、ほし

などあまたもえ申候、なにたる御事にて候やとみな

／＼申事候、今ほと世の中も一たんしつかに御座候、

御こゝろやすかるへく候、又其もと大たんぎんかゝり

候て、相かミさま御しんらうの事これより申事候、そ

れにつき惣ゑもん・吉ひやうへ三十くはんめのすみつ

(伊勢貞直)  
き、兵部少とのよりうけ取候て、まかりのほり候、さ

ためて京都ニてかねうけとり、去ねん去々ねんのミし

ん相すめ候ハんと存事候、こゝもとへ此中とよりう申

候て、二月卅日ニ打たちまかりのほり候、こもとのや

うすくハしく申上へく候、

一たうしん(唐人)三官其もとへ参候よしおふせられ候、爰元へ

もしけ／＼参、ねんころに申候、またふミくれ申候、

うけとり申候、

一ねん吉きう御とり候て御つかハし候、かたしけなく

そんし候、又其もとにて御ぎねんかす／＼なされ候よ

しおふせられ候、さやうなるきとくにて候もや、當ね

んハ一たんさかしく御座候、御こゝろやすかるへく候、

此はうにてもせつ／＼かうとくとも申、しんしん申事

候、為御心得候、なにさま／＼さう／＼まかりくたり、

つもる御事申上へく候、めて度、かしく、

三月十二日

又四郎

御おは上さま  
まいる人々申給へ

○四五 島津久敏書状

なをくそこともハ、薩州さま御けかうのよし申候  
や、いまほとにてハあるまじきときこえ申候、はた  
又さんかく事上かたへ罷の申候ハ、めしつれくた  
り申へきよし 御意候、上かたへさへ罷の候ハ、  
めしつれ罷くたるへく候、なをゑとより申上へく候、  
こさいの通かけゆ申上へく候、めてたくく、  
せんとハわざと御つかひ、ことによるの物御もたせ給候、  
かたしけなくそんし上候、すいふんたひ中ひさう候へく  
候、われら事も此ころハ一たんとときあいもよく御さ候間、  
よろつ御心やすかるへく候、こゝもとも此あいたはてん  
きあしく候てとうりう申候へとも、今日しゆん風御さ候  
ゆへ出せん申候間、めてたく上らく申へく候、はた又し  
やうしゆみんへおほせ付られ、われらこともふしニ罷の  
ほり、公はうさま・薩州さま 御まへの御しあはせよ  
く御さ候やうニ、（薩摩）こま御たかせなされへく候、さやうニ  
候ハ、兩人へおほせ付られ、しやうしゆみんへもたん  
かう申候やうに 御意なざるへく候、次ニハ大きうせん

ないの間、ふねニのせ申候や、いかうとおほせられ候、

二人ともニめしのせ申候、御心やすかるへく候、又々大  
きう坊へきねんの事 御意にて候、こまくたのミ申候、  
さやうのとをりハ、さためてりへもんまへよりもこさい  
申上へく候間、大かたニ候、せんとりへもんまてくたさ  
れ候御ふミもくハしく見申候、こゝろへ申候、なをおひ  
く申上へく候、めてたくく、かしく、

卯月廿七日

又四郎

御はさま

まいる人々申給へ

○四六 島津久敏書状

なをくこゝもといそき申へく候間、やかてまかり  
くたり、御めにかゝるへく候、以上、

おつて申あげ候、このたび御いんしんとして、銀子一く  
はんめ御かうりよくなざるゝよしうけたまはり候、まへ  
くも御こゝろつきとも候つるところニ、いまにはしめ  
ざる御いんしん、ひとしほくかたしけなくそんし候、

こゝもともいりめかす／＼の事、御すいりやうなざるへ  
候、次ハいまほときいきやう申候おりふし、明日ハこゝ  
もとぎおんの<sup>(金)</sup>ゑにて候、又十八日ハだいいり御番だいにて  
候、たまさかのことにて候間、それ迄とうりう申、けん  
ぶつ申候ハんとそんし候事候、それ過候ハ、ふしミの  
ことく参候て、三日とうりう申、大さかのやうニ参へく  
候、来月初ニハ出舟申へく候、さやうニ候ハ、其もと  
へ来月廿日ころニハ参へきとそんし候、その御こゝろへ  
あるへく候、池の上<sup>(影久母)</sup>ニいつも御とゞめ候へとも、此たび  
はいそき申、たる水へ日のうちニ参へきかくこニ候、な  
をいそきのまゝ大方ニ候、かしく、

(元和六年カ)  
六月十三日

(島津久敏)  
又四郎

御をはさま  
まいる申給へ

○四七 島津久敏書状

なを／＼われ／＼くたりの事、<sup>(伊勢重臣)</sup>兵部殿しゆへたつね  
申候へ者、ぢぢやうハ来年のすへにこそくたり候ハ

んするなとゞ承候、なに共なが／＼きうくつ仕事候、  
又ハちゝいニ御心へたのミ上候、又中なごん・おき  
井・ひやうぶ卿・せうひつ、此ひと／＼へ御心得な  
され候てくたされ候へく候、なを／＼かさねて申上  
へく候、以上、

一筆申上候、まつ／＼そこもと御なに事御座なく候よし、  
めて度そんし候、此方も一たんさかしく候、御心やすか  
るへく候、此たび御ふね御つかハしなされ候、おそく候  
間いかゝ候ハんやと申候ところに、今月朔日此方へたや  
すく参つきよし、御さうこま／＼とうけたまハリ、めて  
度存事候、ことにかす／＼御いんしんうれしく思ひま  
らせ候、しかれハかハラげのこま、此度 さかミとのよ  
り御まいらせられ候よし、出羽迄おほせられ候や、くハ  
しくうけたまハリ候、われ／＼まかりかへり候時分まで  
ハ、迎もめしをくましきとそんし候、もしそのときまで  
もめし置候ハ、何さまミ申へく候、又申あげ候、こゝ  
もとへいかにもほそきなんばんいぬ二ひきかひ申候、一  
ひきハ御しちさまよりくたされ候おいぬにて候、一疋は<sup>(義弘女・御下)</sup>



めいぬ、ある方より参候、此いぬ共われらかへりのとき  
其方へめしつれ度存候、さりながら さかミとのなにと  
おほしめし候へんや、いかゞとそんし候間、御たつねな  
され候て、くるしからすおほしめし候へ、二ひきな  
らか、又一ひきなり共つれて参たく存候、若無用とおほ  
しめし候へ、くるしからす候、又ハ勘さへもんちやわん  
の事、たより次たいにいそき御つかハしたまはるへく候、  
くハしくハ休左衛門尉へ申聞候、なをかさねてめてた  
かしく、

神無月十二日

又四郎

垂水  
御をはさま

まいる人々申給へ

○四八 島津久敏書状

なをく申あげ候、又五郎殿(島津忠政)へ御こゝろへなされ候

而可被下候、頼上候、菊千代殿(島津久寧)もせい人たるへきと

存候、まつくいそきのまゝ大方申上候、尚重而申

上へく候、以上、

御たよりのまゝ申まいらせ候、こゝもといつもなから無  
事ニ御座候、其もとも御とうぜんたるへきとそんし候、  
しかれハ御(御下)しちさま御下ちやくなされ候、めてたく存

候、こゝもとへ御とうりう中へ、へつして御ねんころに  
おほせられ候、其もとへ御下かうなされ候へ、かいぶ

んく御れいおほせられ候而しかるへく候、御こゝろへ  
のため申上候、はたまた北(菊之)がう殿打たちの事、いかゞに

て候や、はやくうけたまはりたく存候、此ころハ仲あ

もんも参へきと存候、待ひさしく存事候、この使こま  
くうけたまはるへく候、なをやかてまかりくたりこま

く可申上候、めてたく、かしく、  
(元和五年乙)  
十一月十一日

又四郎

御は上さま  
まいる人々申給へ

○四九 島津久敏書状

なをく申上候、ちんのあふら御さ候へ、此たひ

四郎ひやうへ上り候する折ふし、のほせ候て給るへ

く候、四郎ひやうへ事も、こゝもといそかハしく候  
間、其もと一日ほとまかりの候て、かならずく上  
り候やうニおほせ付られ候てくたされへく候、なを  
かさねてく、かしく、

わさと申上候、其もと御ふしニ御入候や、このはう一た  
んそくさいニ御さ候、御心やすかるへく候、爰もとにて  
道さんへやうしやうの事たのミ申候、はるニなり申候ハ、  
こえもきこへ候ハんとおほせられ候、一たんめてたく申  
上候、しかれば さかミさま御氣あひ、いまたしかく  
御くわいきなされす候よし、(笑止)しうしニそんしたてまつり  
候、かいふん御やうしやう、御きねんかた事、かんにう  
ニそんし候、なをかさねてめてたく、かしく、

十二月十九日

又四郎

御はさま  
まいる人々申給へ

〇五〇 島津久章書状

かきらす候へはせいなく一日を千日のやうに存、日をお

くり申候、なかくになるやうなことに御入候ハす候、  
ことにりんしよおそろしく心つかひはなれ申さす候、く  
わしくはかの伊兵へ尉存候、御たつね候てきこしめされ  
へく候、まいくはやくいとまも出候へかなと、そのの  
ミ明暮申の候、われら宿もともふしに御さ候や、むもし  
きやうたいもさためてそくさいに御座候ハんと存候、  
さつしう様も此ころは御國を御立なされ候ハんとそんし  
候、そのうちわたくしところへも御なりなど御さ候つる  
や、いかゝ存候、(久真)越後守・三四郎などそくさいのことニ  
て候ハんと申候、よミ物てならひなどの事、御ゆたんな  
くおほせつけられへく候、さためてゆたんかちに候ハん  
と、そののミ心つかひに存候、わたくしぢもかわること  
御座なく候、御心やすかるへく候、又女蕃頭様も一しほ  
御無事の御事にて候、(老)しはと申ところにて御さ候、われ  
くゝの候處からはことの外ほとゝおく御座候、そのうへ  
まへに申せしことく、ふたのいていりむつかしく候へは、  
せつくまいる事候ハす候、まつくめてたくく、か  
しく、

（寛永十七年）  
正月廿四日

おはゝさま  
まいる誰にても申給へ

（島津久章）  
ヤマト

〇五一 島津久章書状

いしやう

この春御祝ますく申上候、少分ニ御入候へ共、御祝言迄九こん持せ上候、かいふん御しやうくはん（兼 取）なされ可目出度候、仰之やうに御なり可被成由承候、さりながら日けんへいまたしれ不申候、御前方しつし可申由、何様其心得可申候、梅ノ木儀、ねはり候而せまき庭へハわるく御座候はん由、尤ニ存候、りんちやう御持せ一段木なりなども見事ニ御入候、何様ひさう可申候、扱（萩 原）ハはきわら天神へ千句御立願御座候哉、左候へハ大膳正殿御頼興行被成度由被仰候、御尋申候而、重而御返事可申上候、猶重而目度々、かしく、

（寛永十四年カ）  
正月  
廿五日

鹿児島より

新城さ（ま）□へ

まいる 誰にても

大和守

〇五二 島津久章書状

いよく御むしこと、此ころはいてあい申候ハぬよし、かこしまよりたひよく申こし候、なによりめてたくそんし候、（久喜）ゑちこきやうたいかれこれ、きまかせに御さなきやうに、てならいかくもんその外たしなミかたのこと、もつハラきひしくおほせ付られ候てめてたかるべく候、いたつらに御さなきやうに、よくくおほせ付られべく候、御ゆたんは御さあるましく候へとも申ことに候、ちきやうかたもまつすミ申候て、めてたく存候、すなわち御つきなされ候まゝ、御礼申上、いわるかれこれにて候まゝ、御酒しんしやう申候ハんとそんし、かちう衆へ申入候、いまた御返事御さなく候、此ことすミ申候ハ、すなわち御いとまいて申へく候、さ月のすゑかたはかならずまかりくたり候へく候、そのおりから、此中めつらしき御はなし申上へく候、かしく、

よすか御うれしく、一筆とりむかひまいらせ候、さためてく御そくさいにおはしまし候ハん、こゝほとかわる

こと御入候へず候、さつしう様御つき候て、こゝ元は上

下ちゝめき申候、御すいりやうなされへく候、わたくし

こと、いとまいましたいて不申候、三日中いて申候はんまゝ、

やかてまかりくたり候て、御めもし申上へく候、めてた

く、かしく、

(寛永十七年)

弥生廿八日

(島津久章)

ヤマト

おはゝ様

まいる誰にても御申

〇五三 島津久章書状

御文かたしけなく存上まいらせ候、まつく其元さま御

無事の事にて候よし候、目出度候、こゝほとおなし御事

にて候、爰もとへめつらしき見事なるうりおくり被下候、

なにさましやうくわん申候、わざとつかひ上候はんところ

んし候處ニ、よきたより御入候まゝ、おんみつにて申あ

(真島)

(市来家臣)

けまいらせ候、伊勢兵部少とのより備後守をもつて承候、

度々さかミとのより銀子百貫目かし上なされ候、此度さ

(用)

んゆう御させ候へハ、三百五十くわんめニなり申候、利

なしに御かし上なされ候銀のことにて候まゝ、此度ちき

やう二せんこく給へきいてあひ候よし、御なひしうとし

(内證)

てうけ給申候、たこんな申など御座候、それよりわたく

し返事申候ハ、さかミまへく銀子ともかし上申候處、

さやうなるを此度かへしくたされへきよし御座候哉、さ

かミけんこのとき申きかせ候も、かの銀子のこととは上様

(奉公)

御しやく銀くわふんに出来候まゝ、御ふうくうとしてさ

し上候まゝ、へんへんのこととはくたされ候ハ、かたしな

候、くたされ候ハすともくるしからず候まゝ、へんへ

んのこと申上候ことハあるまじきよし申置候、いかほと

にてもくたされ候ハ、かたしけなく候よし申候、くわ

しくはかさねてくうしやうに申上へく候、ふみにてはた

(口上)

つしかね申候、まつくめてたくく、かしく、

(寛永十六年)

文月

十一月

十一日

大との守

御おはさま

誰にても

○五四 島津久章書状

なをく<sup>(用)</sup>ゆうしん<sup>(心)</sup>の儀、御こゝろやすかるへく候、  
めてたくく、かしく、

わさと御しうそこ、こまく<sup>(消)</sup>拜見申候、さてはわたくし

事山寺<sup>(宝福寺)</sup>へ寺領いたすへきよし、江戸より被 仰下候や、

まつ其心得申候、大蔵も夕日此元へ参つき申候、巨細之  
通、すくにうけたまはり候、いつれ一兩日中ニ吉日次第、  
山寺のことく可参覚悟ニ御座候、くハしくハ重而可申上

候まゝ、まつくめてたくく、かしく、

<sup>(寛永十七年)</sup>  
九月二日

ばゝさま

まいる

○五五 島津久真書状

猶以申入候、ちゝいへも御入にて被成候、くハしく

申候、如御意 心得可申由被申上候、已上、

如仰新春之嘉慶珍重、目出度申納候、然處ニ預御状令拜  
見候、昨日山かりニ罷登、不慮ニ山犬仕申候、祭之儀委

敷被仰聞せ候、一段祝着ニ奉存候、爰元こうしやものへ

尋、無聊尔様ニまつらせ可申候、何とも御念御入めてた

く候、猶重而慶事、恐惶謹言、

正月廿九日

<sup>(島津久真)</sup>  
越後守

新しやうさま

貴報

○五六 島津忠直久書状

たちかへる此はるの御しうきとして、御つかひ御のほせ  
まいらせ候、まつく御としかさね給候て、御わかやき  
の御事、となたも御とうせんとそんし候ことに候、そこ  
ほとよりの御ふミに見え申候、さかミのかミ殿御事も、  
めてたく、かしく、

御しやうらくのよし、ことに御そく様も御とうしんのよ  
し、かすくめてたく申候、こゝほとへ御まいりにて候  
ハ、はやくとけんさん申候ハんとまんそくいたしま  
いらせ候、仰のことく又三郎<sup>(光久)</sup>さま御事も、御しうきとも  
御さ候てまんそく申候、こゝもとにて中な<sup>(家久)</sup>こんさま御し

やうらくをせつかくまち入申候、こゝもとへ御つきなされ候て御なりなど御入候ハ、そのわきハ御いとま下され候ハんとそんし候、さやうに候ハ、やかてまかりくたり御めにかゝり候ハんと、めてたくそんし候ことに候、かしく、

(墨引)

系と

より

(寛永七年)  
正月廿三日

下大すみのうちいんきよ候  
御はゞ様

(島津忠直)

又十郎

まいる人々申給へ

### ○五七 島津忠直久書状

たより久しく申入候、そこほと御そくさいの御事、まんそく申候、こゝほとひとしほそくさいの御事にて御さ候、御心やすかるへく候、御ねんとうのしゆうきのみよし候て、はやく御つかひかたしけなく候、ことにおり・たるおくり給候、幾久敷といわひ申上候、かしく、

しやうくわんいたし候、こゝもとよりもついでなからあやめの御せうきとして、御あわせ一かさね・御かたひら

三ツもたせまいらせ候、幾ちとせまてと御いわひ候てめされ候ハ、よろしく候、ならひに御たるさかなしんせまいらせ候、おなしく御いわひ候て御とりもちあるへく候、めてたくく、かしく、

(寛永七年カ)  
三月一日

系とより

さかミとの

御ふくろ

まいる申給へ

(島津忠直)

又十郎

### ○五八 北郷忠直久書状

たよりのまゝ申候、しかれハやまとの御事、(笑止)しなる儀申はかりなく候、そこもと 御きつかひの事、これよりすいりやう申候、もしうけたまはりなざる事共候ハ、申こすへく候、かしく、

しん城

はゞさま

人々申給へ

より

(北郷忠直)

しきふ

○五九 北郷忠直久書状

たう春の御しうき、めてたく申おさめ候、ねんないハ御  
つかひしん上なされ候に、われらへも御ふミたまわり、  
くハふんに存候、そこもと御ふしのよし、めてたく存候、  
このはうもいよくふしに候、しかれハやまとの事、  
（宝福寺）山のてらへ御いりのよし候、いつれも御心つかひたるへ  
く候、こゝもとにてもし御いてあひとも候ハ、すいふ  
ん御とりあわせ申へく候、御心やすかるへく候、猶かさ  
ねてめてたく申こすへく候、かしく、

しきふの大輔

たゝ直

しん城さまへ  
まいる申給へ

○六〇 北郷忠直久書状

一書申入候、そのうちハ御ふいんまことにくほんいの  
外ニそんし候、定御そくさいに御さ候らん、此方無事ニ  
罷あり候、明春ハ早と罷下候はん、その時分御めにかゝ  
り申入へく候、さかミ様へも別書にて可申候へ共、御同

前之儀候間、しかるへく御心得有へく候、餘者期後音之  
節候、かしく、

しん城様  
まいる申進給へ

ほんかう  
しきふ大輔

○六一 種子島忠時書状

猶くたねの儀ニ候ハ、しつく御たんかう可申  
候、よこせの儀ハそんしのほかに御座候、以上、  
（横瀬）

御ふミくわしくはいけん申候、しかれはよこせ知行の事  
承候、こゝもとの知行之儀は、とてもまかりなるましく  
候、たねのしまの知行のうちにて候ハ、御たんかう可  
申候、そのしさいハこのころくたされたる儀候、そのう  
へこゝもとへまかりのほり候しふん、たねよりの上下そ  
んしのまゝにならざるところにて御座候間、こゝもとの  
知行のうちハ、すこしもよそへ何かと申事なりかたくそ  
んし候、このとをりよろしくさかミとのへ御物かたりた  
のミあけ候、くわしくハかさねて可申候、まつく、か  
しく、

(寛永十四年カ)  
三月廿八日

たねのしま  
さこん

たれにても

御申給へ

○六二 種子島忠時書状

猶くつほのき、御たつねにて候、此<sup>(三)</sup>□ろ<sup>(三)</sup>へ<sup>(さかミト)</sup>  
□<sup>(二)</sup>かたへめしをき候、まいり次第に御たんかう申  
上へく候、くわしくハかさねて申候へく候、以上、

御文くわしくはいけんいたし、かたしけなくそんし候事  
候、我等事もまかり越へき事に候へとも、<sup>(遠方)</sup>ゑんはうのき  
に候へは、そんしなから御ふいんにまかりすぎ候につき、  
先日ハつかいしんしやう申候ところに、御れいとしてさ  
いきつて御つかい、御いんきんの御事候、ことにいろ  
はいりやう申候、なによりかたしけなくそんし候事候、  
つきに今月すへにハ御いとま申、まかりくたるへきかく  
こに御座候、そのうち此元御まいりにて候ハ、御めに  
かゝりかれこれ申上候へく候、めてたく、かしく、

(寛永十三年カ)  
七月十日

たねのしま  
さこんの太夫  
誰にても  
御申給へ

○六三 伊勢貞昌書状

猶く御しうけんとして御めんきんの御事ともかた  
しけなく候、かさねてこれよりもめてたき御ことふ  
き申上候へく候、かしく、

たうねんの御せうけん御申として、御つかひ御しんしや  
う、ひとしほ御しうちやくなされ候、よく御れい申  
入候やうにとの御事にて御さ候、しかればさかミ様御事、  
御くすりちかひのよし候て、ことのほか御ハつらひのよ  
し、まことに<sup>(笑止)</sup>しうしなる御事、申へきやう御入候ハ  
す候、こゝもとへきこえ申候へハ、<sup>(黄門・家久)</sup>くわうもん様も御  
おとろきなされ、いしうめんきんを御つかひにて、よ  
くくたゝし候やうにとおほせつかハされ候つる、まつ  
なんしやうさいしとも、めしこめ候ておかれ候やうにと  
候つるまゝ、さやうにさためて御入候へく候、やかて御



くたりにて候まゝ、さためてそのしふんこまゝ（肝要）と御きうめいたるへく候、まつ（脱カ）御やうしやうかんにうにて候、御文のやうたいくわし申あけ候へく候、此たひハ御つかひもいそぎにて候まゝ、かさねてこれより申上候へく候、此よし申給へ、

いせの  
兵部

誰にても  
申給へ

さた昌

〇六四 伊勢貞昌書状

猶（忠起）く げんは殿御申の御ちぎやうのき、うけ給すめたく候て、御つかい久しくとめおき申候つれとも、此たひハすみ申さす候まゝ、かさねての御事たるへ

く候、かしく、

（歳事）せいは・ねん（年頭）とうの御しうきおほせ候はんため、御つかひ御しん上候、ひとしほ御せうちやくなされ候、たうねんはいつくよりもすくれ、めてたき年のはしめにて御入候、よろつ御心にまかせられ候へく候、しかれば（久）や

（尊）まとの守殿 御（家久女・久童室）かミ様御ちぎやうのき、御申のとをりく

ハしく申上候、ねんころ（返弁）ニきこしめしとゞけ候、すこしも御きつかひなされましく候、又さかみの守殿より御かし御申候つるぎんすの御（返弁）へんとして、御ちつきやうしんしおかれ候ところに、まつ御くら入なみにめしをかれ候、かの御ちぎやうのき、けんは殿より御入くミ御入候、さやうのきも申上候、これはやかて御きこくにて候はんまゝ、そのしふん御さたの上にておほせいたされへきよし候まゝ、そのよしよきやうに申給へ、

いせ  
ひやうふ

誰にても  
申給へ

さた昌

〇六五 比志島国貞書状

せんとないくまで御ふミにておほせきかせられ候、かミかたへ御しち人の事、まことに御たいき、なかく申へきやうもこさなく候、しかれハせめて廿月かハりにハ御けかう候やうに候へてハ、ゆくゑあひとくまましきよ

しおほしめし候や、ちかころ御尤にそんなし候、われ／＼もはや年より申候て、このころハかミかたのやうすとも大かたにうけたまはるていに候、去なからいてあひの儀とも候ハ、すいふんよきやうに御とりあハせ申へき事、すこしもそりやくあるましく候、いまほとハなにこともむかしにあひかハリ、いろ／＼御くやくかたもきひしくまかりなり、しよ人もめいわくまでに候、よく／＼したく／＼までもゆたんなきやうにおほせつけられ、御ほうこうあるへき事、(久徳)さうせうさま御ためてたかるへきとそんなし候、此よし御とりあハせ候て御申たのミそんなし候に候、めてたく、かしく、

(墨引)

ひし嶋きの守

おきい□おかた

まいる誰にても申給へ

くに貞

○六六 敷根立頼書状

なを／＼御いもうとむこに成候なとてむりなる事、ひたう成事ハ申ましきと存候、あまり／＼御わろく

ちにて候、(久徳)又四様御ミ、なとき／＼不申候とて、へんかへなとハあるましく候、我々さへさむらひのきれにて候ハハ、いちけんをかへ候事ハなく候ま、(島津久元)ましてしもつけハたうぶん御としよりしゆへのさしきにねまり申候あひた、ひとくちおもはち申され候するあひた、ふきなる事ハあるまじきと存候、たとひふきのやうす候とも、我らまかりある事ニ候ま、世上のさたニもれ候する事ハさせ申ましきとこそ存候へ、御ふみのやうす、しもつけへミせ申たく候へとも、ミ申候ハ、はらたて申へきと存候ま、(上)こうしやうにてよきやうに申きかせ候する、此よしよく／＼御ことはをそへられ、しやうふんにこされ候へく候、

又四郎様御ゑんちうのやうすにより、さかミ様御ふくろ様より御ふミくたされ、まことにかたしけなくはひけん申候、うけ給候やうに、しもつけのかミるす中ニも、御ゆわひもあそはしたきよし、たひ／＼おほせかふふり候へとも、そうへつやうすをも申おかざる儀ともニ候へ

は、なりかたきのとをり、（邪答院）けたうゐんよりも申上候や、

さやうニこそ候へんと存候、其ゆへへ、此たひるすちう

の事へ、おほかたわれらうけ給をき候へとも申おかす候、

（家忍）上様ねんなひゑとへ御つき候へ、さためてしもつけも

御いとまくたされまかりくたり候へんと存候、さやうに

候へ、二月へ御ゆわひも候へんと存候、御まちなかき

事へ御もつともニ候へとも、御まちなされ候へく候、し

もつけ存ふんを大かたすひりやう申候へ、又四様御事へ

わきのそうりやう殿にておはし候事候、かろくしきて

いにてハなるましきと存られ、るすハなるましきと申候

と存候、めてたく、かしく、

（墨引）

より

御つほねさま

人々まいる申給へ

しきね

なか務のせう  
（立懸）

〇六七 仁礼頼景書状

返くゑんほうにいたり御いんしん、何ともくか  
たしけなくそんし候よし候、よくく御申頼存候、

又いかしく候へとも、この一はこ御いんしんのし  
るしはかり候、御ひろうたのミ申候、かしく、

此おもてへふく出申候とて、相州様・御ふくろ様より

りやう御使、ことさらめつらしき御酒、そのうへさけつ

きともにはご送りくたされ候、さてくおほしめしよ

られこゝろさしのほと、かたしけなく存候、かれこれま

いり候て、あひつもる事とも御礼申上へく候へ共、この

たひハわざといつかたへもまいり候ハす候まゝ、あまり

の御事ニまつく使にて申上候、よくく御こゝろへ候

て御申たのミ申候、めてたく、かしく、  
七月廿五日

仁礼

おきい様

人々  
申給へ

（頼景）  
くらんと

〇六八 東郷重位書状

猶く申候、おりくかち木へつかひを御あけ候て  
しかるへく候、御子たちみなく御もかさあそはし  
（加造）  
（痘瘡）

候、一しほ御やすく御いり候、御こゝろへのために  
申あけ候、かしく、

御ふみこまかにおかみ申候、その御はうしつかにおハし  
まし候、めてたくそんしまいらせ候、こゝもとうへした  
ともにおなし御事候、又こゝもとへ 御ふしさま御とう  
りうにて御入候、まことにく御しんらうと申あけ候、  
次弥三ゑもんとの御事、めし出し候てしかるへく候、さ  
りなからこゝもとの御つかひしゆへ御尋候て、めしいた  
されへく候、御わたくしになに事もくめし候ハぬやう  
ニ御座候へは、のちくまでも御心つかひなき御事ニ候  
まゝ申あけ候、又むはのわつらひの事御尋にて候、なに  
ともくかたしけなく申あけ候、としより終候まゝ、頼  
すくなく候、此ほとハあまりの事ニ子ともよりあひ候て、  
けん<sup>(驗者)</sup>しやぎねん<sup>(折念)</sup>申候、さためて申へく候まゝ、め  
しつれまいり候て、御れい申あけへく候、めてたく、か  
しく、

三月廿六日

東郷  
ひせん  
(重位)

東郷  
ひせん  
ひやうふ卿さま  
まいる御かへり事  
より

〇六九 東郷重位書状

かへすく申あけ候、九月十四五日の比御参り有へ  
候、此よし御申有へく候、我らもむはもはかり  
なからこゝろへなされ候て給ハるへきよし申進候へ  
く候、以上、

御ふみかたしけそんし申候、爰元かハる儀なく候、御の  
ほりも程のひ、一しほ御まんそくにて候、来月入、はた  
さむくなり候ハ、御見あハせ候て御参り有へく候、  
たてのさまよりもさためてそのふんにて候ハんと存候、  
又なにやらん、たる水しゆとさかみとの内衆と申ふんと  
も候て、御きうめいにて候、なに事もくありやうニこ  
そわかり候するまゝ、さのミく御心つかひあるましく  
候、おやのかたきなとそんしなき事なとたくミ申とて  
も、一えんにやくにたつましく候、たゞしやうちきをか

んようになされへく候、作り事ハやくに立ましく候、さ  
ためていろくたくミ事とも申とも、のちくハてんた<sup>(天道)</sup>  
うにまけ、をのつからしつミ申へく候まゝ、さのミ御も  
たへ有ましく候、御まへにていてあひハ随分とりあハせ  
申へく候、めてたくく、かしく、

八月廿一日

東郷

ひせん

ひやうふきやう様

御かへり事

○七〇 伊地知重房書状

以上

御ふミのおもむきはいけん申候、仍<sup>(忠致)</sup>又五郎とのさま御  
びんに小刀御つきたて御いたみの由候、せうしにそんし  
たてまつり候、それに付而人じん<sup>(参)</sup>の御事おほせられ候、  
其許江先日御参せなされ候あひのこり御座候するを、あ  
まり御氣合あしくハ御座なく候つれとも、この中御やう  
しやうのためにきこしめし、はや人じんこれなく候、す  
こしあいのこり候間、参らせなされ御いや

うしやうあるへきう申、せめて、そこもとよぎやうに  
御申頼存候、めてたく、かしく、  
いちゝ少さへもん

六月廿一日

しけ房

中なこんとの



せうひつとの

まいる御返事

○七一 少右衛門・大炊助連署書状

としあらたまり申、さそく御わかふおハしまし候らん、  
このはうも 御まへいつもなからのめてたきとしのはし  
めとこそ申候へ、其はう御ふしともに、御よろこひすも  
し申候、次には<sup>(典職・以久)</sup>てんきうさまもさためてこのころハ御  
のほせ候らんと明くれ御まち候へ共、をそく候てなに共  
くせうしにて候、又と正月の御小袖・はかま・かたき  
ん・御かミしもなといり申候間、とゝのへ申候へハ、御  
つほねさまの御まへより、ミなくめしたて候て御まい  
らせ候、なに事もこゝろつかい不申候、将亦<sup>(義久)</sup>たいしゆ

さまも正月一日ニ(一 關 白)くはんはくさまへ御れいなされ候、  
 なにさま御しあはせよく候てめてたく存候、御まへな  
 とは くわんはくさまおうさかにて御をつねんなされ、  
 正月六日ニきやうとのことく御のほせ候まゝ、御まへな  
 とハ くわんはくさまへの御れい、いまた御申なく候、  
 ねんないさいまつニ くはんはくさまへ廿七日ニ御まへ  
 御さし出候へハ、小袖一ツ御給にて候、なにさましあは  
 せよく候て、めてたくそんし申候、大しゆさまよりも  
 御まへにねんない小袖一ツ御給候、大たに殿(全)ふくろに  
 て候 御ひかしのと申候て、くはんはくさまちかふ  
 御(奉 公)ふくろ御申にて候、このまへよりも小袖二ツ御給候、  
 そのほかいしたとの、しゆせんとの、此人衆よりも小袖  
(五 田)  
 まいり申候ハ、何事もしあはせよく候て、めてたくそん  
 し候、そこもと 御さうしさま、いよく御せいしん見  
 たてまつるやうにこそ候へ、御まへもいよく御さか  
 しくおハしまし候てめてたく候、又々十月より御のほせ  
 候御ふみ、正月の七日八日のころにまいり申候、大し  
 ゆさまよりしけく御まいり候へと、御うけたまはり候

て、重く御しくうにて候、なに事も御こゝろつかい入  
 ましく候、

(天正十六年)  
 正月廿日

(墨引)

(川土盛實之)  
 せうへもん  
 おういの助

御つほねさまへ

まいる  
 申給へ

おさか  
 より

○七二 藏人母消息

かさねての御ふもしのやうす、こまくくらんとへ申き  
 かせ候、おほせのことく、とし内さかミさま御まいりの  
 折ふし、御しやくきんの御つかひ申候所ニ、まつく百  
 くわんめりなしニかしあけなされへきよし御申のよし候、  
 さてくうへさまの御ため、御一身の御ふうこう、又  
 ハ御國諸人のため、かたく御ちうせつの事にて候所ニ、  
 御らう中しゆあしく仰られ候よし、その方へ申人とも候  
 や、さてくかくこのほかの御事にて候、御老中も何か  
 さやうニおほせられましく候ところに、中にてさやう成

儀、いつかたの御ためニもならぬ御事にて候、すこしもその御心つかひなされましく候よし、くらんと申され候、いよ／＼さかミさまの御ためニこそ候はん、まことにかミかたの町人の行多もしれぬものさへ、のち／＼ハその身のしあわせニ成事のミ御入候、いはんやさかミさまの御ためニあしく候事、なにしに御入候はんや、御心つかひ入申ましく候、御てまへニある物をなきやうニ御申候ハ、こそ、御出あひもあしく候はん、なを／＼も有あひ申候ハ、御かしあけ候てよく候はんよし申され候、ほ（北郷）んかうとのへもおほせられたるよし候へハ、くさなきよし御申候ゆへ、これこそあしくいてあひ申候よし聞へ候するよし候、さかミさまハ諸人もちろん御老中しゆもよくこそ仰られ候よし候、御こゝろへのためニ候、このよしよく／＼御心へ候て御申なされへく候、めてたく、かしく、

正月

（墨引）

十八日

より

おきゐさま

まいる

申給へ

くらんと

は、

〇七三 鎌田政統母消息

あらたまの御ふミいく久しくとさしいわひまいらせ候、御ひめさまいよ／＼御きけんこのうへ候ましく候、ひや（伊勢）うふしういろ／＼せいにいれ申あけ候て、かやうニめてたく御入候事にて候へは、一たんめてたく申あけまいらせ候、さそや／＼御まんそくとそんしまいらせ候、きとくに御めにかかりまいらせ候、このうへ候はん、さてハちか／＼御とをり候や、こゝもとへ御こしまいらせ候ハて、いかさまやかて御こしにて候するあいた、御めにかかり申、よろつ申あけまいらせ候、する／＼おほしハすれ候ハて、御ふミ久しくそんしまいらせ候、まつめてたく、かしく、

より

たれにても

御申上給へ

かまたいづも

は、

〇七四 島津久慶母消息

五六日まへにはおほしめし候より、御しうそこ給ハリ候、

一しほかなしくなかめ入まいらせ候、すなはち御返事を

も申まいらせ候はんを、(島津久慶)たん正のほり、いろくふため

ききやくしんしけく御入候つれば、おそなをりまいらせ

候、(料外)りやうくわいなる御事、御ゆるしく、おほせのや

うニ、此比はうへさま御きけんちとく御かるくこさ候

よし候まゝ、かすくめてたく申まいらせ候、御こゝろ

そひのため、御かへしなされ候哉、さやうなる御事もう

け給付候へて、わか身こそ申入まいらせ候はず、ふゐん

の御事にて候、御ふもしのことく、たん正も御つかいに

のほり申候、日のけしきもよく御入候て、よろこひ申候、

御ようの事共、御つかいにておほせられ候よし、御ふミ

のやうも申きかせまいらせ候、さためてよの御としより

衆へもおほせられ候はんまゝ、御たんかう申心え申へき

よし申事にて候、まつくめてたき御事、又々、かしく、

より

いつれの御方

にて

申給へ

(島津久慶)

たん正

は

○七五 きうへもんかか消息

おほしめしよられ御ふミくたされ、かたしけなくそんし

あけまいらせ候、此はうよりこそ御ふさた申上候すると

ころに、まことく御こゝろさしかたしけなく申上まい

らせ候、おほせのことくさかミ様御くすりいたミともあ

そはされ候つるに、此ころは御くへいきのよし候するまゝ、

御ふくろさま御まんそくにおほしめし候はんとうわゐま

いらせ候、さかミさま御くすりいたミの折ふし、きうへ

もんを御たのミなされ、御くうきへもやうす御申なされ

候つる、さやうなる御れいとおほせせきかせられ候、す

なはち申きかせ候、なにともくかたしけなきのよし申

上まいらせ候、わかミもかならずく御こしの折ふしま

いり候て、御れい申上候へく候、見事のいろいろをくりく

たされ候、身にあまりかたしけなくそんし候、よくく

しん上さまへ御れい御申上たのミ入まいらせ候、御くう

きへ御申候する御事へ、なんときにて御とりつき申上

へきのよし、きうへもん申上まいらせ候、いかさま御こ

しの折ふし、まいり候て御れい申上まいらせ候、めてた



くく、かしく、

(喜入久洪カ)  
きうへもん  
かゝ

しん上さま

御そ□のかた

(はカ) まいる申給へ

より

○七六 喜入忠政内室消息

返々やま(久華)と様御やともとしは御ふしの御事にて候、  
御ひめ様いよ(ありカ)つきなされ、かすくめてた  
く思ひまいらせ候、そこほと御まんそくニおほしめ  
し候らんとをしはかりまいらせ候、いか様くはる  
中ニこゝもとへ御こしなされ候へんまゝ、その折ふ  
し御めにかゝり候て申上まいらせ候、そのかた何た  
る御なくさミともおほしませ候や、おりからのとか  
にて御さ候へハ、(一カ)しほ御ゆかしくそんしあけまい  
らせ候、又つのかミより申され候、そのうち御さう  
(喜入忠政)  
もうけ給候ハす候、御ふさた申上候、つきにハいつ  
そや御物かたりなされ候さいきやうの御くうし大事

の物にて候へとも、御かしなされ候へ、たのミ上候  
よし、わかミまへより申上よにて候、さも候へ、こ  
のものに御もたせ下され候へく候、何たる大もくも  
御さなく候へとも、わさと一ふて申上候、おきひ・  
ひやうふきやう殿・小まん殿へも連々申候ながら、  
御かし候て下され候へく候、まつくめてたく、か  
しく、

たうねんハいまた文にても申上す候、ますくめてたき  
御しうけん申上うけ給りまいらせ候、ねんなひにハ此は  
うニ御とうれうなされ、しけく御めにかゝり上まいら  
せ候て、めてたくそんし上候、御きたくのうちハ、御た  
もしの事もそんし候へねハ、文にてさへ申上す候、御ふ  
しニおほしませ候らん、めてたく申上候、まつくめ  
てたく、かしく、

きさらき

かこしま

より

十九日

おきひ

つのかミ

うち

御申上候へ

〇七七 伊勢貞昌内室消息

御としかさねなされ候、小きやうふ様御せいしんな  
され候て、数くめてたく申まいらせ候、その御方  
様も御ひめ様御はんしやうにて、さそく御うれし  
くおほしめし候ハんとそんし候、さつさま様御事も、  
(光久)  
しまはら一き所より申候て、ふと御いとま御給ハリ  
候て御下かうなされ候、兵部少事も御とも申され候、  
としにて御さ候に、何とも心つかひ申つくしかたく、  
なをくうつくしき御もしくたされ候、かたしけな  
く申上候、こなたよりこそ御ふさた申まいらせ候、  
まつく御そく才(息災)にて、めてたくそんしまいらせ候、  
こゝもともさかしく御まいらせ候、よろつかさねて  
も申入へく候、かしく、  
あら玉の御しうきとしてこゝほとまで御つかひ御下候て、  
数くめてたく申まいらせ候、御としかさねなされ候て、  
御わかやきなされ候ハんと申まいらせ候、こゝもと御内  
人様の御事と、めてたくく、かしく、

ゑとより

おふくろ様へ  
誰にても  
御ひろう

兵部少  
内

〇七八 するか内室消息

なをく申上候、われくふくうも、さかさま様御事  
(久徳)  
さかしく候て、御ほうこう申上候、こゝほとにての  
御しもし、よきやうニ申上られ候へと申候て申きか  
せまいらせ候、するかも申上候、人めかし候て御給  
候へく候、かたしけなく申上候、こゝほとにて御い  
てあい候ハ、よきやうに申上へく候、申かたくま  
へより申せとの御事にて候よし、われくもとしつ  
もり候へ共、いまたこゝほとへこそ御ほうこう申上  
候、かへすくも申上候、しきふ様御事も御くたり  
なされて、御まへ様御まんそくニおほしめし御入候  
ハん御事申候、およはずも申上候、此よしこそ御ひ  
ろう御申候て給へく候、あなかしくく、  
おほしめしいたし候て御文くたされ候、ことにくりう  
しはいりやう、御心つけ何ともくかたしけなく申あげ

まいらせ候、御そく才のよしうけ給候て、およはすもか  
すくめてたくそんしあげ候、

七月廿九日

より

町田久門之  
するか

内

誰にても  
御ひろう

○七九 左馬内室消息

返々やまとさまもやかてくめてたく御なをりにて  
(久章)  
候はんまゝ、其時分御こし候て御めにかゝり、つ  
る御事をも申あげ候へく候、まつくひとひハみ事  
なる一色くたされ候、なにともくかのしく申上候、  
すい分(秘蔵)ひそう申候へく候、よくもくかいふん御き  
かし候、御やうしやう候へく候、めてたく、かしく、  
ひんきに仕り、りうしなから一筆にて申候、御きあしく  
おわしまし候よしうけ給候て、何ともせうしそんし候、  
かいふん御やうしやうあそはし候へく候、けにくひと

ひハふく本申候、とく御つかひとも候へく候、ま事ニ是  
よりこそ、きよねんゆらい御ふさた申あげ候、何ともか  
たしけなくそんし候、かしく、

誰にても

御ひろう申給へ

顯姓久政カ  
左馬

内

○八〇 某消息

返く御とし御かさね(さか)そく御わかやき(さか)めされ  
候はんとをしはかりあげまいらせ候、こゝほともお  
なし御事にて候、山とさま(久章)・御ふくろさま・御ひめ  
さまも、一たんとうねん(久章)へいつよりもにきやかなる  
御としを御かさねなされ候、御ひめさま日にまし御  
せいしんあそはし候て、もはや御わらひなされ候を  
見あげ申候て、かすくめてたく申あげまいらせ候、  
こゝほとよりもりうしなから、いわる候て二いろお  
くりあげまいらせ候、こゝほとむすめ・よめよりも  
見事なる(紅)へに、めいくにおくり下され、何とも  
くかたしけなく御入候、御めにかゝり御礼申候ハ  
んよし、わか身まへより申あげ候へと申あげまいら

せ候、よめよりも御ひめさま日ニまし御ゆかしく御入候て、めてたく申あけまいらせ候、よくよく申あけよとて候、又とし内御ふミふくろ君ねん申候て、御めしをきまいらせ候まゝ、そもしニあけまいらせ候、なをなかき日にかさねくいく久しくと申うけ給候へん、めてたく、又々、かしく、

此春の御祝として、御ふミかたしけなく、いつもながら一しほいわる候てなかめ入まいらせ候、ことにく御しうきとして、二いろおくり給候、かたしけなくそんし候、めてたく、かしく、

より

久

内

返事

まいる人々

申給へ

(巻子奥書)

一 相模守より書中五 一 又四郎より九 一 大和守より五  
一 越後守より卷 一 又十郎殿より五 一 種子嶋左近殿よ

り式 一 伊勢兵部少輔殿より式 一 比志嶋紀伊守殿卷

一 敷根中務殿より卷 一 仁禮藏人殿より卷 一 東郷肥前

守より式 一 伊地知少左衛門より卷 一 少右衛門・大炊

之介より卷 一 御家老袋・奥方其外三人より九

以上四拾五通

（卷子表紙）

日向島津文書 七  
佐土原

○八一 島津宗恕以書狀

一昨夜□より□下着仕□猶又此御諸事飛脚

相副（義久）龍伯様御狀□□涯分御侘之儀、如濟□可被申入候

□（家久）少将様御□御悦候、御申候へ共可然之由、

其許にて□仕候、御認候て披露肝要候、恐々謹言、

右馬入道 宗恕（花押）

正月廿日

（島津久信）  
又四郎殿

○八二 島津彰久書狀

又々女はうしゆいづれへも御こゝろへあるへく候、  
ひたちさかしくおハし候や、このたんおほせられへ  
く候、又々御まへもせんとは御きふんにて候つれ  
とも、いせつるさま御さかしく御座候、御こゝろつ

かひ入ましく候、くはんはくさまより 御まへに

も、ふちむま・くら御たまはり候、何さましよへん

御しあはせよく申候、めてたくそんし候、ひやうこ（義弘）

のかミとの御のほせ候ハ、、御まへハ御かはり候

て、御くたりあるよし承候、御こりうにんさまハ

御まへ御とうりうにて候ハ、、御わひこと御申候ハ、

しせん御いとまいてへきことも候するかと承候、さ

りなから、らい月十日ころよりニ御こやの内にて候

之間、いまた御いとまハ御申なく候、又々その地と

かく御いんしんなく候、いかゝ候や、こゝろもとな

くそんし候、かしく、

そのうちハとかく御さううけ給ハらす候、よつて其もと

御さかしくおハし候や、このはうもなにごとなく候、次

ニハ六月廿七日の日つけの御ふみは、こん月廿日にこゝ

もとへ参り候、なんはんつきんたしかにとゞき候、又々

いとまのことはいつともしれず候、それよつてをりへ

をくたし申候、きくしゆとの御さかしく候や、てんきう（菊秀・久徳）

御のほせ候ハ、、いかさまたらうねん中にハマかりかへる

へく候間、けんさん申へく候、又々 くはんはくさまへ  
こん月二日ニさし出申候、なにさましあはせよく候てま  
んそく申候、そのしふんよりよこね(横根)いてあひ申候とここ  
ろニ、くはんはくさまへさし出、あなたこなたニ御と  
も申候てよりいたミ候て、つく日よりふせり候てまかり  
る申候、いまた然となく候、それよつていせ・あたこに  
もいまた参候ハす候、あたこに参候ハ、きくしゆとの  
れうくはんニ百(味)ミあけ申候て、かいふんきねん申へく候、  
(天正十五年)  
九月廿七日

きよミつにて  
うちしやうへ  
まいる

きやうと  
より

(墨引)

又四郎

(折紙ニテ墨引・差出所ハ天地逆ナリ)

○八三 入来院重時書状

猶々 此節(義久) 大守様 御下向之由候、御祝着奉察候、  
拙者までも目出度奉存候、 大守様 御下向之時者

子細承度候、彼飛脚へ被仰越候者、祝着可為候、  
先日者躰之事承候、即東郷へ申越候處、(島津忠長)圖書頭殿御衆嶋  
へ御参被成候而、其砌打過候、爰元にて申請候間持せ申  
候、兵士迄候之間、御本へハ難成之由可申旨候、其元御  
隙明候ハ、早々御持せ可有之由候、尚重而可得御意候、  
恐惶謹言、

七月五日

重時



入又六

(島津彰久)

又四郎殿

参人々御中

○八四 島津忠弘久書状

猶以當年之為御祝儀、酒代・銀子送被下忝存候、其

上又五郎殿(忠政)・菊千代殿(久章)よりも銘々ニ音信、別而満足

申候、何様急度罷下、可得御意候、以上、

誠改年之御慶幸甚々、猶更不可有休期候、此等之為御  
祝儀、預御状辱存候、将亦 又八郎様(島津忠嗣)へ年頭之御祝言御  
申可被成ニ付而、進物之儀、於此方可相調由被仰越候条、

御太刀并樽沓荷・折一ツ令進上候、（島津久元）下野守殿・（町田久幸）圖書頭殿

へも樽一荷・折一ツ宛為御音信進入申候、何様満足之由

被仰候、此等之段、為拙子御礼可申入旨候、然者北郷殿（翁久）

打立之事、從鹿兒嶋被入御精、庄内へ度々稠敷被仰越由

承候、一段辱存候、併北郷殿も二月廿日比ニ細嶋出船可

被成由を仲右衛門尉於大坂承由申候、左様ニ候者、来月

中ニ者此地へ可為下着与存候、左候者追付打立可申候、

為御存知候、猶期後面候、恐惶謹言、

（元和六年）

三月廿二日

（島津久信）

相模守殿

参人々御中

又四郎

忠弘



○八五 島津信久久書状

以上

一書ニ而申入候、

一種子嶋殿より御ふミ見申候、事濟不申候へとも、其状（宝時）

上申候、其元ニ而御覽あるへく候、

一かこしま大和守殿より、弥六左衛門尉へあて状、其許

へ御用ニても候はんや、先々ひらき不申もたせ申候、

一中名の百姓とも申分御坐候而、書物爰元へ指上申候、

此方ニてかるく被仰出かたく候、其元おとなしき

衆へ御談合御させあるへく候、此方よりも存寄之儀者

可申候、書物則符箱ニ添申候、

一鹿兒嶋へ市左衛門尉へ遣被成候状、符箱ニそへ御進候、

便次第御もたせ可被成候、恐惶謹言、

（寛本十四年）

閏三月二日

新城様

参

相模守

信久



○八六 島津久敏書状

以上

としのはしめの御よろこひ（珍重）ちんちうく、めてたくそん

しまいらせ候、仍そこもと御無事ニ御座候や、此方も御

同前ニ申候、したかひてハ御さる物ニ候、おもてへ進

上申候、正月の御さるものにとそんしまいらせ候へとも、

ねんなひちとしつねん申、おそなをり申候へとも、いわ

ふて進上申候、又とすゝきひやうしの事、きやう・ふし  
見)ミ)たつねさせ候へとも無御座候間、さかひへりうほくに  
うつたゑ申出来候、得次第くたし可申候、なをかさねて  
可申候へく候、かしく、

(島津久敏)  
又四郎

御いりやさま  
人と申給へ

○八七 島津久章書状

以上

態以一書申上候、来月二日に 中納言様可被成御成由候  
条、目度奉存候、其時分にはかならずく被成御越、  
諸事被仰付候而可被下候、先々為御心得一書如此候、未  
はるくの儀に御座候間、入めの儀を其元へも被仰付候  
而可被下候、恐惶謹言、

(寛永十四年)

閩

三月十八日

大和守

久章



相刃様  
人と御中  
参

○八八 島津忠清書状

(端裏書)

「島津又介」

猶々 其方より、何そ 御隙御入之儀とも御座候へ、  
又と重而之事も可仕候、かしく、

其後者不得御意候、随而者夕日右兵衛殿より承候、不日  
磯へ早くと御指出可被成之由候、不日可参覚悟仕候へと  
も、遮而取紛儀御座候間、先々罷成間敷候、又と天氣も  
あしく御座候間、明日者必と可参候、何れ懸御目、細と  
可申承候、恐惶謹言、

霜月十三日

○八九 島津久侶書状

幸便条一筆申上候、先以御機嫌御能被成御座候半と、珍  
重奉存候、次むすめ儀、無事ニ應被申候半と仕合存候、  
私儀も無吳条、毎日相勤申候、扱又先月廿七日 公方様  
より中將様(光久)ニ御駕御拜領、依之則為御礼其日御城江御上  
被成候、私儀茂御供被仰付、百人御番処迄御供仕候、然



者今月者三日ニ高輪御やしきにて右之御つる御ひらきあ  
そはされ候、さてまた先月廿六日江戸大地震ニて、おび  
たくしく饑ニ而有之、其上いんのの上のてんすひゆりこほ  
しいたし候、こまやかのかきは重而可申上候、目出度候、  
かしく、

(貞享二年カ)  
十一月四日

進上  
母上様  
参

しまつ  
老岐

○九〇 島津久雄写漢詩

對客作

○

邂逅訪来客在門 相逢笑語喜心魂 叙情未尽秋天暮 只  
恨幽壺無月痕

藤久雄写

仲秋日

□ (朱印)

□ (朱印)

○九一 島津久直漢詩並和歌

金殿當頭紫閣重 仙人掌上玉芙蓉 太平天子朝元日 五  
色雲車駕六龍

君か代は天の羽衣希に来て

なつとも盡ぬいわほならなん

藤原久直 □ (朱印)

(卷子奥書)

右馬頭以久御書中卷 修右衛門尉彰久御書中卷 入来院

又六重時御筆老 相模守信久御筆老 又四郎久敏御筆式

内老通者右筆

大和守久章御筆老 又介忠清御筆老 老岐守久侶御筆老

(久雄)  
久龍御筆老 要人久直御筆老

以上拾老通

日向島津文書 八  
佐土原

○九二 島津久侶進上目録

奉進上

御太刀 一腰

御小袖 三

御馬 一匹

以上

松平薩摩守家来  
島津老岐  
久侶

表書之通、御納戸江相納候、以上、

(元禄三年)

十一月朔日

土井周防守内

(利益)

角田十左衛門○(黒印)

○九三 島津久侶進上目録

奉進上

御太刀 一腰

御帷子單物 三

御馬 一匹

以上

松平大隅守家頼  
島津壹岐  
久侶

表書之御太刀・馬代・御帷子三請取之、御納戸江相納之候、以上、

(元禄六年)

西

八月十一日

當番  
久世出雲守内  
瀧戸蔵□(黒印)

○九四 島津久茂久進上目録

奉進上

御太刀 一腰

御小袖 三

御馬 一匹

以上

松平薩摩守家頼  
嶋津權七  
久茂

〇九六 島津久茂久進上目録

進上

御太刀 一腰

御馬 一匹

以上

松平薩摩守家来  
嶋津備中  
久茂

表書之通受取之、御納戸江相渡申候、以上、

(元禄十年)  
丑

九月十五日

黒田甲斐守内(長直)  
小幡藤市(黒印)

〇九五 島津久茂久進上目録

進上

御太刀 一腰

御小袖 三

御馬 一匹

以上

松平薩摩守家来  
嶋津備中  
久茂

表書之御太刀・馬代銀子沓枚、御納戸江相納之候、以上、

(宝永四年)  
亥

十月十五日

安藤長門守(信友)  
岩下忠太夫(黒印)

公方様江御目見目録 以上五通

(卷子奥書)

表書之御馬代銀、御納戸衆江相渡申候、以上、

(宝永四年)  
亥

十月十五日

當番本多弾正少弼内(忠晴)  
片山十郎兵衛(黒印)

新城島津家文書（黎明館）

（巻子表紙）

新城袋江 上様并御一門御家老  
中より被遣候御書中

○ 一 島津家久書状

なをく申候、しうけん<sup>（祝言）</sup>までに御しゆ<sup>（酒）</sup>おくり申候、  
御ゆわゐまいらせ候、やかてくたり、くわしく申上  
候へく候、こゝもといつれもそくさい<sup>（息災）</sup>のことにて候  
まゝ、御心やすくおほしめし候へ、そのほふもおな  
しことにて候ハんと、思ひやることにて候、なをめ  
てたきこと、はるなかに申すへく候、まつくめて  
たく、かしく、

あらたまのはるのはしめの御ことふき、いつもなからめ  
てたく申し候、としかさねさせられ候て、御わかやき  
にて候するとこなたもとふせんの御事にて候、かしく、

正月十四日

より

たる水  
まいる

いゑ久

○ 二 島津家久書状

いつ物ごとく二日にハ御さ候て、めてたくそんし候、  
又々ゆわゐるまでニ御しゆしんせ候まゝ、すいふんい  
わる申候てまいるへく候、なをめてたき事、かさね  
てかしく、

はるのはしめの御ことふき、めてたくゆわゐ申候、とし  
をかさね、わかくとならせられ候ハんとめてたくそん  
し候、こなたにもおなし御事にて候、こゝほと御め見ゑ  
も、かしく、

正月三日

より

たる水にて  
まいる

いゑ久

○ 三 島津家久書状

おなし御事にて候、なに事も、かさねてくわしく申  
うけたまはり候へく候、なをめてたく、かしく、

御年のはしめの御よろこひ、めてたくゆわゐ入まいらせ  
候、御としをかさねさせられ候て、御わかくとならせ

られ候はん、めてたくそんし候、こゝほとにも、かしく、

正月六日

より

たるミツ  
まいる申給へ

いゑ久

○ 四 島津家久書状

猶く大かたやかて御いとま出候よし申候まゝ、く  
たり可申候間、かこしまへ御こし候へ、御めにかゝ  
りこゝ元のはなし可申候、又なそをたて可申候、又  
ま、かしく、

三月廿九日の御せうそこ、<sup>(消息)</sup>たしかにはいけん申候、こく<sup>(國)</sup>

分<sup>分</sup>御事、なかくの御きあいにて候つる、さてハ御見ま  
いに御こし候すると仰候や、尤候、誰人の申候や、御む  
ゆふのよし候て、御見まいなきとをりさんくいはれぬ  
事にて候、しかと御さ候て、御やうしやうをもなされ候  
てこそ可然事にて候、かやうの事を我ら心中に御うたか  
いたるへく候、すこしもくさやうの儀、心中に御入候  
ハす候間、神仏も存よらす候、此よしよくくおほしハ

け候へく候、かやうにうけ給候てこそそんし候、此中も  
すこしも不存候、さそくふしんにおほし候つると存候  
て、めいわくあさからす候、いつも申候やうに、こくふ  
御事、心明らすうとく敷候つる、世の中のさため事と  
存、すこしも心中別儀をおもひ不申候つる事候、されハ  
古今此たひこゝ元へまいり候、見申候へは、かなしみの  
すゑまなしにことくきりやふり、四五まへ御入候ハ  
す候、さてく何とてかやうに御入候や、あまり無心元  
候、いかにしても下くにてかやうには申ましく候、こ  
くふの御ふんへつたるへく候とそんし候事候、誰ものか  
これを見可申候、<sup>(義久)</sup>りう様御とき我らよく見申候つる、  
すこしもかやうに御さ候ハす候、<sup>(定家)</sup>ていかのしんひつにて  
候事、まれなる事にて候、あまり無心元候まゝ申候、ふ  
しんまでにて候、ためしも有ましく候事候、いらぬ事  
にて候へ共、そもしさまへ申候へてハと筆のすさミ、やか  
て下向申候て、めて度く、かしく、

五月六日

ゑと

より

(墨引)

新しやう  
誰にても

御返事

いゑ久

○ 五 島津家久書状

返（瀬分）くかいふん御やうしやう有へく候く、かしく、  
御（煩）はつらいのよしきこえ候て無心元候、このほと御心遣  
にて候つるに、さそくくたひれと思ひ候へく候、さり  
なから、やかてよく候はんまゝ、やうしやう有へく候、  
まいり候て御見まい申候するを無其儀候まゝ、宮内卿見  
まいとして先しんし候、くハしくハこの人申へく候、又  
と、かしく、

六月八日

大すミ守

新しやうにて

まいる

いゑ久

申給へ

○ 六 島津家久書状

猶くはるくと御心さしにて候く、又と、かし  
く、

八月十日の御せうそこ、十月十二日（兵庫）ひやうこのうらにて

はいけん申候、先と御いとまくたされまかりくたり申候、

江戸一しほふしの事にて候、まことにく此たひはなか

くの事にて、いろく心つくし、御すもしまいらせ候、

又三（光久）郎きやうたいへもゐんしんとして参候よし申候へと

も、たいもくも御入候ハぬ事にて候間、これよりくたり

候へと申事候、これまで参候よし、江戸へもくハしく申

こしまいらせ候、御ねんをいりたる事共に候、此使も

舟をそく候つる哉、やうくこん日爰元までまいり候事

候、ひんせんなど申候事、こゝろにまかせさる事共に

て候、もしふしのよし、めて度思ひ候へく候、やかて

くたり可申候間、かこしまへ御こし候へ、御めにかゝり、

このほと的事共申候へく候、まつせん中にて候間筆をとゝ

め、よろつめて度、又と、かしく、

（寛永五年カ）  
十月十二日

ひやうこ  
より

たりミつ

まいる御返事

いゑ久

人々申給へ

(墨引)

○七 島津家久書状

返く(患災)いづれもそく才の御事にて候や、こなたもとうせんのことにて候まゝ、御心やすくおほしめすべく候、なをめてたく、かしく、

としのくれの御事ふき、いつにもすくれゆわる入まいらせ候、わか身ことも、ことしハおつねん申候まゝ、はるハはやくくたり候てこそよろこひ可申候、かしく、

たる水  
まいる申給へ

より  
いゑ久

○八 亀寿消息

返ま申まいらせ候、そこほといづれも御そくさいのよし、うれしく思ひまいらせ候、こゝほとも何事なく御さ候まゝ、御心やすく候へく候、めてたく、かしく、

又四郎殿よりつかひたまはり候、ことにく(酒)もし、うつくしき(鯉)こもし、かたひらたまはり候、うれしく思ひまいらせ候、ひとしほいわひまいらせ候て、きまいらせ候へく候、くもし一たと御ねん入まいらせ候、いくひさしくといわひまいらせ候て、し(實)やうくわん(駢)申まいらせ候、そもしさま御まへより御心へ候て、おほせられ候へく候、

めてたく、かしく、

(墨引)

より

九月  
廿六日

返事  
まいる  
申給へ

い

○九 亀寿消息

なをく此かたひらまことのまち物にて見くるしく候へとも、あまりの事に覚しまいらせ候、にあひにめしつかひ候へく候、くハしくハミしま申され候へく候、此文もいそきゆへよめましく候、めてたく、



又々、かしく、

たよりうれしくとりむかひまいらせ候、そこもとしつかに御入候やらん、こなたも何事なくこそ候へ、まつく御くにおきめのために、れうさまやかて御くたりにて候はんよし、こまく御けさんあそはし候はんと申事にて候、きくもし殿さそくうれしく候はん、これよりおしハかり申候、かしく、

(天正十六年カ) 七月 (墨引)

一日

より

御あ(もち)□しさま  
まいる申給へ

か

〇二〇 亀寿消息

返くはるハとくく申参せ候へく候、又々かしく、まことにくとしの暮のことふき、いつにもすくれめてたく候、九(敵)こん一しほいわひ参せ候て、しやうくわん申候、ことにおもし御うれしくおハしました候、よろつめてたくく、かしく、

(墨引)

より

あもし(まか)□ま  
まいる

い

〇二一 島津光久室消息

うけ給候て、かすくうれしくそんしまいらせ候、こまほとへも御(父子)ふし様とも一しおく御そく才の御事にて御さ候ま、御心やすくおほしめし給へく候、とらしゆ様いよく御せいちんの御事にて、御けんさんニ入まいらせたく、くれく申まいらせ候、ひやうふふたりも御そく才の御事にて候、御心やすくおほしめすへく候、まつくかさねて、めてたく、

かしく、

御(年頭)ねんとうと御さ候て御ふミ給候、御けんもしいたし候やうニ、数くうれしく候、御いんきよりめいくニ折たるくたされ候、幾久しくとゆわひ入まいらせ候、そこほととりく御そく才のよし、かしく、

四月十三日

系と

より

御ふもし様 薩摩守様

まいる  
申給へ  
内  
(伊勢貞豊女)

〇二二 島津光久室消息

おほしめしより御ふみくたされ申候、そのうへいせつる(伊勢貞昭)  
さまへ御たるさかなしんせられ候、さてくかたしけな  
さ、いく久しくとゆわゐあけまいらせ候事候、返くも  
かすをくみまいらせ候、まつくそこほと、かしく、  
とりく御そくさいの御事にておはしまし候よし、めて  
たくそんしあけまいらせ候、こゝほとにも、いつれも御  
そくさいの御事にて、御心やすくおほしめすへ候、御  
ふみのとをり うへさまへもすなわち申あけまいらせ候、  
御心やすくおほしめしたまふへ候、御めいくより御  
たるともまいらせられ候、かたしけなくそんし上候、さ  
かみさまへもよきやうニ仰られ候へ候、ふみにて、か  
しく、

より

誰にても  
まいる人々申給へ  
しば

〇二三 島津光久室消息

猶くこゝもと御かみやかた、いつれもさま御そく  
さいの御事にておはしまし候まゝ、御心やすくおほ  
しめし候へ、いせつるさまも御とうせんの御事にて  
候まゝ、御心やすかるへ候、何そさしたる御事も  
御入候ハね共、よすかくらしかね御入候ハ、申あ  
けまいらせ候、くわしき事ハかさねて、めてたく、  
かしく、

久々ふみにても申あけ参らす候、まつく御そくさいの  
御事に御入候ハんとめてたく申あけまいらせ候、うへ  
様御くたりにて御ちゆめきのほとそんしあけまいらせ候、  
かしく、

九月十四日

より

たる水にて  
まいる人々申給へ

しば

〇一四 豎野消息

御ふミかたしけなく申上まいらせ候、御ふしのよしめて  
 たく申上候、御しろも何事御さなく候、ことなるかんし  
 にてこそ候へ、そこもとも御とうせんにて候へん、又々  
 おひめさま御こそての御しやく承候、ふもとへい申候へ  
 ハはかりかたく候へ共、御かミよくそんし申候まゝ申上  
 候、御しやく一すんにても二すんにてもよく候へく候、  
 われく事もいまたやともとへい申候、一たひ御めにかゝ  
 り上候て、よろつゝつもる御事共申上承たく候、御そ  
 くさいめてたく申上候、いかさまく御かミ事もとしの  
 あげくれニハきこへ申へく候かと申事にて候、まつく、  
 大かためてたく、かしく、

十一月十六日

御返

おきい

御申

より

たての

〇一五 豎野消息

こまくとの御ふミ、かたしけなく申上まいらせ候、そ  
 こも御ふしのよし、めてたく申上候、此かた 御きや  
 うたい様いづれも御そくさいの御事にて候、御出せんも  
 廿八日にあそはし候よしにてめてたく申候、此ほう御さ  
 ひしき御事、御すもしなざるへく候、又々あふら御まい  
 らせ候、一たんめてたく御申候、やかてくつけさせあ  
 け申へく候、こゝもとへハならハせ申へき人も御さなく  
 候まゝ、そこもとより御むつかしなからしんせられ候て  
 めてたかるへく候、おひめ様御かミにこまく御ねん入  
 申候事、さてくいづれもさしあいかんし申候、御いわ  
 いとしてしやうちうかきいろく御まいらせ候、とり  
 くの御よろこひにて御さ候、津の<sup>(善入忠政夫人)</sup>かミうちへとけさ  
 せ申候、すくニ申さるへく候、又々御かミへとて一つ々  
 ミくたされ候、このかたハ御はつと<sup>(法度)</sup>にて御さ候ニとおと  
 ろぎ申候、おまつへの御ふミへあそはし候まゝ、おまつ  
 へわたし申候、すくニ御れいハ御申あるへく候、たゞし  
 こゝもとよりの御ふもし申のへかたく御入候、まつく

めてたく、かしく、

十月六日

おきこ  
まいる

申給へ

より  
たての

〇一六 豎野消息

猶々さてハ犬御きニまいり候や、めてたく申上候、しきふ殿へよく申上候、御さらひにて候、しかくもなきけにてもたへ申候、さてくにおひふくろくたされ候、おほしめしより申上つくしかたく候、としより候てよりハ身もちもいたしにくう御さ候、かすくかたしけなく申上候、何さまくわかやき申へく候、さてハ又やまとさまかこしまへ御いり候するや、めてたく申上候、御りうしなから御ゆかしくうちくらしまいらせ候、まつく大かたく、  
(端午) 御せうけんとして、御かれいの御かたひら一かさね、一たん見事にて、やかてくめさせまいらせ候、

ことにまき・くこん・御さかなもし御まいらせ候、御い  
(標)  
わひにてあかり申候、又まわれくへも(瓶子)いし・さかな  
くたされ候、いく久しくといたゞき申候、めてたく、か  
しく、

おきこ  
御申上

たての

〇一七 島津久章室消息

御うわさ申あげ候てもたへあげ候へとも、(船路)ふなみち  
ゆへつかひさへころのまゝにならす候、きのふよ  
りの御きしよく、なにほとに御さ候や、御しよくな  
と御すゞみなされ候やうす御申候へく、あまりの  
御事に、夜おきのしゆにとて、何にやらんおくりま  
いらせ候、御としの御事にて候まゝ、御(女房衆)にうはうし  
ゆたちねんころに御かんひやう御申あげ候へく、  
ゑとへもきのふこそわざとひきやくまいらせ候、さ  
ためてきこしめし御もたへ候へんと申あげまいらせ  
候、御むつかしく候まゝ、御返事入ましく候、こゝ

ろなきふみにてまゝに、それ御二人にまでふみして  
申まいらせ候、やかてめてたく御ほん（本復）ふくの御（左右）さう  
まち入まいらせ候、めてたく、かしく、

さてく御ふくろさまおもく御わつらひのよしきこえま  
いらせ候て、おとろき入まいらせ候、かいふん御（祈念）きねん  
御くすりなど御ゆたんなく御あけ候へく、そもしなど  
いづれも御そはへゆたんなく御やうしやう御申候てこそ  
めてかりへく候、こゝもとへうけ給候てより、あさゆふ、  
めてたく、かしく、

九ノ廿一日

ひやうふ卿との

しんさう

こへんとの  
まいる

〇一八 島津久章室消息

もたへあけまいらせ候、ゑとへもすなへち申あけま  
いらせ候まゝ、ゑとより うへさまもわかみ御状く  
たされ候にも、ことのほか御もたへなされまいらせ

候、さやうニ候へは、此使このはうまでわざと御く  
たしなされ候、そのはうさまへも御ふみまいらせ候  
まゝ、さためてくわしく候へんとそんしあけまいら  
せ候、さてハねこもそくさいにはやことのほかふと  
り申候や、めてたくねすミもとり申候よし、めてた  
くく、かしく、

返くしんたいふとのより御そへ事あそはし、かた  
しけなきよし申あけまいらせ候、めてたく、かしく、  
ひとひハ御ふみたまはりまいらせ候、かたしけなく御め  
にかゝりあけ候やうになかめ入まいらせ候、御こゝちも  
はやくと御よく候て、めてたく申あけまいらせ候、御  
きあひも御一たいしのよしうけ給りあけ候て、こなたよ  
りいかほとく、めてたく、かしく、

より

新さう

ひやうふ卿との  
まいる人々申給へ

〇一九 島津忠元光久書状

なをく申候、そこほと御ふしに御入候よし、一た  
んめてたく存候、此(患災)ほうもそく才の事にて御入候まゝ、  
御心やすく候へく候、(久信)さかミ殿御ふしのほりにて  
御さ候よし、けんさんニ入候はんとそんし候事にて  
候、こゝほと(忠直)又十郎殿一たんとそく才の事にて御  
入候まゝ、御心やすく候へく候、そこもとも御そく  
才の御事、めてたく存候、かしく、  
(年頭)ねんとうと仰られ候て、たまくゝゑんろのほとおほしめ  
しよらせられ候て、つかひ数くしうちやく申候、こと  
にく御しゆ(酒)なと御もたせ候、ひとしほまんそく申候、

(寛永七年)  
正月廿三日

ゑと  
より

さかミ殿  
御ふもし

又三郎

まいる申給へ

〇二〇 島津忠元光久書状

なをくこなたよりもわざと(祝言)しうけん申候はんなか

ら、まつくそれハかさねての御事、このあわせ、

いまよりハちふんの物にて候まゝ、しんせ申候、め  
し候ハ、めてたくそんすへく候、なをかさねく、  
かしく、

又申候、又十郎事もひとしほそくさいにいられ候まゝ、  
御心やすく候へく候、としをかさね、となたもとう  
せんの御事とめてたく申候、かしく、

此春の御しうきとして、さかミ殿よりさうく使のほせ  
給候、それよりもおなしくしうけんうけたまはり候、か  
すくまんそくいたし申候、

(寛永七年カ)  
三月十日

又三郎  
より

さかミ殿  
御ふくろ

誰にても申給へ

たゝ元

〇二一 島津光久書状

なをく申候、やまとのへもみなくふしのよし、  
とりくしうちやく申候事にて候、ひめもしいよ  
く御やうしんとめてたくそんし候、やかて御いと

まもいて申候へく候、又々、かしく、

つぎめの御よろこひとして、御ふミまんそく申候、まつ

くそこほといつもく御そくさいのよし、一入くま

んそく申事にて候、こゝほとみなくふしの事にて候、

御心やすく候へく候、かしく、

（寛永十五年）  
八月八日

さつまのかみ  
より

しんしやうにて  
まいる申給へ

みつ久

〇二三 島津光久書状

なをく申候、こゝほとみなくふしの事にて候、

御心やすく候へく候、うへ様御きしよくあしく候て

日ませニとうしやういたし申候事、すこしもひまこ

れなく候、くわしき事なをくかさねて申候へく候、

此春のつかひ、しうちやく申候、そこほと御ふしのよし、

まんそく申事にて候、いもと事もいよくありつき申よ

し、御まんそくニおほしめし候へく候、かこしまいつれ

もく御ふしのよし、まんそく申候、かしく、

（寛永十四年カ）  
□月廿九日

（卯カ）

より

御ふくろ

まいる申給へ

みつ久

〇二三 島津光久書状

なをく申候、そこもと何事なく候よし、まんそく

申候、こゝほとみなくそく才の事にて御さま、

御心やすく候へく候、かこしまへもはやく御こし

給、いづれも何事なく候よし、一しおくまんそく

いたし候、こまくハつはね申上まいらせ候、まつ

くかさねて、めてたく、

此年のしうきと仰られて、こまくとつかひ、ことに

くめいより御事ふき、御ねんのまいり候事、まん

そく申事にて候、かしく、

三月廿五日

より

しんしやう

まいる

みつ久

〇二四 島津光久書状

つかひにて申候、そもし御事、御やうしやうけニ御さ候よし、いかゝとそんし申候事にて候、さためてく御ほんふくの御事にて御こし候へんとうけ給たくそんし申候、こゝほととりくふしの事にて候、御心やすくおほしめし候へく候、めつらしからず候へ共、御しゆしんせ申候、何そくいんしん申たく候へ共、こゝほととりこみ申候て、ことくしく候、そこほとかい分く御ふしニ候へ、いか様くくたり候て、けさん申まいらせ候、さかミ殿御ふしの御事にて、御まへより御心やすく申候、かさねて、かしく、

十一月十三日

さつまのかミ  
より

御ふくろ

まいる申給へ

ミつ久

〇二五 霧田消息

尚々、いそく、重てく、こゝもと御しやせ(仕合)たんよく候、このあひたの御所りや

うのこらす御たまハリ候、そのうへも御しよりやうあいそへ御たまハリ可有候、兵庫とのにハ大すミ又ハひうかの内もすこし相そへたまハリ候、そのほか何事なく候、く、めてかしく、

(墨引)

より

清(本カ)内城

参

島津殿久女・北郷三久室  
つる田

〇二六 池之上消息

かへすく申まいらせ候、をほしめすまゝ、なりとしのおさめ、めてたくく申あけまいらせ候、こゝもともへち饑(別)のほりにて、何かとふためきまいらせ候、御すもしなされ有へく候、こまく申たきながら、元日こそむかいへまいり申候まゝ、はるなかに(奉中)かすく申まいらせ候へく候、かましゆもかこしまへ御まいりにて候かと、たそ申まいらせ候、此御返しへこまく御しあへせ見給たく存まいらせ候、よ



ろつめてたくく、

としのくれ御よろこひいつにもすくれ、かこしまのをほしめすまゝたる御事ふき、ことにきくもしさま御けんふくあそはし、めてたくく御よろこひ申上まいらせ候、まことにくさかみのかみより御ねんニいりゆるりと上り申候、ますくめてたく申おさめまいらせ候、かしく、

（墨引）

より

誰にても

御申給へ

身つから

○二七 池之上消息

なをく、御はかまのしたちまいらせ候、又御ともの人衆へもたそ前よりこゝろへ候やう□と申たく候、た□り御うれしくおもひまいらせて、文して申まいらせ候、御打立の折ふしハ、このはうへ御たちより、心しつかに御物かたり申うけ給候、そのうちハ御さうらうけ給ハらず候、さため□ふ□ミへ御いり候らんと申まいらせ候、又々下大すミの御さうとも、おりくきこえまいらせ候、

（久信）  
きく壽殿 御たひさま御さか□御いり候よしうけ給候、

御心つかひ有ましく候、又々さとわらへゑんへんの事さたまりて、一たんと□かしく申まいらせ候、おのうゑもんも御こし□しにまかりのほりまいらせ候、いそぎ候まゝ、かさねてくハ□くハ申へく候、よ□さねてめてたくく、かしく、

（天正十五年）

十二月廿三日

より

（彰久）  
又もしさま

まいる人々申給へ

（北郷時久女・彰久母）  
池の上

○二八 島津彰久書状

なをく、きくしゆとの御さかしく候や、かひぶん御ともしゆなとゆたんなきやうニおほせられへく候、二三日のうちに、きやうとのことくまかりのほるへく候、御こゝろつかひいるましく候、又々きくしゆとの御きるもの、御のそミのやうに御かきつけ候て給るへく候、へちにもこよう候ハ、くハしく御か

きつけ候てたまへるへく候、

いまほとこくらに(運留)とふりう申候、其はう御さかしく候や、

このはうもなにごとなく候、よつてかこしまのおこりう(龜毒)

にんさまもくらに御とふりうにて候、いづれも御さか

しく候、おん心つかひ入ましく候、又またよりのおりふ

し、(南蛮頭巾)なんはんつきん御もたせ給るへく候、われくもな

かくしくハとうりうなるましく候間、(典歴・以久)てんけふさま

御ふしに一人御かはり候へと、(町田盛房之(川上忠光)すわふ・てハまでもふミ

をつかへし申候、かひふんかのりやう人へおほせられ候

てこそめてたくそんすへく候、恐々、かしく、

(天正十五年)  
六月十五日

(墨引)

うちし(ヤ)□う

まいる申給へ

こくら

より

(島津彰久)  
又

○二九 島津彰久書状

としあらたまり申、さそく御わかふおハしまし候らん、

此はうも御とうせんに候、よつて 御まへ御ふしともに

いよく御さかしくおはしまし候、 大しゆさまもあき

のころハ御きふんのやうニ候つれ共、それよりハ御むし

などもいてあひ申さす御さかしく候まゝ、めてたくそん

し申候、又々 御こりうにんさま御くたりのわひに、き

やうとへおんつかいを御のほせ候、いまたかへられす候、

をそく候ほとに、御わひもとちまり候するかとおんまへ

も御物かたり候、われくまてめてたくそんし申候、い

かさまきつと御くたり候するかとこそ申候へ、次に(庄内)ハし

やうないよりのつかい、正月廿日に参候、そこもと 御

ふし御さかしくおはしまし候よしうけ給、めてたくそん

し候、次には小そて二ツ・(肩衣)かたきん・はかま・もとゆい、(元結)

たしかにとゞき申候、なにさま見ことにて候、又としや

うつうのたよりニ御ふミたまはり候、われハきふんにて

てうとにまかりぬ候て、御ふミはかり正月五日六日のこ

ろにとゞき申候、ちかくしうけとり申候、そとせはくこ

そ候へ、又々ひなかたとゞき申候、かいふんあつらへ候

て、われらくたり申候するおりふしもち候てまいり、御

めにかけ申へく候、われらまへよりもちふのせうとのへ(治部少)

わひこと申、いかさまきつときたく申候するとこそ申候へ、又々こん日二百四十二日になり申候、かやうなるな  
かたひへ、せんこあるましきかところそんし申候、さり  
なから 御まへ御ふしさへ御とうりうにて候と、おもひ  
のへ申候てこそまかりる申候へ、御すもしまいらせ候へ  
く候、かしく、

(天正十六年)

正月廿一日

(墨引)

又より

うちしやう(にてカ)  
きよみつ

人々申給へ

おさか

〇三〇 島津彰久書状

なをくうてんきう御のほせにて、そこもとのき、こ  
まくうけたまはり候てうれしくそんしまいらせ候、  
てんきう御のほせにて、其もとの御さうくハしくうけた  
まはり候て、めてたくそんし候、こゝもともなに事なく  
候、さりなから 御まへあしく候て、てんきう何方へも  
御さしいてなく候、それにつきくたりの事もいつとなく

候あひた、其もといろくめしにくき事共候する共、う  
ちしやうへしつかと御かむ(勘忍)にんなさるへく候、いかさま  
今月来月之うちハマかりたるへく候、それかしも此  
廿日はかりハきあひあしく候て、おきたつも事も御座な  
く候へは、かれこれきむつかしくしあはせあしくこそ候  
へ、またくいちかもんとのをもつておほせくださるゝ  
儀共候するか、さやうの事ハよく御ふんへつなされ  
候て、御かんように候、またくとゝを一人さんさかしく  
御座候よしうけたまはり候、いかさままかりくたり候て  
こそよろつく、めてたくく、

五月十九日

きよみつにて

うちしやう

人々申給へ

(墨引)

大さか

より

(折紙ニテ墨引ハ天地逆ナリ)

〇三一 島津彰久書状

なをく、御まへこのころちと御むしいてあひ候て、それによつていまほとさかい(一擧)へ御とうりうにて候し、さりなからさためてきつと御へひよう候すらんと存候、又々御これうにんさまもさかいへ御とうりうにて候、なにさまく御さかしく御入候、将又とうりうのやうもとかきこへす候、しせんとうりうニあひさたまり候ハ、やかて人をくたすべく候、きよ(水)みつうつたち候てより、きうくつのでいにてこそ候へ、しせん御まへにさしいて申候、そのほかニハつゐにぎとよりほかにもいて不申、かゝるきうくつのはかりニあひ申候事ハ御さなく候、それニつゐてもはやしくまかりかへりたくこそ存候へ、こゝもと御すいりやうのまへに候、ミちすからもふねのうち、かゝるめひわくの事ハ御さなく候、さりなからミちよりハちとこゝろやすく候、これにつゐても、このたひのところハなけつふてまかりのほりニけりとこそ、つくく(一)とそんし申候へ、まかりか

へり候ハ、うらミこと申へきかたも候する、まことにめひわくのことハふてにもつくしかたたくこそ存候へ、いつれへもゆたん申候ハぬやうニおほせられ候へ、いそきま(よか)くめましく候、

此はうなにごとなく候、そのはう御さかしく候や、承たくそんし候、よつてこん月九日ニさかいへつき申候、次ニハこゝもといつともなく候、かはりなともかいふん御(談合)たんかうたのミそんし候、つひてのときハしやうなひへも何ことなきよし御こゝろへたのミたてまつり候、又々御まへよりかはハかまきくしゆとのへたまはり候、これより(一)もあふ(二)き二ほん、御いんしんまてにもたせ候、せん度(南)なんはん(頭巾)きん御のほせ候へと申候つゐ、とゞき候や、たよりしたひまち申へく候、こゝもとさためてきつとまかりかへるへきことも候する、さりなからいつ共なく候ハ、かはりのことはんく御たんかう候てあつかるべく候、尚かさねて、かしく、

(天正十五年)  
七月拾九日

(墨引)

きよみつ  
うちしやうへ  
参

さかい  
より

〇三二 島津彰久書状

このはうなにごとなく候、そのうちとかく御さううけた  
まへらす、心もとなくそんし候、よつて 御上さま七月  
廿日ころより御きふんいてあひ候て、なに共く（笑止）せうし  
のやうニ候つれ共、この二三日まへよりめしたてられ候  
まゝ、めてたくそんし候、それよつて （開白）くわんはくさ  
まへもいまた御さしいてなく候、われくもいつともな  
く候のあひた、何共くめひわく共、中く申事なく候、  
又々方々よりハいろくあとより人なともまいり候へと  
も、清（水）つよりはかりとかくのこともなく候、くわひふ  
んと申、中く申ことなく候、たまく 御上さまもそ  
こもとへ御こしよし承候、そのうちもたひくたより  
候つれ共、つゐに御てんこんもなく候へ、たこのたひ  
ハよきつゐてと下々までもそんし候かと、あまりのこと  
ニつくくとあんし申候へ、かやうニ候へハ、まかりか

へり候ても人々に面もむけかたく存候まゝ、ひねりをも  
つて申こし候、ミちすからもめひわくの事はかりにて候、  
さかひニ参り候へ、きうくつものひ申へきかとそんし  
候つれともそのこともなく、いな（田舎人）かうとのことにて候へ  
ハいなくしかをのミ申よし承候あひた、つゐニもんよ  
りほかにもまかりいてす、たゞきうくつのでひにてこそ  
日をくらし申候へ、その上とよりうもいつともなく候へ  
ハ、かれこれめひわくのていにてこそ候へ、こゝもとの  
やうハ御すいりやうあるへく候、又々せんとハふミをま  
いらせ候、とゞき申候や、承たく候、きくしゆとのさ  
かしくおハしまし候や、これ又うけたまはりたくそんし  
候、又々平次郎へてひやかこれゆたん申さぬやうニお  
ほせられへく候、

（天正十五年）  
八月四日

（墨引）

きよみつうちしやうへ  
まいる さかひ  
より

〇三三 島津彰久書状

(端裏ツハ書)

「きよみつ」  
うちしやうにて  
人々申給へ

さかひ  
より

(墨引)

又より

(折紙ニテ墨引・差出所ハ天地逆ナリ)

このはうなにごとなく候、そのはうも御さかしくおハし候や、承たくそんし申候、われらもこの二三日まへにきやうとよきさかひのごとくまかりくたり申候、又々そんとは御いんしんとして平七御のほせ候、まことにくかたしけなくそんし候、次ニハてんきう御のほせ候へと申候ツ、いかゞ候や、たよりのおりふしハ、さやうのきくハしく御ふミたまはり候へ、まち申へく候、又々御まへよりも、てんきうよりとかく御いんしんなきのよしきこしめされ、こゝろもとなくおほしめし候よし、てんきうへつかい御給のよし承候、又々われらよ(横想)こね然々なく候へ共、この二三日ハちとよく候、せんと平七まかりの

ほり候おりふし、そこもと御さかしくおハし候よし承候て、めてたくそんし申候、かいふん御きねん御ゆたんなきやうニおほせられへく候、かしく、

(天正十五年カ)  
拾月廿六日

〇三四 島津彰久書状

せんとハ平七御のほせ候、かたしけなふそんし申候、そのうちハとかく御さううけたまはらず候ところに、か(左)は(右)ミ(脇)なミまかりのほり候て、そこもと御さかしくおハし候のよし承候てめてたくそんし候、こゝもときうくつのでい御すいりやうあるへく候、次にはらうてふしゆたん(老中兼)こ(弟)うなされ候とて、御まへより御つかいくたされ候、そのおもむきハ、御こりうにんさまこゝもとへ御とうりうなされ候、御いとまいつともなく候間、きよみつ御のほせ候て御かはり候へとうけたまはり候つれ共、われらまへよりしきりになりかたきよしわひこと申上候まゝ、そのうちハとかくうけたまはるきなく候、いまほとハ御のほせあるへきやうにはきこえ申さず候、御まへにもい

ろく申なし候て、このたひハなに共くめいわく申候、  
（右衛門大夫・伊集院幸臣）  
 参もんのたようとのくたりにて候間、しせんそももとに  
 て申上られ候とも、しきりになるまじきよし御（返事）へいしな  
 されへく候、かやうのき申上へきたために、けんのせうを  
 くだし申候、くハしくきこしめされへく候、こゝもとら  
 うてふしゆたんこうには、きよみつ御のほせなされ、わ  
 れらとうせんにこゝもとへめしをき候て、ミなく御く  
 たりあるへく候間、きよみつ御のほせなされ候へとたん  
 こうのよし承候、めいわくとも中く申せはおろかに候、  
 かゝるかやうのきはあるまじきかとこそそんし申候へ、  
 こゝもとのきハ御すいりやうあるへく候、又とけんのせ  
 ういせ（伊勢参）まいりなとも申さす候へ共、かやうのき申へきた  
 めにまつくかへし申候、われらねんない中ニまかりく  
 たり候ハ、申ニおよはず候、しせんらいはるまでもと  
 うりう申候ハ、けんのせうハいせ参り申候へきと申候  
 間、おくよりめしたてられ候て御のほせあるへく候、又  
（参久母）  
 池上もわれらるすにて候あいだ、しよへんきよみつへ  
 おほせあはせられ候へと申し候まゝ、そこもとより池

上へしよへんおほせあはせ候て然へく候、又とこゝもと  
 なくさミかちのよしきこしめされ候や、うけたまはるこ  
 とくなくさミのそましくハ候へ共、一ハよこねひさく  
 わつらひ申候、一ハすりきり申候へハ、そんなしてもいた  
 つらことになり候、よこねも八月廿日ころよりわつらい  
 申、このころまでもしかくなく候、さりながらねんな  
 い中にはしたて申へきかとそんし候、こゝもとのきハを  
 りへのすけ申上候らん、このたひのやうなるきうくつの  
 ことはかりハなきとの申事にて候、いまた（愛宕）あたこにもよ  
 こねわつらい申候ニよつて参らす候、いせにもこゝもと  
 しよへんなりかたく候間、たいに人をまいらせへきかと  
 そんし申候、きくしゆ（久徳）このたいにもやかてハ人をまいら  
 せへく候、われらもこの廿四日ニあたこにまいり申へき  
 かとのふんへつにて候、又と（右馬頭・以久）むまのかミとのよりすこし  
 御いんしんなされ候へ共、これにてもたかすハ一やもな  
 らしと存候、たい（大名衆）ミやうしゆには一やにもきんす一まい  
 のほととり申候、参もんのたようとのハしけく御あそ  
 ひのよし承候、このたひのさつましゆにも一はんにて候、

われくわかく候へ共をしとられ申候、これハたゝすり  
きりのいわれにて候、くハしくくたり申候てこそこゝも  
とのやう申上へく候、かしく、

(天正十五年カ)

十一月八日

うちしやう

きよみつにて

(墨引)

さかい

より

(島津彰久)

又

(折紙ニテ墨引・差出所ハ天地逆ナリ)

### 〇三五 島津彰久書状

猶々申まいらせ候、こゝもと立ちまへのよし 御前  
よりうけたまはり候、去なからかうらいにて(以久)んぎ  
うへも御談合申、よきやうにとゝのへ申へく候間、  
御心つかひ入申ましく候、さてハ又天きうはうへ御  
祈念の事、猶々御たのミ被成候てしかるへく候、馬  
など御引せ候ハ、其次を以かいふんく御憑ある  
へく候、またくいつミへ(半打)さほうちくたり申候、自

然御心つかい共候するや、少茂其元の儀にてハ無之  
候、いつミまでの事にて候間、御心得のために候、

こゝもとへ申ちらし候ふんハあか國入と申候間、能  
時分まかりわたり候間、さきのしあわせもよく候す

るところそんし候へ、あか國さへめしはたされ候ハ、

やかて御(希願)きちうと申候間、御こゝろつかひあるまし

きかところを存候へ、又々留守中おくへいらさる物共

まかりとをるへからさるよし申付候、又々申越し候

間、御こゝろへのために候、御つほねいわミ・大し

む、その外の人数へかいふんく御奉公又は火よう

しんなど申され候やうニ御意あるへく候、

たよりのまゝ申まいらせ候、京留りより出船申候てより

し(願)ゆん風よく候て、過つる廿八日ニひら戸へ入津申候、

しかればなこやへ使を上申候て御意をうけ申候へは、御

前ニも来六日ニ御渡しなされ候間、それかしも御さきへ

まかりわたるへきよし 御意にて候間、明日とかい申へ

きかくこに候、(龍伯・義久)れうはく様御らうたいと申、御しん(辛)ら

う申ハかりなく候、御身もしきこしめし候て、御こゝろ



つかひさつしまいらせ候、又々（久信）きく壽手ならひ申され候

哉、ゆたん候てハ（笑止）せうしまてに候、しかく（重）のすみにて

ハ無御座候へ共、こゝもとへあり（あか）□ひ候まゝ二丁進之候、

かいふむく手ならひかんようニ候、又々とをありきの

事むようにて候、連々申やうニ、いらさる（童）わらんへ共あ

つめ候てハしかるへからす候、御とも申候するもの共心

かけ申へき事かんようニ候、しせん川あそひなとへ御つ

かハし候ハ、しかく（券）の供しゆ被仰付候てしかるへく

候、又々先日は池上御（彰久母）こしなされ候へとも、いそぎ申候

てしかく御會尺共不申候、いまに残おほく候、そのゝ

ちいかほと御とうれう共めし候哉、いかゝとこそ申候へ、

池上へも文して可申候へ共、いて舟（出）にていそぎ候まゝ、

其もとより被仰越候てしかるへく候、又六もかうらいへ（入米院重時）

たやすくつき申候てしあわせよく候よし申候、池の上定

きこしめしたく候する間、如此候、かさねてく、

（文禄二年）  
六月二日

きよ水

うちハ、へ

参人々申給へ

ひら戸より

又

〇三六 島津彰久書状

過つる十一日ニふさんかいへたやすく入津申候て、今日

十四日こちやハんニつき申候、しよへんいまゝてハ仕合

よく候、石田殿などへハさしいて不申候へ共、さためて

しあわせよく候するかと存候、又々きく壽かいふんく

手ならひ申へく候、去なからこゝもとへさいく手火矢

のをとき（音）こへ申候、さやうニ候は、ふち馬・やぎ・ひつ

し・ろ馬なと其外いろくめつらしきものともおもとめ

候ておき候へ共、とをありきなと申候は、進し申ましく

候、かいふんく手ならひ申候やうニ御分別あるへく候、

又々池上様へこゝもとへたやすくつき申候よし、次之折

ふしハおほせこされ候てめてたく可存候、いそぎまゝ如

此候、かさねてく、

（文禄二年）  
六月十四日

より

うちはゝ

へ参

又四

（本文書ハ「旧記雜録後編二」一一四二号文書ト同一文書ナルベシ）

〇三七 島津彰久書状

なをくきく壽とをくありき申さざるやうニ候てし  
かるへく候、こゝもとよりおそろしきものまいり候  
間、しせんゆきあひ候てへめいわくたるへく候、し  
せんありき候するおりふしへ、しかくとも共つれ  
申へきやうニしかるへく候、又とひたちさかしく御  
座候哉、うちハ、へまいり候するニ御酒なとふかく  
くたされざるやうニおほせらるへく候、それかしも  
やかてきちう申へきよし御物かたり被成候て御きか  
せあるへく候、

こゝもとへたやすくつき申候、いまほときんむいと申と  
ころへさつましゆハミなく御座候間、同前ニまかり居  
候てさきへもとをり申さす、何共手持わろきやうニこそ  
候へ、いし田とのへもいまたまかりいてす候、去ながら  
さして申へきよし被仰候間、明日かたまかり出へきか  
とそんし候、さてハ又三郎・弥三衛門尉一たんさかしく  
ほうこう申候、二藏か事ハちと不心かけに御座候間、銀  
衛門尉・善藏か間ニかへ申たく候間、そのしたく御させ

有へく候、とかく此により一人を以申こし候する間、こ

さいはそのしふん可申上候、又ときく壽へほうさうさけ

さや・くつ、上井のつかひへもたせ申候、又善兵へへつ

むき二たん、まことに御音信まで候、かさねてく、

(文禄二年)  
七月三日

かうらいより

うちは、  
へ参人々申給へ

〇三八 島津彰久書状

此あひた御さううけたまわらす候、こゝもといまほとな  
にことなく候、つきにハきくしゆしやうらくのこといか  
候や、御こゝろもとなくそんし候、てんきうへかいふん  
くおほせられ候て、御とゝのへあるへく候、はやく  
此ころかうつたちも候や、うけたまわりたくそんすはか  
り候、われらもきふんあしくて、なにともくきつかい  
にそんし候へハ、このころハすこしつよく候ま、い  
まふんにて候ハ、したて候するかとそんすはかり候、

又々（幸 侃）かうかんまこミのこと、てんきうまへより、そもし  
 さまへおほせられ候や、そもしさま御まへよりハふけ  
 んにて御あり候まゝ、いかゞ候するやとおほせのやうに  
 てんきう御物かたり候、こゝもとにおひてかうかんへ、  
 てんきうまへよりおほせられ候へとも、くにもとにおひ  
 て御へいしあるへきのよしおほせ候まゝ、なをくゝもて  
 んきうへた（談合）んかう候て、たとひしんしやく候とも、かた  
 くおほせられてとちまり候やうに御ふんへつかんように  
 候、これハいこのためになるへきかとそんし候てかやう  
 に申候、又々こゝもとふりよのこと候て、なにともせう（笑）  
 しにそんし候、さやうに候へハ、われらしんしやうのこ  
 と、このたひにて候するかとそんし候、そもしさま御  
 まへより、れうはく（龍伯）さまへよくくゝ御申候てしかるへく  
 候、かやうに申候も、きくしゆ（菊寿）のためとそんし候てかや  
 うニ申候、うすきいはやくゝのほり申候ハ、ちくこ  
 などを御のほせ候て、れうはくさまへ御申あるへく候、  
 このたひわれらしんしやうのこととちまらす候へハ、な  
 にともくゝめん（面目）はくをうししない申候まゝ、よくくゝせい

に御いれ候て御申あるへく候、てんきうまへよりハ御申  
 候することともハなりかたく候するのあひた、そもし  
 さま御まへに候するとそんし候ことに候、てんきうまへ  
 よりハ（安宅秀安）あたきとのまてなにとそ御申候てしかるへく候、  
 たゞ大かたにおほしめし候てハなるましきかとそんし候、  
 こゝもとをのくゝあつかいのやうもつたへてうけたま  
 り候、へちにハたれも候ハぬよし、をのくゝ申され候と  
 うけたまハリ候まゝ、よくくゝせいに御いれあるへく候、  
 ちうこんなからかやうに申候ことも、きくしゆのためを  
 そんし候て申ことに候、又々、れうはくさま御まへより、  
 きくしゆのこと、又われらこゝもとへまかり候とて、  
 たひくゝかたしけなききよひ候、つゐてのおりふしハ御  
 れい御申てたまハるへく候、かやうなることも、人々  
 うけたまハリ候ハぬやうに御ふんへつあるへく候、申に  
（上脱カ）  
 おはす候、なをかさねて、めてたくくゝ、かしく、  
（文様二年カ）  
 九月十一日

（墨引）

より

うちはゝにて  
 人々申給へ

又

〇三九 島津彰久書状

猶々申まいらせ候、此たひきんちうと申とりニツとゞ  
ぎ、申へきことハ不存候へともつかハし申候、又々  
其もとはん衆何事もゆたん申候ハぬやうニおほせ付  
られ候てしかるへく候、小者その外のものハ申ニお  
よはず、おくへちうまいり候ハぬやうニはん衆何右  
衛門尉などへ申付候、かとなともはや〱敷御さゞ  
せ火用しんかれこれゆたんなきやうニおほせ付らる  
へく候、又々次之おりふしハ、京都へ御申あるへく  
候、たひ〱かたしけなきよしおほせくたされ候、  
ことにそれかし留す申事にて候間、何とも御ことは  
をくわへらるへき事、奉頼よし御申あるへく候、又  
らいせんゆたんなくかんきん申候哉、かいふん〱  
せいを入申へきやうニおほせ付らるへく候、清水寺・  
たかてら・たいミやうしなとへ、かいふん〱きね  
念ノ事、御たのミあるへく候、又々申候、まかりた  
つ時分ハ、ひたちきあひあしく候ツ、いかゞ候哉、  
こゝろもとなく候、年よりの事にて候之間、さい

〱御たつねなされ候てたまへるへく候、こゝもと  
申ちらす分も、正月ハミな〱ちん引あるへきよし  
候之間、其うちかいふんやうしやう申候てまち可申  
由、おほせきかせらるへく候、又々ゑのこ犬なども  
ミな〱さかしく御座候や、山などへもひき申へき  
やうニ、きく壽前より申付候てしかるへく候、また  
たよりノおりふしハ、こまかにかき付候て御つかハ  
しあるへく候、

そのゝちハ御左右うけたまはらす候、こゝもとへ何事な  
く拾月卅日ニつき申候、しかればせんちうにてハきあい  
も次第〱ニよきやうニ候つれ共、から嶋へつき申てよ  
りきふんしか〱なく候て、何共めいわくに存候、将亦  
其もとにてハおそくたち申候とて、ふこ様 御前もあし  
候よし、いろ〱申かた共候つれ共、こゝもとノやう  
すハけつく此ていにてたち申候とて、種々御ねんころニ  
おほせられ候間、まんそく此事ニ候、又々きく壽さかし  
く御座候哉、このころハさほ打とも候する間、其うちハ  
あそひなどへさしいて申へき事むようにて候、かいふん

く手ならひノ事ゆたんなきやうニしかるへく候、あけ  
字申候ハ、ミ申たくこそ候へ、さは打はて申候ハ、  
手ならひノすきくニほうつらかりなとへ時々ハよく候  
するか、とも衆なともゆたんなきやうニおほせ付らるへ  
候、きく壽へ何たるめつらしきものかなと存候へ共、  
さやうノものも今ほとハなく候、のろノ子もいろくこ  
ろかけ候間、いかさまとらへ次第つかハし申へく候、か  
さねてめてたく、かしく、

(文禄三年カ)  
霜月拾七日

から嶋  
より

うち馬場  
まいる人々申給へ

〇四〇 島津彰久書状

猶々申まいらせ候、やさうの事めしつれたきよし申  
入候ツ、去なから其折ふしよろつとりミたし候て、  
しかく不申入候、こゝもときやくら<sup>(客)</sup>いしけく候へ  
ハ、とりあはせ申ものしかくなく候間、やさうの

事らいはるまいり候するやうニおほせ付らるへく候、  
又とやさうを以、きくしゆへいぬもせいたうの事申  
候ツ、いかゝ候や、くわしくうけたまはりたくこそ  
候へ、またく犬つき衆へ山なとへさいくまかり  
のほり候するやうニ、きくしゆ前より申つけへく候、  
又と池の上へたよりのおりふしハ、それかしきあひ  
しかくなく候、去なからいろくやうしやう申候  
間、御こゝろやすくおほしめし候へ、又さんせうの  
きあひもしかくなく候てせうしこそ候へ、此よ  
したより時候ハ、よきやうニおほせこさるへく候、  
又と申候、ひたちの事せんとも申こし候へとも、又  
と申事ニ候、年よりノ事にてらうきなとも御座候間、  
さいく御たつね候てたまはるへく候、又さけなと  
すき申候ハぬやうニおほせ付らるへく候、らいはる  
ハかならずくきちう申候する間、其うちさかしく  
まち申候へとおほせきかせらるへく候、留守の事に  
て候之間、火用しんかれこれ御ゆたんなきようおほ  
せ付られ候てめてたかるへく候、以上、

まかりたち候てより後は、御さふうけたまへらす候、そこも御さかしく共おはしまし候や、それかしせむ中にてハき相も次第ニよきやうニ候つれ共、こゝもとへまいりつき候てよりきふむ(気分)しかくなく候て、いつかたへもさしいて申さすやうしやう申候、去なからりせいめしつれ候之間、いろくくすりなとたまへり候て、ゆたんなくやうしやう申候、それニ付ても神りよの事たいもくにて候之間、てんりう坊なとへ御たのみなされ、其ほか御ゆたんなきやうニ御分別を以おほせ付らるへき事めてたかるへく候、らいせん一たんしむらう申候らん、なをくきねんの事、ゆたんなきやうニおほせ付らるへく候、次はさば打之事、いかゝ候やと心つかひ存計ニ候、たよりのおりふしハこまかにおほせこさせらるへく候、又まきく壽手ならひの事、かいふんく御せつかん被成候て御ならハせかんようニ候、去なからよくならひ申候ハ、すきくにはあそひなともそとハよく候するか、あけし(上字)なと申候ハ、御つかハし候へ、ミ申たくこそ候へ、てさへならひ申候ハ、のろのこ・かのことらせ申候てめし

をき候間、此たひもつかハしたく候へとも、よその舟にてなりかたく候間、かさねてのたよりへつかハし申へく候、かさねて、かしく、

(文禄三年カ)  
霜月廿九日

より

きよみつ

うちは

まいる人々申給へ

から嶋

#### ○四一 入来院重国書状

ことしハすゝろのちんたちとも候て御ふさた申上候、ふりよの御しあハせにつき、御ひめさまも御ふく出なされ候、さいく御けんさんあそはされ候するところ申候へ、はかりなからまつくつかいさし上候て申上候、ついでのでやうに候へとも、御ふさたのとをりをそれなからふミして申上候、かれこれまかりこへ、申のふへく候、かしく、

(墨引)

いりきぬいわミのかミ

しんしやう  
御ふくろさま  
たれにても御申給へ

しけくに

〇四二 入来院重時書状

かへすく申参らせ候、きくしゆとのいよく御さ  
かしきよし、御ふみにみえ申候、われらまてまんそ  
く申計候、かやうの段、そもしさまより御とりあへ  
せの事、たのミそんしまいらせ候、

せんとハ 御ふミ送給り、まことにくかたしけなく存  
まいらせ候、ことに一たんの二いろ送りくたされ候、こ  
れ又御ころさし申つくしかたく候、かねてハ又又四郎(影)  
殿修右衛門尉殿と御なを御給り候や、御ふもしにみえ申  
候、はんくめてたく申まいらせ候、ことさら御氣相も  
ちとめしたてられ候よし、御まんそくさ社と存まいらせ  
候、次にハ (久信)きくしゆとのへもはるく御無音申候間、  
何たるめつらしき御みあけなと存候へ共、此比ハはんせ(番船)  
んことのはかいてき申候へハ、とりまきれてさようの事  
も申あへす、御ころもとなく存まいらせ候、われら事

御城へまかり居候へは、夜白共にひまなく候て、御ふミ  
の御かへりことさへ申あくね候、のこりおよく存計候、

よろつかさねて、かしく、

(文登三年乙)  
十月九日

(入来院重時)  
又六

うちはへ  
まいる人々申給へ

〇四三 球麻島津久信室消息

なをくいつよりもはやくしくこのはるの御せう(祝)  
けん申上候するところに、今までの御ふさた、まこ  
とにく申つくしかたく存まいらせ候、又もしもい(久敏)  
よくせいしんのよしうけ給候、めてたく申上まい  
らせ候、御せうけんまてにこうれいの九こん上まい(殿)  
らせ候、御しやうくはん候ハ、めてたかるへく候、  
何事もなき日に申上候する、めてたく、くくく、  
此はるの御よろこひ、いつにもすくれめてたき御せうけ  
ん、このはうよりこそはやくしく申上候するところに、  
御ふミ御つかひまことにく御うれしく申上まいらせ候、

さかミさま・又もしも御すくやかにおハしまし候よし、

何よりもめてたく申上まいらせ候、こゝもとうつりかわ

りにつけ、今までおしうつりまいらせ候、くハしくハつ

かひ申上候するまゝ、又とますくゝの御よろこひとも、

ななき日に申上候へく候、めてたくく、かしく、

より

たれ<sup>(にカ)</sup>□ても

まいる<sup>(人カ)</sup>□と申給へ

ミつから

### 〇四四 千亀消息

なをくおしろい給候、一しほくうれしくそんし

まいらせ候、とゞ様も御くたりおそく御入候て、御

まちとをにそんしまいらせ候、かしく、

たん<sup>(端牛)</sup>この御しうぎと候て御ふもしくたされ候、かすく

うれしくなかめ入まいらせ候、ことにかたひら<sup>(帷子)</sup>・くこん<sup>(九)</sup>

おくりくたされ候、かすくうれしさ、いくひさしくと

いわひ入まいらせ候、めてたく、かしく、

ひかし

### 御返事

まいる申給へ

### 〇四五 千亀消息

そのおりふしにははやくと御こしまちあけまいら

せ候、ミ事なるふくろはり下され候、かたしけなく

そんしまいらせ候、そのほかいろく給候てうれし

くそんし候、とゞ様より下され候兵部卿と申候物に

て御さ候まゝあけまいらせ候、御てなとへも御つけ

なされ候へく候、めてたくく、

けさはこまくと御ふもし、かたしけなくそんしま

らせ候、とゞ様御きしよく此<sup>(氣色)</sup>ころはちと御よく御さ候まゝ、

やかてこゝ程へも御なりも候ハんとそんしまいらせ候、

めてたく、かしく、

より

しんしやうにて

おは様

まいる申給へ

(島津家久女・久重室)

せ



〇四六 千亀消息

なをくとしあげ候へ、さうく御こしなされ候へ、まぢ上まいらせ候、なかき春中に申うけたまはるへく候、かしく、

としのくれの御しうけん（祝言）と御さ候て御つかひ、ことに見事なるこ袖、やもしさまわかミ三人へ下され候、かたしけなくそんし上まいらせ候、くこん・さかないくひさし（祝言）といわゐ候てたまはるへく候、めてたく、かしく、

十二月 廿九日 より

しんしやうにて 誰にても 御申 せん

〇四七 萬鶴消息

御うとくしくおハしまし候御事、いまにく御のこりおほく候、御きたくのしふんは、しかく申うけたまはり候へん、かすく御のこりおほく候、まれく御とうりうにて御さ候に、と（家久）さま御きしよく御すきくとも御入候へて、何かととりみたし

申候へは、おりく御つかひさへあげ申候へん、と（本）

さまも此ころハ御よく御入候まゝ、いよく御ほん（復）ほくあそはし候へんとめてたく申あけまいらせ候、なをく見事なるあふ（願）き下され候、何ともくかたしけなくそんしあげ候、なおく御あねさま一しほ（千亀カ）

く御ありつき候事、かすくめてたく申あけまいらせ候、その御かたさまさそく御まんそくにおほしめし候へんと申あけまいらせ候、やかてく御こしまちあげ候へく候、こゝもといもしとのよりも、御そへ事かたしけなきよしよく申せとの御事に

て候、御いてのおりふしハ、御はるなかにて、しかく御けんもしも御さ候へん、やかてく御こしにて候へんまゝ、そのおりふし御めにかゝり候へんよし、よくく申あけ候へとの御事にて候、こまかく

かさねてめてたく、

あらたまの御事ふきとして、はやく御ふミ下され候、一しほくかたしけなく申あけまいらせ候、いつにもすくれたるはるのはしめと、かすくめてたく申あけまい

らせ候、としうちハ御とうりうあそはし候へとも、又々、  
かしく、

御返事

まいる申給へ

(島津家久女・肝付兼屋)

まん

つる

○四八 萬鶴消息

御つかひくたり候まゝ文にて申上まいらせ候、まつく  
そこほと御そくさい(息災)の御事にておはしませ候ハんと、か  
すくうれしくそんし候、うけ給候へハ、御やうしやう  
けニおはしませ候つるよし、いかゝ御さ候や、さためて  
さうく御ほんふくの御事にて御さ候ハんとそんし候、  
こゝほと御ふし様御きやうたい様とりく御そくさいの  
御事にて御さ候まゝ、御心やすくおほしめし候へく候、  
日にましく御かいくしく御せいちんの御事にて候、  
御(ん脱)けもしニ入申たく、御うわさのミ申事にて候、何そ御  
いんしんも申たく候へ共、こゝほといまたとりこみにて  
候、何事もそんしたるハかりにて候、又々かさねて申候  
へく候、かしく、

より

十一月十三日

たるミつにて

誰にても

人々申給へ

まん

○四九 一之臺消息

なをく上井へハ、そと御使御まいらせ候て御らん  
候するにてこそ候へ、いかさま其時分聞え候すると  
こそおほせ候へ、此度ハ一大事の御ありきにて候間、  
うへしたすミ候やうニモ候へて、何共(笑止)せうしニお  
ほしめすよしこそ 御意候へ、めてたくく、  
御文のよしやかて申上候、さてハ典(以)廐様御氣分ニつき、  
又四郎殿御立のよし候欵、こゝハ是非典(影)廐さま御立候ハ  
てハとおほしめし候、これよりおほせられ候するは、い  
かゝニおほしめし候へ共、きと上井へ其分おほせこされ  
候て御らんし候するところ、 御意にて御入候へ、又今  
日主馬允ヲ御参候、御返事くハしくうけ給候て其心へ申  
へく候、三官申候ニも、しら草と申候ハなをりかね候、  
是ハたゝのか(脚)つげと見え申候、やかてよく御さ候する欵

と申候間、めてたく候、かいふん御やうしやうかんよう  
ニ存まいらせ候、いかさま是より又御つかひ候するまゝ、  
其時こそくハしく申へく候、又御反米の事ハ、先三百石  
もきと御上候て、其上の御わひなとしつかに御申候へか  
しとこそ、りこうなから存まいらせ候へ、かしく、

三月九日

(墨引)

より

こく□

申給へ  
御返事

一の臺

○五〇 上屋敷局消息

かへすく、あまり 御ねんつかひあるましく候、  
(島津入章)  
やまと様にはこやに御さ候よし申まいらせ候、りう  
しなから一いろしんしやう申候、こゝろさしはかり  
にて候、又このふミよめましく、御さくにて御ら  
んし候へく、ひまなく候て、やうくかきつけ申  
候、

わさと御つかひ御のほせ候、御さううけたまはりまんそ  
(左右)

く申候、おほせのやうにやまと様 御こゝろちかひなさ  
れ候、なにともしうしなる御事にて候、 (笑止) 御まへ様 御  
こゝろつかひかすくおしはかり申候、たゞ 御かミ様  
御こ様の御事はかりこれよりそんしあけまいらせ候、い  
かさまくわろくわ候へんとそんし上候、いそぎ大かた、  
かしく、

より

しん上にて

たれにても

御ひろう

かミやしき  
つほね

○五一 宮内卿消息

御ふミかたしけなく申あけまいらせ候、きのふハ御出に  
て御しあわせよく御入候て、めてたく申あけまいらせ候、  
此中きよひのとをりこまく申あけ候、御しやうしつか  
(御意)  
に御らんし、こなたより御かへり事あそはし候はんとの  
御事にて候まゝ、やかてくこゝもとよりめてたき御さ  
う御入候へんまゝ、さやうにおほしめし候てめてたく候、  
ひせんとの・ちくことのかたへの御ふミ、御いてあいの

おりふしハ御とりあわせよく申されへく候、わたく  
しまへよりすいふんく申あげ候はんま、御ころや  
すくおほしめし給候へと御申候へ、かへすくもやかて  
くこなたより御かへり事御入候はんよし、めてたき御  
さう御さ候はんま、御ころやすくおほしめし給候へ  
く、このよしよきやうに申たのミそんし候、

たそ  
御ひろう

くない  
きやう

### ○五二 三位卿消息

返々御ねん入候て、われくまで御心つけかたしけ  
なく申上候、はやく御下かうも候へかし、御とも  
申くたり候て、つもの御物かたり申あげく候、は  
かりなから大にとのおきいにも御心へ候てくたさ  
れ候へ、又々こもといちやよりもさいく御そへ  
事かたしけなく申上候、ふしにつめ候て御ほうこう  
申候よし申あげられ候、かしく、

御たよりのま申上まいらせ候、そこほと御そくさいの  
よし、めてたく申上候、こほと又十郎さまいよく御

せいちんあそはし候、一しほ御そくさいさまの御事にて  
御入候、めてたかりまいらせ候、まつく御ねんとうの  
よし候て御つかひしんせられ候、ことに御たるさかなし  
んせられ候、ひとしほいわひまいらせ候てしん上申、こ  
ほと御ちよめきにて候、こほとよりもあやめの御せう  
き御申候はんために、いろくしんせられ候、御いわひ  
候て御とりもちなされまいらせ候、又々御つかひまいり  
にハ、おほしめしよせられ候て、我身へまで御心つけか  
たしけなく候、御おひ二むすひくたされ候、すなハち我  
身むすひまいらせ候て、幾ひさしくといわひまいらせ候、  
かしく、

三月一日

系と  
より

さかミとの  
御ふくろさま

人々御中

さんミの  
きやう

### ○五三 大蔵卿消息

なをくくこん・御さかな御まいらせ給候、めてた

く申上まいらせ候、いわひ候て御ふた所さまへ上申、

したく／＼までち／＼めきくたされまいらせ候、此ほと

はやまと様御こし候て御けんさんあそはし、うれし

くおほしめし候はんところより申上まいらせ候、御

ひめ様ひにまし御ふくれ御あいらしく候、まつく、

かしく、

くれの御（祝儀）しうきと御さ候て御つかひ、ことに御三人さま

へ御（小袖）こそて御まいらせ候、かすく／＼めてたく申上まいら

せ候、いく久しくといわるめさせ上申まいらせ候、御せ

んさまへハ御むゆふの御事にて候、いづれもいわひ上め

させ申まいらせ候、めてたく、かしく、

ひやうふ脚殿

御ひろう申

大くら

きやう

（卷子奥書）

中納言家久様御文七

御簾中様御文九

御新さうさま御文弐

中将光久様御文六

羈田御文壹

池之上さま御文弐

修右衛門尉彰久御文拾三

入来院又六殿御文弐

球麻御袋さま御文壹

千龜さま御文三

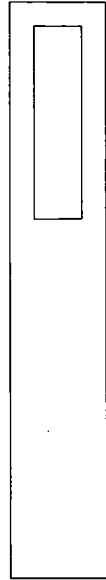
萬羈さま御文弐

御局方之御文五

以上五拾三通

新田神社文書

(第一卷 卷子表紙)



○ 一 伏見天皇繪旨

薩摩國八幡新田宮所司神官等申、初任神拜廳宣事、任例不日可致其沙汰之由、被仰國司候了、可令存知給之旨、天氣所候也、仍執啓如件、

六月四日

(藤原光家)

兵部卿 (花押)

謹上 右衛門督殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一六三九・一六五一号文書ト同一文書ナルベシ、尚  
コノ文書ハ宿紙ヲ用フ)

○ 二 伏見天皇繪旨案

新田宮神官等訴申兩条事、奏聞候之處、於國領島等者、令停止國衙之濫妨、於神拜者、忝可切出之旨、可成廳宣旨、被仰下國司候了、且可令存知給、仍執達如件、

九月十二日

(勘解由小路)

春宮亮兼仲

謹上 (藤原為雄)  
左中將殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一六五二号文書ト同一文書ナルベシ、尚  
コノ文書ハ宿紙ヲ用フ)

○ 三 後醍醐天皇繪旨

薩摩國新田宮執印職、當知行之上者、不可有相違者、天氣如此、仍悉之、以狀、

元弘三年七月三日

式部少輔範圍 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一六四五・一六五〇号文書ト同一文書ナルベシ、尚  
コノ文書ハ宿紙ヲ用フ)

○ 四 光明天皇口宣案

口宣

惟宗友雄

右人、宜任左衛門大夫者、宣下之旨如此、悉之、以狀、

曆應二年十一月廿一日

(高僧推仲)  
大藏卿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」二〇六九号文書ト同一文書ナルベシ、尚  
コノ文書ハ宿紙ヲ用フ)

○ 五 鎮西奉行連署奉書

鎮西為宗社修造事、四月廿五日 關東御教書并御事書、昨日十六日到来、各案文如此、早任被仰下之旨為致沙汰、不日可令上府給也、仍執達如件、

正應四季六月十七日

(大友親時)  
前因幡守 (花押)  
(少式經實)  
沙弥 (花押)

新田宮執印殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」九四一号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 六 島津忠宗施行状

今年二月三日關東御教書今日到来、如状者、異國降伏御祈事、薩摩國々分寺、一宮并為宗寺社、殊可抽丹誠之由、可令相觸、且每月可令執進卷教云々者、任被仰下之旨、專抽御祈禱誠精、每月無懈怠、可被進卷教也、仍執達如件、

正應四年三月六日

(島津忠宗)  
左衛門尉 (花押)

新田宮執印殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」九三四・九三六号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 七 島津忠宗施行状

為異國降伏御祈、御劔一腰、神馬一疋可獻一宮由事、今年二月十一日關東御教書今月廿日到来、案文如此、於當國一宮者、新田宮与開門社御相論之間、先度令申子細於談議所之處、就近例、先可致沙汰之由、被仰出之間、新田宮依被帶近例、令進宮畢、而開門社司雖及訴訟、御成敗未断之間、任先日沙汰篇、所令進獻當宮也、依之不可有一宮治定之儀、且存其旨、且可被進請取候、仍執達如件、

正應六年四月廿日

左衛門尉 (花押)

薩摩國新田宮執印殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」九七五号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 八 左衛門尉朝員奉書

(藤原為雄)  
當宮執印職事、道教犯用造營用途、依令抑留年貢、自去年五月被改易候了、仍被補任時經之處、諸司神官等令違

(執印重兼)



背時經、同心道教、不從度々下知云々、太自由也、且被改易道教上者、於令同意之輩者、任注申、永可被改易其職也、將又雖被下、綸旨并武家施行、不叙用之由、有其聞、是又頗狼藉也、不日相觸所司神官等、御年貢已下無懈怠、可致其沙汰之由、被仰下也、仍執達如件、

永仁三年七月十一日

左衛門尉朝員奉

新田宮所司神官等御中

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇〇〇号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 九 関東御教書

薩摩國新田宮執印三郎兵衛入道(重兼)之教申、所職并名田島事、訴狀如此、相觸本所、可被執進雜掌陳狀也者、依仰執達如件、

永仁三年五月六日

(北条宣時) 陸奥守 (花押)  
(北条貞時) 相模守 (花押)

(北条盛房) 丹波守殿

(北条久時) 刑部少輔殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」九九九号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 一〇 左衛門尉朝員奉書

薩摩國新田宮執印并五大院之主職事、就関東御教書、任重代相傳被還補了、兼又御年貢事、無懈怠可被致其沙汰之由、所被仰下候也、仍執達如件、

永仁五年六月 日

左衛門尉朝員奉

(重兼、道教) 執印三郎兵衛入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇〇七・一〇〇八号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 一一 鎮西下知狀

八幡新田宮雜掌申、薩摩國山門院郡司家泰抑留當社常見免田所當米由事

右、就訴狀為有其沙汰、去永仁六年六月十一日、同七月廿四日、同九月十五日雖遣度々召文、不参決之間、仰薩摩在國司道嗣・吉岡弥次郎重將等、相尋難蒞實否之處、如道嗣執進永仁七年七月廿七日家泰請文者、無合夕未進云々、早遂結解、有未進者可究濟也者、依仰下知如件、

正安三年六月六日

前上総介平朝臣(北条家政)(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇五八号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 一二 鎮西御教書

薩摩國八幡新田宮放生會饗膳相撲流鑄馬以下神役等事、  
吉永又三郎左衛門尉友經、嘉元以來雖(対カ)□<sup>カ</sup>捍、依小事社役  
懈怠、令抑留大營祭祀条、神慮難測之間、年々(沙汰)□<sup>カ</sup>遂行  
神事、追年致對捍之由、雜掌妙敵申之處、嘉元以後祭礼  
無為遵行之由、妙敵自稱之上者、神役無懈怠之条分明之  
旨、友經披陳之間、社役勤否、神事以後無據亂明欵、所  
詮、於向後者、所役勤仕之時者、社家出證狀、役人等可  
帶請(文カ)□<sup>カ</sup>之由、可被相觸兩方也、仍執達如件、

元亨三年九月十六日

(北条英時)  
修理亮(花押)

(島津忠宗)  
下野三郎左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三七号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 一三 鎮西下知狀

薩摩國新田宮雜掌申放生會饗膳役事

右、如所進神役注文者、吉永名分上祈三立、次七十膳、  
清酒壹斗五升、濁酒參斗五升云々、而當名領主友經對捍  
彼役之由依訴申、嘉元以來数度雖遣召文、無音之間、去  
年九月廿日以澁谷弥平三為重、尋問實否訖、如執進去二  
月八日友經請文者、新田宮放生會饗膳役事、企參上可明  
申云々者、可參上之由進請文之後、數月不參之上、雖可  
被行罪科、嘉元以後年々神事無為令遵行之由、雜掌自稱  
訖、以前分所役勤否、無據亂明之間、不及沙汰、至向後  
者、社役勤仕之時者、為斷絶後日相論、悉可出給請取於  
役人等者、依仰下知如件、

元亨三年九月十六日

(北条英時)  
修理亮平朝臣(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一三三七号文書ト同一文書ナルベシ)

〇 一四 鎮西御教書

薩摩國八幡新田宮放生會饗膳以下色々神役等事、諸郷保  
役人等年々雖令對捍件課役等、依小事抑留大營之條、神  
慮難測之間、遂行祭祀之由、雜掌妙敵申之處、神事遵行

之旨、雜掌自稱之上者、社役弁勤之条勿論之旨、領主等披陳之間、神事以後社役勤否、無據糺明欵、所詮、為斷橫論、所役弁勤之輩者、出送文、社家可出請取由、可被相觸兩方也、仍執達如件、

元亨三年十一月十六日

(北條英時)  
修理亮(花押)

下野三郎左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一三七九号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 一五 宗覺書狀

造 宇佐宮薩摩國所課事、被免除新田宮領候、院宣并

六波羅御教書、令披見正文等候早、此様可披露候、恐々

謹言、

〔正中二〕

十一月十八日

宗覺



執印社司御中

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一四五八号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 一六 鎮西下知狀

薩摩國八幡新田宮雜掌道海申、當宮正月七日若菜御供

米事

右、供米者、為當國給黎院所役之處、一分地頭給黎院三郎入道保宇、去元亨三年以後抑留之旨雜掌就訴申之、嘉曆三年七月七日、八月十七日兩度雖遣召文、無音之間、同年九月廿九日以市來孫太郎時家、尋問實否之刻、如執進保宇請文者、每年無懈怠致其弁、帶請取之處、掠申之条奸曲也、將又不付本解之間、巨細不存知、召給彼狀、可明申云々、而保宇捧自由請文不參之間、欲被裁許雜掌之處、沙汰依中絶、重相觸子細於論人、可注進之由、去年十二月廿二日被仰時家之刻、相觸給黎院三郎入道之處、不及請文之旨、今年八月廿二日時家進起請文訖、頗不遁難澁之咎、然則於彼所役者、任先規可弁勤者、依仰下知如件、

元德二年十月廿九日

(北條英時)  
修理亮平朝臣(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編一」一五六七号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 一七 雜訴決斷所牒

〔増裏書〕

雜訴決断所牒 薩摩國守護所

當國一宮八幡新田宮所司神官等申、沽却并質券地等事

解状具書、

牒、為糺決、來十月十日以前可參洛之旨、相觸東郷三郎左衛門入道已下交名人等、可執進面々散状者、牒送如件、以牒、

建武二年八月十一日

前筑後守藤原朝臣(小田貞知)(花押)

明法博士兼左衛門權少尉左京大進中原朝臣(職政)(花押)

右中辨藤原朝臣(高倉光守)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一一七四二号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 一八 牛屎元貞請文

〔増裏書〕

羽月四郎左衛門尉請文 康永元 七廿四

就薩摩國 新田宮執印友雄掠申、去二月廿九日御教書案

文、六月五日御催促状、七月廿日到来、拜見仕候了、抑

世上動乱以後、元貞最前為御方、京都天王寺御合戰之時、

致軍忠之處、可下向鎮西之由被仰下之間、對於菊池・八

代・内河并求磨・多良木以下輩、數ヶ度合戰之刻、依薩

州南郡凶徒蜂起事、守護人嶋津上総入道(貞心)鑑被成御教書、

下向以後、自去年八月合戰最中也、為御敵退治、令相向

之族沙汰事、合戰落居之程者、可闕之由、當時御沙汰定

法之旨所承及也、仍元貞一族牛屎恩賞訴訟事、敵方申状

可被闕之由、為治部兵衛大夫奉行人所有其沙汰也、所詮、

元貞雖相向合戰、蒙御免者、企上洛、彼奸訴之趣可申披

候款、不然者、南郡合戰落居之間、可被闕件謀訴候哉、

以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應四年七月廿五日

左衛門尉元貞(牛屎) 請文

進上 御奉行所

(裏花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」一一二二〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

○ 一九 沙弥覺禪東郷重清請文

(端裏書)

「 康永元七廿四  
澁谷又次郎入道請文 」

薩摩國一宮八幡新田宮執印友雄申、神領下地押領神役對  
押以下事、任去季三月廿四日御奉書之旨、相觸面々候之  
處、野田又太郎、宮里郷郡司九郎入道跡并武光掃部左衛  
門入道日妙、同大學入道忍性請文如此候、但此內在國司  
三郎左衛門入道々弘分者、不可相觸之旨、友雄在國代長  
秀依令申候、不及催促候、以此之旨、可有御披露候、恐  
惶謹言、

曆應五季三月五日

(東郷重清)  
沙弥覺禪(裏花押) 請文

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二四三号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 二〇 高重茂奉書

薩摩國一宮八幡新田宮執印友雄申、下地押領神役對捍以  
下事、重申(狀脫カ)七通(副具)如此、武光大學入道忍性・澁谷新平  
次入道定円・羽月四郎左衛門尉・石塚平太郎・同小四郎

入道・大隅式部六郎三郎・武光伴三郎入道等、不日可参  
決之旨相觸之、載起請之詞、可被申請文之状、依仰執達  
如件、

康永元年七月廿九日  
(高重茂)  
大和權守(花押)

(東郷重清)  
澁谷又二郎入道殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五三号文書ト同一文書ナルベシ)

○ 二一 平重足契状

契約

一於天下向之儀候者、不及是非候、  
一於此界、成一味同心之思、相互見繼被見繼可申候、於  
此中候、自然与荒説之時相守申、永可落居仕候、仍此  
条々偽申候者、

八幡大菩薩 天満大自在天神

諏方上下大明神 御罰於可罷蒙候、

應永十二年正月廿日 平重足(花押)

執印殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七三三号文書ト同一文書ナルベシ)



○ 二二二 新田宮執印兼五大院院主迎阿大間

狀

讓与 相傳所職事

在

薩摩國 八幡新田宮執印并五大院之主職事

阿多院田并宮男田園等

散在宮五大院園等

用作五町五段拾代内

飯町一丁一反卅

竹原町一町一反

原田一丁

左恵田五反

高坏六反

開門田一反卅

市比乃原田一丁

本免田拾伍町玖段内

山門三丁

牛屎一丁

牟木三郎丸一丁

勸同一丁

（紙雜目）

入来四丁

宮里二丁

光富一丁九段

久乃給二丁

代官分也、以之加御殿・拜殿・中門・鳥居・御前橋等修理、但執印進止也。

新免拾陸町牛屎・宮里募之、

右、件兩職者、迎阿弥陀佛相傳之職也、領掌年久、當知行無相違、而相具次第調度之本證文等、所讓与嫡男左衛門尉惟宗友成實也、更不可有違乱、但庶子等處分之外、於田畠立用免田者、可令知行、次男等用作外水田者、自執印所遂檢注、任得田可納所當、於斗代者、可守先例、又如任祈大事出来之時者、隨分限可計苑、每年見參祈兼

定員數令支配早、又大物船引之時、指入大人數之折者、庶子分在家可催仕、兼又友成一期之後者、相具本證文、可讓三男右兵衛尉康秀、其時者、康秀所帶者、可讓友成子息、此儀至于子之孫之、相互不可有違亂、抑所請申御年貢已下御公事、殊致丁寧可盡忠、又恒例佛神事守代之禮奠、更不可有懈怠、又社務之間、不可行非儀、可致憲法之沙汰、官領知行、子息等各為一身同心、可全本所公役、仍所讓与如件、

寬元元年八月十日

(紙雜目)

八幡新田宮執印兼五大院主迎阿弥陀佛(花押)  
右衛門尉惟宗(花押)  
右兵衛尉惟宗(花押)  
一次男左兵衛尉師久分

市比乃浦 但除原田一丁 薩摩郡御靈田  
本免貳丁六段内 一丁東郷 一丁時吉御靈田舞  
四反吉永 二反延時  
新免拾丁 牛尿 江上園一曲  
大肤田陸段有勤 四郎別當園壹所

原藤太園壹所 國符太郎園壹所  
當時居園壹所 用作參丁

可勤事

一年ハ錢壹貫參百、一年ハ錢陸貫、市比乃栗柿随出来分限、可上公文所、正月一日所司神官神人等祈也、狩月仁一度許自執印所可狩、三ヶ年一度船造之時、如瓦板物、随有可取、定使者、可為公文所成敗、小弁濟使同每年御米運上船具、任先例可取進、大物船引之時、入大人數之時者、人夫可催渡、歲末節祈、任先例可進、如任祈大事之時者、錢陸貫可訪、於園地利物野島麥芋桑者、一向付師久早、用作參町外者、或請所、或檢注、可為公文所沙汰、委旨在讓狀、然而為後代不審、所注置也、

(紙雜目)

一三男右兵衛尉康秀分  
五大院之内 限志多江西田者令散在、又除城五郎園定、  
大中嶋水田園等  
本免壹丁 宮里

新免伍丁 三丁宮里  
三丁牛屎

用作貳丁陸段内

五大柳田八段

同橋口六反

同藏町四反

中嶋柳田八反

中古公文所

同前園壹所

川尻九郎當時居園壹所

長入道園一曲并作園

藤次郎居園北作園

下口徳万古園壹所

源次郎別當居園

當時公文所北園壹所

可勤事

一年者錢壹貫參百、一年者錢陸貫、任祈之時者、錢陸

貫可訪、大物船引之時者、人夫可催渡、三年一度船造

之時者、<sup>(船)</sup>加治大工可被召仕、節祈可任先例、定使弁濟

使者、可為公文所成敗、毎年御年貢運上之時、船具足  
任例可取進、園

(紙雜目)

地利物野島、一向付康秀早、用作貳丁六反之外、於水  
田者、請檢田可弁所當也、委旨在讓狀、然而為後代不  
審、重所注置也、

一惟宗一子分

本免壹丁 是枝

新免壹丁 牛屎

森尾園壹所

讚岐居園壹所

可勤事

本家見參祈、一年者錢貳百、一年者錢伍百、可沙汰

渡公文所、任祈時者、<sup>(之腕之)</sup>伍百可沙汰、安居召物之時、

随分守支配可沙汰、園地利物一向付了、

一惟宗二子分

用作五大川邊壹丁

本免壹丁 若吉

(裏書)  
「執印惟宗康國」



新免壹丁 宮里

五大城五郎蘭壹所

丹次太郎居蘭壹所

可勤事

本家見參祈、一年者陸百、一年者壹貫伍百、可沙汰

渡、任祈之時者、壹貫伍百可沙汰、安居召物蘭地利

物一向付了、田所當同、

(紙雜目)

一惟宗三子分

五大修正分壹丁

本免壹丁 若吉

新免壹丁 宮里

藤次古蘭壹所

貝太蘭壹所

大内侍蘭壹所

鳥居前古公文所 但於中務次郎居住分者、可除之、又移他所之時、可令一圓

可勤事

本家見參祈、一年者陸百、一年者壹貫伍百、可沙汰

渡公文所、任祈之時者、壹貫伍百可沙汰、安居召物

可沙汰、於蘭并用作地利物者、一向付了、

以前讓狀如此、一事不可有違亂、六人子息等、各成一身

同心之思、可全本所御公事、又於檢非違所職者、可為執

印之沙汰、又執印上洛之時者、隨分可有志、平均公事出

來之時、守公文所御下知、可致其沙汰、住人等訴訟出來

者、可蒙公文所裁許、又不用讓狀之旨、於令違背執印子

息者、速可為執印沙汰、雖面々讓狀、所詮、不審出來之

時、可見互讓狀、仍為向後龜鏡、所讓与如件、

寛元元年八月十日

新田宮執印兼五大院主迎阿弥陀佛(花押)

(本文書、旧記雜錄前編二四一五・四一六号文書下同一) 文書ナルベシ)

〇 二二三 国分友兼友重申状案并具書案  
(三三〇一)

薩摩國御家人國分備後次郎惟宗友兼重言上

欲殊停止同國新田宮執印四郎忠兼謀陳、任曾祖母迎

阿弥陀佛大間帳并前々御沙汰例、給御舉状、進上闕

東、申入本所、蒙安堵御成敗、當國東郷大<sup>(備説之)</sup>中名主職

事

副進

一通 關東御下知案<sup>正應二年四月七日  
可守祖母誠狀由事</sup>

右、忠兼陳狀云、如祖母尼迎阿讓狀<sup>号大</sup>者、八幡新田

宮執印并五大院之主職事、件而職者、所讓与嫡子左衛門

尉友成實也、兼又友成一<sup>期</sup>之後者、相具本證文、可讓三

男右兵衛尉康秀<sup>改名重兼</sup>、其時者康秀所帶者、可讓友成子息

云、仍友成子息友教相承之後、讓与于舍弟忠兼<sup>童名大夜叉</sup>、

云友教讓狀、云本補任、明鏡也云、此条、如件大間狀

者、友成一<sup>期</sup>之後者、可讓康秀、其時者康秀所帶者、可

讓友成子息、此儀至于孫之、相互不可有違乱云、而

至于子之

(紙雜目)

孫之、相互不可有違乱之由乃肝心之句お令書除天、擬塞

友兼理訴之条奸謀也、既於友成本領執印并五大院之主職

者、守彼大間狀、友成一<sup>期</sup>之後、康秀<sup>今昔出家  
法名道教</sup>知行之、

子息重友令相承、至于子孫無相違之上者、其替之康秀本

所帶大中嶋名田者、又友成嫡孫友兼可領掌之道理必然也、

而今道教<sup>康秀子息忠兼背本主迎阿讓狀、令致濫妨之条、  
法名</sup>

争可遁教令違犯之罪科哉、且帶友教讓狀由事疑殆非一、

不審端多、先彼讓狀者友教自筆欵、友教者右筆仁也、若

於為他筆者、難備鏡證欵、尤欲被召出正文、是一、縱雖

為自筆、友成康秀兄弟分領相互令相傳、至于子孫、不可

有違乱之由、迎阿狀明鏡之上者、以友教自由之手繼、難

破祖母迎阿之大間帳欵、且如傍例者、筑前國御家人峯弥

三郎入道之念与高松平四郎入道阿寂相論、寬能丸名田事、

阿寂背祖母誠狀、令沽却之處、被賞彼誠狀、今年四月七

日道念預御下知畢、彼御下知進覽之、而忠兼背祖母迎阿

誠大間狀、令濫妨當名之条、殷鑒不遠、商略暗在欵、<sup>(是)</sup>

次迎阿友成遺領等子孫相承之時、為後證、加子息等<sup>(署)</sup>署判

於讓狀欵、号今友教之讓之狀、為實正者、尤可加一族證

判之處、背先祖之流例、無證判之条、眼前之謀略也、<sup>(是)</sup>

次稱友教

(紙雜目)

讓狀之文章、大略模友成讓狀詞欵、其上於公事課役分限

者、見本證文云々、本證文者所謂友成本讓狀欵、以友成

讓狀案文許、雖引寫其詞、於今狀本自友教存生之時、不

書与欵、依不令相傳本讓狀正文、相副本證文於手繼、讓

与忠兼之由不書之、於為實書、爭相具本證文不讓与哉、

四、次今忠兼所進狀案者、弘安四年云々、友教早世六ヶ

年以前之狀也、其時者無加冠之儀、童名鶴熊也、令書友

教名字事、眼前謀略也、五、縱雖有讓与之企、何闇内戚

教輩之親昵、可讓落胤外戚之舍弟哉、就中非衰老之齡、

非病患危急之身、弘安四年者年少平安也、讓狀事、旁以

今案矯飭也、六、次同狀云、友兼承伏欵、友教・友清共

以友成子息也、忠兼為友教舍弟之間、相傳勿論也云々、

此条、就今陳詞、忠兼弥不可知之旨趣、令露頭畢、其

故者、尋家之余流、胤人之氏族時者、以內戚為先、於外

戚者、非御沙汰限欵、忠兼以謂落胤之一腹、何可募申友

教舍弟之由哉、如令申先段、友成・康秀兩流之所帶、至

子之孫々、不可有違乱之由、本主令誠置早、忠兼者康秀

法名子息也、友成子孫相傳所帶不能恠望欵、次同狀云、  
道教子息也、友成子孫相傳所帶不能恠望欵、次同狀云、  
友兼者次男友員子息也、難稱嫡孫云々、此条、亡父友

(紙雜目)

員之舍兄(友說之)氏先父友成令早世之間、友員之外者、誰人可稱

嫡子哉、次同狀云、扶持詞奸謀也云々、此条、於友教者、

自幼少之始、至于死期、友員、友兼二代令扶持之、弘安

四年異國合戰時毛、付友兼手、令致合戰畢、而号友教讓

狀、如忠兼進覽之狀者、為蒙古合戰令上府之間、讓与犬

夜又由事、眼前奸謀、無其寄之狀文也、次同狀云、如大

間帳者、友成一期之後、相具本證文、可讓康秀由書載之

處、書除本證文字之条謀略也、如彼狀者、 閔東御舉狀

以下證文可相承之由無所見云々、此条、 閔東御教書・

御舉狀等、無可相承之所見者、讓漏欵、可為讓漏者、嫡

子友成余流之外、誰人可及競望哉、仍於執印・院主兩職

者、友成存生之時、本證文相共令付渡道教畢、於道教所

帶者、避与友成之間、友成令分讓子息等畢、其時於令殘

留道教分之證文者、道教爭不申子細哉、若於令恠惜者、

尤及上訴可糺取欵、而道教不申子細、友成・道法・友兼

三代相承之、今就友兼之理訴、始而可為道教文書由令掠

申之条奸謀之至也、爭可及御信用哉、次同狀云、如友兼

所進十二月付建長(北条時賴)四年 最明寺殿御返事者、自

(紙雜目)

本所被補之子細顯然也、致非分押領之由掠申趣、奉度如本所之条、争可遁其科哉云々、此条、西國御家人者、以寺社惣官國司領家下文、准 関東御恩、令勤仕守護役之条、為先規之由、被定置早、而以 関東御口入地、一向為本所一圓之由、令掠申之条、如傍例者、招罪科之謀陳也、隨而於 最明寺殿御成敗者、准三代 將軍家御下知、難被改替之由、御式目嚴重之處、忠兼寄事於本所、忝令(忽)勿緒 最明寺殿御沙汰并同御教書之条、争可遁重科哉、給 関東御舉状、可申入本所之由、令言上事者、奉重本所之故也、何奉忽緒之由可掠申哉、次同状云、友兼背大間状欵、如彼状者、相具本證文、可讓道教之由雖載之、本證文以下大間帳、武家御返事、御教書併抑留之、不顧身科、可宛給道教分執印職之旨、濫訴之条非御信用限云々、此条、於執印・院主両職本證文事者、令申先段早、大間帳者諸子配分状也、尤可留于嫡流也、何為道教文書之由可稱申哉、 関東御教書等事、子細載先段畢、但道

教・忠兼等以 関東御口入地、為本所御進(マ)之由、令立申之上者、非御教書帶持之器、依何可望申哉、存外之次第也、次給御舉状、可言上本所由哉、先進状之處、如忠兼陳状者、此条逆訴也、以本所御舉状、申入 関東

(紙雜目)

之条定法也、自 関東被申入本所由事、可令參差云々、此条、賜本所御舉状、令申訴訟於武家事者、本所一圓地事也、於 関東御口入地者、專申付 関東御舉状於本所、令安堵之条、諸國一同先傍例也、而忠兼存何様子細、可為逆訴由載陳状哉、次同状云、此者依友成流令相承、宛給本所任補、忠兼當知行之處、友兼非指相傳之仁云々、此条、友兼可令相傳知行當名之条、忠兼令承伏早、既非友成流者、難知行之由忠兼自稱上、忠兼全非友成子孫、被載本主誠状之康秀子也、何可号友成流哉、友兼者為嫡孫、帶 関東御教書御返事等、令勤仕御家人役之仁也、友兼當其仁之条、道理必然也、何非相傳由可掠申哉、又讓状為奸謀之子細、度々事舊畢、次同状云、犬夜叉名字事、元服以後者、可喚俗名由事、此条忠兼加冠事、就自

稱、始而承之畢、況名字事不存知之間、載重名者也、就名稱、書載其實名之上不及巨細、高木太郎家繼并二郎大夫家兼等傍例事、難准忠兼儀欵、依為枝葉不及返答、抑如忠兼陳狀位暑者、御家人云々、如同狀中詞者、執印職為本所進止云々、然者以何職、御家人之由募申哉、事与意令相違者也、尤分明可弁申也、所詮、被停止忠兼謀陳、任本主迎

(紙雜目)

阿大間讓狀并先々御沙汰例、給御舉狀、言上 関東、申入本所、為蒙安堵御成敗、重言上如件、

正應二年十月 日

(二三の2)  
峯弥三郎宗一能字有權、法師道念与高松平四郎法師法名相論、阿寂

筑前國穗浪北郷寬能丸名田島事、

右、如宰府注進狀等者、子細雖多、所詮、當名者藤原太子道念等祖母所領也、而分讓子息等之時、沽却他人、令付主輩分領者、可取返由、安貞三年正月十六日、書与讓狀於盛直道念父早、阿寂背彼狀、令沽却之上者、可宛給之旨、

道念令申之處、阿寂所進承伏狀也、爰買得輩、或知行經年序之由申之、或勤仕御家人役之旨、雖稱之、背本主誠狀、沽却之至、無左右買領之條、無其謂之上、不帶安堵御下知之間、稱經年序、難被信用件沽券、然則、於彼沽却地者、可令道念領知也、次十郎宗成跡屋敷名田事、財得尼・同子息道圓買領之間、為御家人、云京都大番以下公事、云異國警固役、多年勤仕之由、帶守護人狀等、雖有申旨、就誠狀、被裁許之上者、子細同前者、依鎌倉殿仰、下知如件、

正應貳年四月七日

(北条宣時) 在御判  
前武藏守平朝臣  
(北条貞時) 同  
相模守 平朝臣

〇二四 伴光法忍讓狀案

(端裏書)

「日向殿大間帳」

讓与 先祖相傳所職并所領田畠等事

一 弥三郎經兼分

本方徳惣領職加弁濟使所務定、

上村 給乃 弁濟使職 清水寺院主職并田畠等

在廳職 牛屎院書生職 南郷書生職

入来院塔原内南部村并弥毛原村但此南口弥毛原兩村、後ニハ可讓給三郎太郎也、

吉枝名惣領職 宮里郷之内正岡田地参町并堂園在曲在

御下知、

(勲功御領筑前國七隈郷惣領職脱カ)

一 三郎次郎師藤分

万徳名内 又五郎居園在曲 源藤次郎園在曲 源藤太

郎園在曲 山門尼御前本園在曲 藤四郎安元園在曲(光カ)

以上五ヶ所許宛テ加弁濟使所務、

水田宇津木並八段 溝越四段同加弁濟使所務、

吉枝名内 西町在町 小山本三段十坪 保佐田五段付下

同四郎入道契約田園等在曲 在廳給在町 元五町内

(紙綴目)

新五郎園在曲 西尾寺院主職并加田園等定、

勲功御領筑前國七隈郷内淵田在町 同長淵畠地在所

入来院塔原大狩倉(諸)請絹拾伍内 絹陸両

一 伴三兼治分

万徳名内 石走五段 西口貳段 原田早田在段卅坪此

等許ニ宛テ加弁濟使所務定、八講田参段

軍原在曲加前原定、此分許宛テ加弁濟使所務定、(二脱カ)

吉枝名内 横丸陸段 保佐田五段付上 牧崎當時細工

作園在曲

入来院塔原内大狩倉(諸)請絹拾伍内 絹五両

在廳給五段 元五町内

勲功御領筑前國七隈郷内袴田五段件田者、書落六月十七

日讓状之間、重所讓与也、在判

一 又三郎兼正分

万徳名内 弥二郎入道園在曲 當時居園此分宛テ加弁濟

使所務定、

又竹中園在曲 前小園在曲 此者雖為小太郎殿園、被

賣本主之時、止餘人競望、可令買領知也、背此儀於子

孫等者、可為不孝也。(一脱カ)

字水田參段坪 深町卅代坪同加弁濟使所務、

宮里郷内志奈尾田陸段坪 蒐フクロ三段坪 大野本三

段坪

(紙雜目)

平良々田二段卅坪(卅力)止一向地頭所務 證文在之、 正富内元小田五段内

二反ハ地頭被田除之、

三段内卷段ハ停止地頭所務、證文在之、

鶴王丸名内一房蘭卷所同停止地頭所務、證文在之、

五大院若吉内柳田八段 小樋口二段本方三段

新田宮領荒野卷曲限東正岡作島、限西大俣田溝、限北毛刈田、限南万徳堺、

吉枝名内 松本四段 橋口八段 長蘭卷曲

勲功御領筑前國橋爪四段大六十歩 在廳給五段 元五町内

入来院塔原内大狩倉(番)請絹拾伍内絹四兩

一女子乙鶴御前分

万徳名内 榎木町蘭卷曲(定脱カ)加弁濟使所務

五大院若吉名惣領職但柳田八段 小樋二段(二脱カ)本方又三郎讓与之、  
三段(一脱カ)

此外ハ可令知行之、坪付見本證文、

一三郎太郎兼長所 万徳名内 當時居蘭加弁濟使所務、

水田武津町卷町但法忍命後ハ可令知行之、

牧崎舟太郎蘭堺河縁蘭卷曲

入来院塔原内南口村・弥毛原村此兩村者經兼命之後ハ可知行

之、

(紙雜目)

一後家分 万徳名内 當時居蘭卷所 中津牟礼坪

吉枝名内 打開四段 本錢返田蘭并沽却田島等但除吉枝、

質券地等定、

家内資材物并所從下人等但所讓与正安三年三月廿三日於田蘭等者、一期之後可被付于惣領也、  
(者脱カ)

一 鶴石分 万徳名内 中津牟礼坪加弁濟使所務定、

一 土用御前所 阿久利御前所

平四郎蘭卷曲但一期之後ハ可被返付惣領也、  
(于脱カ)

右、件所職田島等者、守面々讓状等、可令知行之状如

件、

應長二年六月十七日 (武光師兼) 法忍在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五号文書ト同一文書ナルベシ)